

# 一人ひとりに寄りそう生活保護をめざして

## ～立川市生活保護廃止自殺事件調査団活動報告と提言～

2019年3月28日

はじめに	2
第1 事件発覚の経緯と調査団の結成	3
1 事件発覚の経緯	3
2 調査団の結成と活動の概要	3
第2 調査団の活動より判明した事実関係	3
1 判明した事実の詳細	3
2 真相究明のために実施した調査活動	6
◆「立川生保廃止自殺事件」Mさんの死　府中緊急派遣村 高見 俊司	9
第3 問題の所在	10
1 立川における就労指導・就労支援の実態	10
2 法的観点からの問題点の整理	11
3 本件の背景にある問題点～立川市の不当な廃止の目標値の設定～	14
4 他自治体でも明らかになった就労指導の問題点	15
◆立川市の生活保護の現状　立川市議会議員 上條彰一	17
第4 東京都及び立川市に対する調査団の活動と成果	17
1 東京都に対する申し入れ	17
2 記者発表	18
3 立川市に対する申し入れ	18
4 研修会の開催	20
5 就労指導違反による保護の停止・廃止時の文書交付の運用	21
6 調査団の活動を振り返って－成果と残された課題	21
おわりに—— 実情にあわない「就労指導」「自立促進」と生活保護制度の矛盾	23
就労指導のあり方等に関する調査団の提言	26
調査団の主な活動一覧	27
添付資料一覧	27
「立川市生活保護廃止自殺事件調査団」参加団体・参加者 一覧	28

## はじめに

2015年12月、立川市で生活保護を利用されていた40代の男性（Mさん）が、就労指導に違反したとして保護を停止され、さらに廃止され、自殺するという大変痛ましい事件が起こりました。昨今の生活保護制度に対する締め付け、とりわけ厚生労働省が就労指導による自立に力を入れていることからすると、立川市に限らず、日本全国の自治体においても同種の事件が発生する危険性があります。

「立川市生活保護廃止自殺事件調査団」は、この事件の真相の究明と、同種の事件を再発させないという二つの目的のために結成されました。

調査団は本事件を記者発表し、東京都及び立川市に対して事実経過の説明と再発の防止を要請しました。事件のニュースは新聞報道やネットニュース、SNSを通じて拡散され、反響を呼びました。

しかし、東京都及び立川市は、真相を明らかにすることなく、自殺と保護廃止の因果関係を否定しています。調査団の懸命な活動にも関わらず、保護廃止に至る経緯の真相は最後まで明らかにされませんでした。それでも、調査の結果、不完全ながらも事件像が浮かび上りました。Mさんは、懸命に働き、「自立」を目指しながらも、「軽度」の障害のために職場に定着することができずには苦悩していた青年でした。他方で、立川市の就労指導は、こうしたMさんのパーソナリティへの配慮を欠いた、画一的・形式的なものだったと感じさせるものです。調査団としては、生活保護法を逸脱する違法な就労指導があり、これがMさんを自殺に追い込んだ可能性が高いという認識に到達しました。

調査団の粘り強い活動の結果、立川市は、2019年1月30日、生活福祉課職員に対して、「軽度」の知的障害等をかかる方への支援のあり方について、専門的な知見を有する森川すいめい医師（精神科医）の研修会を実施するに至りました。また、今後、就労指導違反を理由とする保護の廃止・停止を行なう際には、相談機関等を記載した文書を交付する運用の実施を約束しました。これらは調査団の活動の重要な成果といえ、立川市において同様の事件の再発を防止するために、一定の効果が期待できるものといえます。

調査団の活動は、上記2つの目的を十分に達成することはできなかったかもしれません、同種事件の再発防止、ひいては、軽度の障害をかかえた方にも寄り添った生活保護制度の確かな運用を実現するうえで、今後の取り組みの足がかりとなる成果を残すことができたのではないかと考えます。

本書面は、こうした調査団の活動報告と本件の教訓を踏まえた就労指導のあり方等に関する提言を行うものです。

Mさんのご冥福を祈りつつ、この調査団に参加した諸団体、個人、そしてこの報告書をお読みになった全ての方が、本件の教訓と成果を活かし、それぞれの持ち場でますます奮闘されることを期待します。

立川市生活保護廃止自殺事件調査団 共同代表  
弁護士 宇都宮 健児

## 第1 事件発覚の経緯と調査団の結成

### 1 事件発覚の経緯

2015年12月31日、日本共産党市議団控え室のFAXに、匿名のFAX（資料1）が届きました。生活保護を利用していた知人が「職員に殺された」と訴えるものでした。

「新聞社・議員へ

立川市職員に生活保護者が殺された！

真相を追及して公開、処分してほしい

知り合いの〇〇〇〇（氏名）が高松町3丁目のアパートで12月10日に自殺した

担当者の非情なやり方に命を絶ったよ

貧乏人は死ぬしかないのか

生活保護はなんなのか

担当者、上司、課長は何をやっているのだ

殺人罪だ

平成27年12月」

このFAXによる情報提供を機に、共産党市議団上條彰一市議が市の担当者に確認したところ、就労指導違反により保護廃止を決定した40代男性が自宅のアパート居室で自殺していたことが判明しました。なお、他の市議会議員や新聞社に上記と同様のFAXが送信されていたかどうかは不明です。

### 2 調査団の結成と活動の概要

#### (1) 参加団体、参加者等

上條市議より、違法な就労指導がなされていなかったか等、男性が自殺に至った真相を究明するとともに、再発防止措置を講ずるための取り組みが提起され、以後、調査団を結成し、東京都及び立川市への申し入れが行われることとなりました。

「立川市生活保護廃止自殺事件調査団」の参加団体は本書面末尾記載のとおりです。

#### (2) 活動の概要

調査団結成の目的は2点あります。すなわち、①真相の究明、及び、②立川市における再発防止策の実施です。

この2つの目的に沿って、調査活動や立川市及び東京都への要請等をおこないました。

## 第2 調査団の活動より判明した事実関係

上條市議や調査団の説明要求にもかかわらず、立川市及び東京都は、本件の事実関係を一切明らかにしなかったことから、事実解明は自力による調査に頼らざるを得ませんでした。

以下では、「1」で判明した事実関係の詳細をまとめたうえで、「2」で実施した調査とそれによって判明した事実の概略を時系列で整理することとします。

### 1 判明した事実の詳細

#### (1) Mさんに関する情報

##### ① 職歴等（詳細は資料2参照）

男性は神奈川県出身、昭和42年生まれで、高校卒業後、正社員として複数の自動車工場や運送会社、陸上自衛隊（2年間）等で働いた後、1996年頃から派遣雇用により職を転々とし、2007年4月頃から国分寺市内で路上生活を始めました。

路上生活に至るまで隙間が殆どない職歴や高校卒業後しばらくの間は正社員として働いていたこと、少なくとも1～2年は同じ仕事を続けていた状況等をみると、就労によって自立した生活を営もうとする確かな意思が見て取れます。他方で、1～2年ごとに職場が変わり続けている状況からは、まじめに仕事をこなす一方、一つの職場に留まることを阻害する要因をMさんご本人が抱えていることが窺われます。具体的には、職場で建設的な人間関係を構築すること等が苦手な方であることが推察され、その原因としては、容易には気づかれにくい発達障害や軽度の知的障害等を抱えていることが強く疑われます。

## ② 路上生活から国分寺市で生活保護を受けるまで

一緒に路上生活をしていた別の男性とともに府中緊急派遣村とつながり、2010年7月から国分寺市で生活保護の利用を開始し、NPO法人もやいが保証人となってアパート入居に至りました。

Mさんの支援にあたった府中緊急派遣村の高見さんによれば、物静かな様子で「死にたい」と述べる等、うつ状態にあることがうかがわれました。（詳細は高見さん執筆の『立川生活保護廃止事件』 Mさんの死（9ページ）をご覧下さい）。

しばらくした後、所在不明となってしまい、生活保護保護も廃止されました。

## ③ 立川市での路上生活からアパート入居まで

その後、立川市内で路上生活していたところ、立川市の働きかけを契機に同市で生活保護を利用することになりました。2014年7月17日に市内の無料定額宿泊所に入寮したことが宿泊所の記録により確認されており、その頃から立川市で生活保護受給していたものと考えられます。

宿泊所でMさんと同室だった男性の話では、「人とかかわるのが苦手なのか、おとなしく自分から話しかけるようなタイプではない。」「ここに入る前はホームレスだった。」「病気の有無は知らない。」とのことでした。

遅くとも2014年10月にはリサイクル品の回収や土木関係の仕事をしていたとの情報も得られました。

宿泊所のルールでは、アパートに転居するために条件として、①仕事があること、②携帯電話を保有していること、③転居先のアパート物件があること、という3点を全てクリアする必要があり、M氏は3つの条件を全て充たし、2014年の12月に退所し、立川市内のアパートへ転居しました。

## (2) Mさんに対する就労指導、保護廃止に至る経緯

### ア 就労指導

Mさんは、立川市生活福祉課の「就労促進事業」（後述）の対象となっていたようですが、具体的にどのような指導等が行なわれていたのかは不明です。

### イ 停止・廃止に至る経緯

保護の停止・廃止、自殺に至る経緯は次のとおりです。

① 2015年9月9日、書面での就労指導。履行期限10月2日まで

2015年9月9日「就労指導指示書」（資料3のうちのいずれか1枚）がMさんに交付されました。

「かねてから求職活動に取り組むように指導・指示をしてきましたが、改善・努力のあとが認められません。このような状態では、これまでのように生活保護法の適用を受けることはできなくなります」として、10月2日を「履行期限」に、「ハローワークで職業の斡旋を受ける等、熱心かつ誠実に求職活動に取り組んでください」と指示されました。指示書の冒頭には「正当な理由なく、この指示に従わないときは、同法第62条第3項の規定により、現在受けている保護の変更、停止又廃止をすることがあります。」と明記されています。

なお、後述の「第3」で問題点を指摘しますが、同じ日付けで、Mさん以外の2名の生活保護利用者に対しても、全く同じ文言の指導指示書が交付されていたことが判明しました（資料3）。本来、就労指導は一人ひとりの個別の事情に応じてなされるべきものです。保護の停止廃止につながる文書指導はなおさらです。ところが、同日付で全く同じ文言の就労指導指示書が3通発出されている事実からは、個別の事情を無視した画一的な就労指導が行なわれていたことが強く疑われます。

② 10月3日～就労指導違反を理由に保護停止（停止決定通知書は10月22日付、資料4）

Mさんは、①の指導に違反したものと判断され、10月3日から生活保護を停止される処分を受けました。「停止決定通知書」には、「9月9日に文書で行った…稼働能力活用の指示に従わず、弁明の機会でも正当な理由がなされなかった」ことを理由に10月3日から保護を停止する旨が記載されています。

これにより、10月3日以降、日常の食費や水道光熱費等にあてるべき生活扶助費やアパートの賃料支払いにあてるべき住宅扶助の支給が打ち切られました。

③ 10月23日、書面での就労指導。履行期限11月20日まで（資料5）

保護の停止決定と同時に、2回目の文書による就労指導が行なわれ、11月20日までに「ハローワークで職業の斡旋を受ける等、熱心かつ誠実に求職活動に取り組んでください」と記載された指導指示書がMさんに交付されました。

10月3日以降生活扶助費や住宅扶助費の支給が打ち切られ、日々の食事すらままならず、家賃の支払いもできない状態に追い込まれたM氏が就職活動を行なうことは不可能であることは容易に想像ができます。しかしそのような事情は無視され、11月20日までに「熱心かつ誠実に求職活動に取り組」まなければ、いよいよ生活保護を廃止することがMさんに通告されたのでした。

④ 11月21日～保護廃止決定（廃止通知書は12月9日付、資料6）

Mさんは、「熱心かつ誠実に求職活動に取り組」んだとは判断されず、その結果、11月21日に生活保護を廃止することが決定されました。12月9日付け「保護廃止決定通知書」が作成されています。これは同日にM氏に交付されるか、その内容が知らされたものと思われます。

「お金がなくなれば働くだろう」との安易な考え方の上で廃止されたことが疑われます。また、Mさんに廃止を知らせる際、担当ケースワーカーは「困ったら相談にきなさい」とも伝えたようですが、再度生活保護を申請できることや、廃止に対する不服申立

ができることについてMさんが十分に理解する程度の説明されていなかったことが疑われます。また、Mさんには過去の路上生活の経験があったことから、生活保護をうちきったとしても死ぬことはないだろうと安易に考えられていたことが疑われます。

#### ⑤ 12月10日 Mさんの自殺

保護廃止決定通知書の作成日付けの翌日である12月10日、Mさんは自宅アパートで自殺しました。

生活保護の停止・廃止の直後の自殺です。12月中旬、路上生活には寒く、厳しい季節でもあります。

Mさんが、生活保護を断ち切られ、生活再建の展望ももてず、過酷な路上生活に戻るくらいなら死んだ方がましだという考え方で自殺に至ったのではないかと思わずにはいられません。少なくとも、生活保護の停止・廃止とMさんの自殺が全く無関係と断定することは不可能です。

#### (3) 就労指導による保護廃止目標数値の存在

立川市では、市が作成する「平成27年度 事務事業評価表」において、生活保護の制度運用に関連して、目標数値と各年度の実績値が記載されていることが判明しました（資料7）。

このような記載の存在からは、一人ひとりの生活保護利用者に寄り添い、その事情に応じて就労に向けた支援や指導を行なうのではなく、個別の事情を無視し、目標達成のための指導が行なわれていたことが疑われます。

（後述するとおり、調査団では、東京都・立川市に対して目標数値の廃止を求めましたが、頑なに拒否され、廃止には至っていません。但し、市との懇談において、少なくとも目標数値にとらわれない運用を行なうべきことは確認されました。）

## 2 真相究明のために実施した調査活動

調査団ないし調査団の参加者が行なった調査活動とそれによって判明した事実関係の概略を以下に説明します。

#### (1) 保護の停止・廃止に関する書面の情報公開請求

保護の停止・廃止につながる就労指導は文書によって行なわれます。また、保護の停止・廃止の決定も文書によって通知されます。これらのことから、2015年1月から12月までの1年間、立川市福祉事務所から発出された書面による就労指導指示書、保護の停止決定通知書及び保護の廃止決定通知書の全てを、立川市の情報公開条例に基づき開示を求めました。

開示された文書のなかから、就労指導指示違反による保護の停止・廃止は各1通しかなかったため、これがMさんに対するものであることが判明しました。また、その前提となった指導指示書も明らかになりました。

#### (2) 市内無料低額宿泊所への聞き込み

立川市内の無料低額宿泊所を訪問しての取材活動の結果、上述の無料低額宿泊所入所から退所までの状況が判明しました。

#### (3) 市議による文書質問及び市議会での質問

##### ① 文書質問

上條市議より立川市長に対する文書質問をおこないました（2016年2月4日付立議第2267号、資料8）。質問は、亡くなったM氏に対する就労指導の内容や、就労指導違反と判断した根拠、弁明の機会付与の有無等、M氏に対する生活保護法上の事務の実態を明らかにするよう求めるものでした。

同年2月15日付「文書質問回答書」（立行総第4886号、資料9）により市長から回答がありました。市情報公開条例7条2号「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当することを理由に、一切の回答を拒否するものでした。

## ② 市議会での質問

### ○2016年3月1日 予算委員会

- ・就労支援事業、就労指導について
- ・病氣がある場合の就労指導の有無、就労の可否の判断
- ・転職の指導の有無
- ・就労支援の結果の保護廃止人数、平成27年度目標
- ・就労指導違反による保護廃止人数（回答せず）

### ○2016年3月14日 一般質問（資料10）

- ・本件に関する文書質問への回答について
- ・本件で問題はなく、自殺と保護廃止の因果関係を否定する副市長の答弁

市は具体的な事実は明らかにせず、保護廃止と自殺との因果関係を否定。但し、一般論として、「私どもの対応の仕方云々について、瑕疵含めてあるというようなことであれば、それは十分留意しなければならないし、反省もし、今後の将来の再発防止ということに取り組んでいかなければならない」と答弁した（3／14一般質問にて）。

## （4）男性の生活保護ケース記録に関する情報公開請求

平成27年1月～12月まで、文書による就労指導が行われたケースのケース記録（個人特定につながる情報を除く）について、立川市の情報公開条例に基づく情報公開を求めました。

しかしながら、市は、「本件個人情報には、受給者と担当ケースワーカーの詳細なやりとり及び関係機関等から得た具体的かつ詳細な情報が記載されており、氏名または住所等、個人を特定しうる情報を取り除いたとしても個人が特定される可能性がある」とこと、「本件個人情報には、就労指導に対する受給者の弁明、心情及び考え方等が記載されており『個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を特定することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの』に該当すると判断した」こと等を理由に、全部非開示を決定しました（平成28年5月24日付立福生第625号）。審査請求も行いましたが、結論は変わりませんでした。

## （5）市内不動産業者への聞き込み

M氏が住んでいたアパートの所在は町名までしかわからず、住所は不明であったことから、住所を特定するため、同じ地域にあるアパートを管理している市内不動産業者への聞き込みを行いました。

しかしながら、室内で自死されたことは物件にまつわるプライバシー情報でもあるため不動産業者としても、そのような情報を把握しているかどうかも含めて開示できるものではなく、成果は上がりませんでした。

#### (6) 支援団体への聞き込み

「NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい」へ問い合わせたところ、Mさんが国分寺でアパートを借りる際、もやいが保証人になっていることが判明しました。経緯を確認すると、「府中緊急派遣村」がホームレス状態にあったMさんの支援をし、アパート入居に際してもやいに保証人を依頼していたことがわかりました。

府中緊急派遣村で実際に支援にあたった高見氏から直接当時の状況を確認することができ、Mさんの人物像をようやく把握することができました。

#### (7) 和泉なおみ東京都議会議員を通じ都内各福祉事務所宛調査等

都内の各自治体に対するアンケートを実施しました。アンケート項目は、2014年から2016年までの生活保護の廃止世帯数と理由別の内訳、及び、各自治体において「働きによる収入の増加・取得」による保護の廃止に、世帯数の目標を設けているかどうかについてです。結果の一覧表は、資料11のとおりです。廃止の目標を設けている自治体が10ありました。

また、厚生労働省から都道府県等宛に出された「平成28年度就労支援促進計画の実績評価及び平成29年度就労支援促進計画の提出について」において、就労促進計画の実績、計画を提出するよう指示が出されており、厚生労働省が自治体が就労による保護廃止人数等の数値目標を設定するよう求めています（資料12）。

このような厚生労働省の指導自体不適切なものであり、中止させる必要があります。

## ◆「立川生保廃止自殺事件」Mさんの死

府中緊急派遣村 高見 俊司

### ◎事件の発覚

2017年3月22日、三多摩法律事務所田所弁護士から一本の電話。「今「もやい」にいますけど、Mさんのことをご存知ですか?」との内容。「知っています。2010年7月に国分寺市で生保申請・「もやい」保証契約の同行、そして2014年3月に彼が失踪した際の後処理をしました。」「そのMさんが2015年12月に自殺していました。」とのやりとりで今回の件を初めて知りました。

### ◎彼との出会いと印象

Mさんと私の出会いは、2010年7月7日、国分寺市役所内で生活保護に関する相談を受けたことでした。彼は押島(日光橋公園周辺)時代の野宿仲間Tさんと共に面談しました。紹介者は、先に府中市で保護を受けた当時の仲間Yさん。

彼の第一印象は、物静かな好青年。背が高く、今風で言えば、イケメン。生活保護は初めてであり、生保に関する説明を熱心に聞いていました。

私達派遣村は相談を受けた時、「個人面談票」に生活歴・職歴、家族関係などを原則自筆で記入して頂くことになっています。初めてお会いする方であり、その人となりを把握する為に必要な事と考えているのがその理由です。

私の前で生活歴・職歴などを淀みなく丁寧に記入していました。高校を卒業後就職していますけどその殆どが短期間で退職し、間断なく次の就職先に就いています。他の方ですと就職時期・会社名・退職時期の記憶など曖昧となるケースが多いのですが、彼の記入時にそうは感じませんでした。何度も履歴書を書いているからでしょうか?

「短期間で退職していますがその理由は?」という問い合わせに、うつむき加減に「人間関係でした」と一言。他人とコミュニケーションを取るのが苦手だなという印象を受けました。確かに私とのやり取りでは、伏し目がちであり、言葉も短いほうであったと記憶しています。当時私も相談者の内面的な状態を窺い知ることには経験が不足していましたので十分な把握をすることが出来ていませんでした。

家族関係については、筆は滞りがちになりました。多くの野宿者同様「知られたくないんだな、複雑だな」という思いを持ちましたが、話して頂きました。

国分寺市で生保決定後、一度は就職したと聞いていましたがそれも長続きしなかったようでした。同時期に国分寺市で保護を受けたTさんによれば、CWの就労指導は受けているようであるが、それ程「厳しく、性急な」指導ではなかったとのこと。

2014年2月末、ゴミ出し(TV)の処理で大家と揉め、所在不明となり失踪。私は、担当CWからの連絡で安否確認や残置物処理などで幾度となく部屋に入りました。印象としては、部屋は散らかっているという程ではなく普通の生活を営んでいた感じを受けました。

「物静かな」印象だった彼が、大家とのやり取りを聞くと、当時の自分に対する苛立ち、心の不安定さを想像します。感情の起伏が激しかったのかと驚きを感じます。自殺事件発覚後、当時の野宿仲間だったYさん、Tさんに話を伺うと「死にたい!」と漏らしたことを見たことがあったそうですが、それは野宿時代のこと。野宿者の多くは生きていくのに必死です。だから、彼の言葉には多少の違和感を感じたそうです。

### ◎自ら命を絶ったこと

2014年7月立川市で保護を受け、2015年12月10日に自ら命を絶ちました。立川市の短期間の間に何があったのでしょうか？一度重なる就労指導と指導指示違反による生保廃止。彼には耐える事が出来なかつたように思います。私は、国分寺市の指導のあり方と比較してしまいます。「彼が死を選択するまで、何が彼を追い詰めたのか？」、全く明らかになっていません。当時の彼を把握している福祉行政は、この自殺という事実に対し真摯に向き合っているのかと疑問を持ちますし、事実関係を開示しないことに深い憤りを感じます。

今は、Mさんの自殺の原因を推測する事しかできません。

- ① 精神的に不安定であり、症状が進行した。
- ② 「また野宿か！？」と追詰められ絶望感を抱いた。
- ③ 家族関係、人間関係に疲れ、孤立感に苛まれた。

彼に少しでも関わった者としてこの事件のことを聞くに及び無力感を持たざるを得ません。

Mさんのご冥福をお祈り申し上げます。

## 第3 問題の所在

### はじめに

情報公開や上條市議による追及等の結果、立川市において、少なくとも一部のケースワーカーにより、生活保護利用者1人ひとりの置かれた状況や稼働能力の違いを無視した一律で形式的な就労指導が行われている実態が浮き彫りとなりました。

また、他の自治体に対する調査を行ったところ、立川市以外の自治体においても、行き過ぎた内容の就労指導や、生活保護利用者の職業選択の自由を軽視した就労指導や、安易な保護停止・廃止決定が行われていることも明らかになりました。

本件の自殺事件の背景には、生活保護利用者1人ひとりの状況や、稼働能力の程度を無視した、形式的で、行き過ぎた就労指導が行われているという、生活保護行政全体に関わる、大きな問題が横たわっていることが明るみになりました。

本件は正にその一徴表にほかなりません。

以下では、情報公開等で明らかになった立川市の就労指導をめぐる実態と、法的視点から見たその問題点について論じた上で、他自治体においても、明らかになった就労指導の問題点を報告します。

### 1 立川における就労指導・就労支援の実態

調査団では、立川市の就労指導の実態や問題点を明らかにするために、立川市に対し、情報公開条例に基づき、2015年の1年間に行った書面による就労指導の内容（あるいは就労指導書）を明らかにするよう求めました。

その結果、2015年の1年間で、のべ計8件の書面による就労指導が行われていることが明らかになりました。そのうち3件は、同日（9月9日）に、まったく同じ内容での就労指導書をもって就労指導がなされていることが判明し、そのうちの1件が、本件でM

氏に対して行われた就労指導でした。

9月9日付の就労指導では、履行期限を10月2日とされ、それまでに就労指導に従つた求職活動等をしなければならないとされました。そして、履行期限の翌日の10月3日から直ちに保護停止とされ（ただし、保護停止決定通知書が作成されたのは10月22日付けです）、さらには、その保護決定通知書が作成された翌日である10月23日に間髪入れず2回目の書面による就労指導がなされています。2回目の就労指導の履行期限は11月20日とされていました。

そして、履行期限の翌日である11月21日をもって、即座に保護廃止決定がなされています。

このように、本件では、1回目の書面就労指導、保護停止決定、2回目の書面就労指導、保護廃止決定が、全く猶予なく連続して行われており、まさに、保護廃止に向けたレールの上を走る列車のように、手続きが進められたことが明らかになりました。

次項では、本来行われるべきであったケースワークについて触れた上で、上述した本件の立川市の手続きないし対応が、法的観点からどのような問題があるかについて述べます。

## 2 法的観点からの問題点の整理

### (1) 本来行われるべきケースワーク

#### ① 求められる慎重かつ丁寧な稼働能力の把握

就労指導は、個々の生活保護利用者の有する働くための ability（稼働能力）に応じて、必要最小限度の範囲で行われなければなりません。

すなわち、就労指導は、生活保護法27条1項の「生活の維持、向上その他保護の目的の達成のために必要な指導又は指示」として行われるものであり、同条2項は、指導指示について、「被保護者の自由を尊重し、必要な最小限度に留めなければならない」としています。これらの規定からは、就労指導は、個々の生活保護利用者の稼働能力の程度に応じて、必要最小限度の範囲で行われなければならないことが導かれます。

したがって、適切な就労指導を行うためには、当該生活保護利用者がそもそも稼働能力を有しているか、有しているとして、どの程度の稼働能力であるのかを、慎重かつ適切に把握することが不可欠です。

とりわけ、一見何の障害も有しないように見える方でも、実は、軽度の知的障害や発達障害を抱えており、就労の場が制限される方もいます。例えば、活発に会話をする方で面接には合格するけれども、学習障害により漢字の読み書きが苦手であったり、かけ算・割り算が苦手なため、接客業等の職場では失敗を重ねてしまい、職場から忌避される方などが実際にいます。調査団に参加する生活困窮者の支援団体でも、支援対象としている生活保護利用者の多くが、何らかの障害を抱え、生きづらさを感じていると言っています。

このような「軽度」の障害は、努めて注視しなければ、発見することはできません。短期間での転職を繰り返している場合などは、職場での人間関係の構築や職務の遂行に困難を来していることが疑われ、「軽度」の知的能力等の制限がその要因となっていることを疑うべきです。しかし、ケースワーカーにそのような知識や経験がなかつたり、仮にあったとしても担当する世帯が過大であるためにそこまで配慮できず、この点を見

落とし、あるいは無視した就労指導が少なからず行われる場合のあることは想像に難くありません。そしてそのような就労指導は、必然的に「必要最小限度」を超える行き過ぎた就労指導として違法となります。

したがって、就労指導の前提として、稼働能力が適切に把握されなければなりません。とりわけ、一見して稼働能力に対する制限を伺わせない方についても、短期間での転職を繰り返す等、「軽度」の障害を疑うべき事情のある方については、医師や専門家の判断を踏まえる等、慎重な対応が必要となります。

## ② 安易な書面による就労指導は行わない

生活保護法62条3項は、就労指導を含む同法27条1項の指導に違反した場合、生活保護を変更（例：保護費の減額決定）、停止、あるいは廃止をするとできると定めており、本件の生活保護廃止決定もこれに基づくものです。

実際の生活保護の運用の基準となる厚労省の通知等も、就労指導を含む指導指示の違反がある場合には、保護の変更や停止をすることができるとした上で、再度の指導指示を行うこととし、それに従わない場合は保護の廃止をすることができるとしています。

このように、生活保護法上は、ひとたび就労指導（とりわけ書面による就労指導）をすれば、生活保護の停止や廃止をとりうる「仕組み」になっています。

後述のとおり、就労指導に「違反」したからと言って、形式的に保護の停止・廃止処分に向けた手続きを進めることは決して許されませんが、生活保護法が、上記のような、就労指導を含む指導指示を、生活保護の停止・廃止にむけた出発点にできる「仕組み」をとっている以上、就労指導は、生活保護法上、極めて重大な行政行為です。

したがって、ケースワーカーは、とりわけ書面による就労指導について、その重大性を十分に認識することが必要となり、安易な書面による就労指導は断じて行われるべきではありません。

## ③ 就労指導の「違反」があっても形式的に保護停止・廃止の手続きを進めない

就労指導をされたとしても、様々な事情により、就労指導を順守できないことは往々にしてあります。

例えば、そもそも、就労指導の内容が稼働能力を超えるようなものであった場合や、ハローワークに生活保護法利用者が希望する求人が存在しないなどの事情にあることも少なくありません。

したがって、就労指導に形式的に「違反」したとしても、生活保護の停止・廃止向けた手続きのレールに乗せることは許されず、「違反」が生じた原因について、慎重な究明が行われなければなりません。

したがって、まず第一に、既に行った就労指導の内容が適切であったかの再検討が行われなければなりません。この再検討にあたっては、これまでのケース記録等の既存資料からの再検討も当然求められます。

これに加えて、就労指導に「違反」してしまった生活保護利用者との対話をを行い、就労指導が遵守できなかった原因について、利用者とともに考え、把握することにも努めなければなりません。その結果、対象者のこれまで明らかになっていた精神疾患や知的障害、依存症、同居家族との関係など、稼働能力を減少ないし喪失させる事情が明らかになった場合には、当初に行った稼働能力の判断にとらわれることなく、改めて

の慎重な稼働能力の把握を行うことが不可欠です。また、その把握に当たっては、医師などの専門家も交えた検討を積極的に行うべきです。

このように、就労指導の「違反」が生じた場合であっても、就労指導の適否について改めての検討や、指導を順守できない原因の究明を慎重な検討することが極めて重要です。本件においても、このような改めての検討を欠いて、就労指導の「違反」という結果のみに着目し、保護の停止・廃止に向けた手続きを進めることは許されません。

#### ④ 保護の停止・廃止をしたとしても不可欠な事後フォロー

万一、就労指導違反を理由とする保護の停止・廃止決定をしたとしても、保護費が支給されなくなった以後の当該生活保護利用者の状況を適切に把握し、再び生活保護に適切につながるようにフォロー、サポートをすることも決して欠いてはいけません。

就労指導に「違反」したことを理由とする保護の停止・廃止は、まだ生活保護を必要とする状態であるにもかかわらず、命綱たる生活保護費の支給を打ち切るもので。したがって、保護費の支給を打ち切られた状態では、生活保護利用者は憲法で保障された最低限度の生活を営むことができなくなり、たちまち命の危機に襲われます(とりわけ、病気を抱えており、医療扶助で通院をしていた方などは文字通り一刻を争う場合があります)。

したがって、本来、就労指導の「違反」を理由として、保護の停止・廃止を決定することは、許されるべきではないのですが、万一、就労指導違反を理由とする保護の廃止・停止をした場合であっても、被保護者の置かれる危機的状況にかんがみて、再び生活保護につながるためのアドバイスをしたり(例えば再申請をうながしたり、適切な支援・相談機関を紹介することが挙げられます)、こまめに自宅訪問をおこなって生活状況を確認するなど、事後的なフォロー、サポートをすることが不可欠となるのです。

#### (2) なされるべき手続きがいずれもなされていない本件の対応の問題点

Mさんについても、一見して明らかに障害を抱えているように見えなかったかもしれません。しかし、Mさんの支援にかかわった方によれば、Mさんは、他者とのコミュニケーションが得意ではなく、寡黙な方であったことです。また、別添の相談票の履歴から明らかなどおり、短期間で職業を転々としてきたことも併せて考えると、Mさんは、一見して明らかではないものの、何らかの障害を抱えていた可能性がうかがわれます。また、路上生活歴もあることからは、Mさんにとっては、すぐに職場に出て働くことは容易ではなかったと思われます。

立川市福祉事務所は、生活保護利用を開始するにあたっては、このようなMさんの職歴や生活歴を聴取しているはずです。ですから、同福祉事務所においては、これら職歴等の情報や、Mさんのパーソナリティ等から、「通常」の職場で働くことに困難を抱えている人である可能性を疑い、稼働能力の把握には極めて慎重な配慮をしたうえで、稼働能力の有無・程度の把握を行うべきでした。このような慎重な把握を行っていれば、Mさんが職場に定着することが難しかった事情を把握した上で、その点を克服するためのステップを検討するところから、援助を行なうことも可能だったはずです。

しかし、上述のとおり、担当ケースワーカーは、Mさんに対して、ほかの2名と同日に全くの同内容の就労指導が行われてゐるのですから、立川市が、慎重な配慮をもってMさんの稼働能力の把握を行っていたとは到底言えません。

また、このような一律の就労指導が行われた事実からは、担当ケースワーカーは、ある種一斉キャンペーン的に指導を行った事実が濃厚にうかがわれます。書面による就労指導の重大性に対する認識を欠いていたものと言わざるを得ません。

さらに立川市は、1回目の書面指導に対する「違反」をもってMさんに対する生活保護を停止し、自ら、M氏を求職活動が到底できない状況にまで追い込んでおきながら、さらに2回目の書面指導を行ない、これに「違反」したことをもって保護の廃止決定をしました。生活保護を停止された時点で、家賃の支払いや日々の食費にも事欠く状態になり、就職活動をすること事態、不可能な状態に追い込まれます。これは、まさに、行政が、求職活動をできない状況にMさんを追い込み、保護の廃止に向けて手続きを進めたものとの言わざるを得ません。一連の過程で、就労指導の適切性や、就労指導を順守できなかつた原因の把握や、それに向けたMさんとの対話が行われたとは到底思われず、そのような手続きを踏もうとした形跡もうかがえません。

このような状況の中生活保護を廃止されたMさんは、過酷な路上生活に戻らざるをえない状況に追い込まれ、絶望して命を絶ったのではないかと疑わざるにはいられません。

このように、立川市では、(1)の①～④で挙げた4つのなすべき手続きのいずれも経ていない可能性があり、仮にそうだとすれば、あまりに杜撰かつ形式的な判断、手続きであった言わざるを得ません。上記手続きのうちの1つでも行われていれば、保護の廃止決定に至らず、Mさんの自殺という悲惨な結果を回避できたかもしれません。

いずれにせよ、本件では、健康で文化的な最低限度の生活を保障するという生活保護制度の最も重要な役割にもとる指導・処分が行われたものと疑わざるを得ません。

### 3 本件の背景にある問題点 ~立川市の不当な廃止の目標値の設定~

立川市が、就労指導の結果として保護廃止に至る「自立」(すなわち、生活保護費以上の給与を得ることになったため、保護の必要が無くなったとして「保護廃止」となること)につき、目標値を定めていることが明らかとなりました。2015年度では、「20人」を掲げています。このような目標値を掲げること自体、大きな誤りです。

すなわち、本来、就労指導は、当該生活保護利用者の稼働能力の程度に応じて、相当な範囲で行われるべきものです。就労の実現や、增收による生活保護廃止は、いずれも個々人がその能力に応じて就職活動等を行ったことにより、結果的に実現するものです。

したがって、就労指導は、営業ノルマのように、当初から「今年は何人就労による廃止をしよう」という目標値を設定しておこなう性質のものではなく、それらの目標値を定めること自体、大きな誤りなのです。

そして、このような目標値が設定されることにより、個々人の置かれた状況や、稼働能力を無視し、目標達成のための行き過ぎた就労指導が行われる危険性が極めて高いといえます。

なお、厚労省は、平成27年3月32日付社会援護局保護課長通知（社援保発0331号第22号）「就労促進計画の策定」において、「稼働能力を有する被保護者」の就労促進計画の策定・推進にあたり、生活保護利用者の就労につながった者や、就労による収入増による生活保護廃止者数の目標値を定めるよう各自治体に求めていますが、これも同じく誤りであり、直ちに撤回されるべきです。

本件のような余りにも形式的で、かつ行き過ぎた就労指導がおこなわれたことの背景に、このような目標値の設定があったことは否定しきれません。

#### 4 他自治体でも明らかになった就労指導の問題点

##### (1) 調査の概要

調査団では、立川市その他、他の自治体における就労指導の実態を明らかにするために、八王子市、小平市、府中市、武蔵村山市、豊島区に対し、各自治体の情報公開条例に基づき、書面による就労指導の際の指導指示文書、就労指導指示違反を理由とする保護廃止処分決定書、文書による就労指導をした場合のケース記録の開示を求めました。

開示された情報から明らかとなったもののうち、特に問題と思われるものを、就労指導の内容に問題があるもの、保護停止・廃止決定に至る経過に問題があるものに分けて、以下に紹介します。

##### (2) 就労指導の内容面の問題

###### ① 小平市の就労指導の内容とその問題点

「ハローワークに月6回以上行って求職活動をしてください」という趣旨の書面による就労指導が行われているケースです。このような就労指導は、言い換えれば毎週最低でも1回ないし2回もの求職を指示するものですが、ハローワークにおける求人の更新頻度が決して高いものではないことからすれば、意味のある求職活動の回数を超えている疑いが残ります。

###### ② 豊島区の就労指導の内容とその問題点

豊島区では、「職種を限定せず、1日4時間以上週4日以上の仕事を対象に求職活動を行」わさせるという、極めて具体的な内容の就労指導が行われていた。これは、生活保護利用者が、求職活動の際、職種の選択をすることを許さず、さらには「1日4時間以上週4日以上の仕事を探すこと」と、就労条件についても厳しく条件を指定する内容です。

このような就労指導は、生活保護受給者に保障されている職業選択の自由や、心身の状態・能力に対する考慮を全く欠くもので、明らかに行き過ぎた内容と言わざるを得ません。

##### (3) 停止・廃止に至る経過の問題

###### ① 小平市から開示されたケース記録

停止に至る経過の概要是、以下のとおりです。

就労指導に従い、ポスティングの仕事に就職したが、解雇されてしまった生活保護利用者が、解雇後もハローワークで求職活動を行ったが希望する仕事がみつからなかった。同利用者は、小平市からの就労指導に従い、ハローワークに行った。しかし、小平市は、ハローワークに行ったことの裏付けがないことや、就労状況報告書の提出がないこと理由に、求職活動を行っていないという理由で保護停止とした（なお、その後廃止になったか否かは、開示された記録からは不明）。

この生活保護利用者は、ポスティングの仕事に就職したり、ハローワークに行っているのであり、稼働能力を活用していると評価できます（少なくとも活用していないと談することはできません）。にもかかわらず、福祉事務所は、就労意思の有無や活用の場

の有無について、当該生活保護利用者に対し、丁寧な確認や聞き取りも行わないまま、稼働能力を活用していないと判断し、保護停止決定に至っています。このような手続きの進め方からは、はじめから就労意思がないという結論ありきで停止に至ったのではないかと疑われます。

## ② 府中市から開示されたケース記録

これは、就労指導「違反」を理由に廃止処分をされた事案です。廃止決定に至る経過の概要是、以下のとおりです。

府中市で実施している就労支援制度である、ジョブサポート制度の参加を求める指導が行われた。生活保護利用者は、指導当初は同制度に参加していたものの、後に参加しなくなってしまい、その後、連絡もとれなくなってしまった。その後、停止を経ず、廃止処分となった。

この生活保護利用者は、当初はジョブサポート制度に参加していたのですから、稼働能力の活用の意思を欠いているとまでは言えないと思われます。また、その後にジョブサポート制度に参加しなくなったとしても、参加しなくなってしまった理由や、他の方法による求職の可能性等について十分な検討がなされた経過もありません。

そもそも、当該生活保護利用者の稼働能力の有無や程度を福祉事務所が正確に把握していたかに疑問が残り、就労指導の内容も稼働能力に照らして妥当なものであったといえるかも問題が残ります。

さらに、停止決定を経ずに突然廃止に至っているケースですが、これは明らかに不当です。

## (4) 小括

このように、立川市以外の自治体においても、行き過ぎた不当な就労指導が行われていたり、安易に保護の停止・廃止という重大処分が行われている実態が明らかとなりました。

## ◆立川市の生活保護の現状 立川市議会議員 上條彰一

立川市の生活保護の現状は、保護利用者は世帯数で3871世帯、保護利用者数5002人、保護率30.4%（2018年10月現在）で、三多摩26市で、二番目に多いという実態です。2017年度が3853世帯、5050人で保護率28.3%ですから、世帯数、保護利用者数ともに減っていますが、保護率は2.1ポイント増えています。

市の生活保護関係の予算は、生活保護費は103億円で、そのうち保護利用者の生活に使われる扶助費は98億円（2017年度決算）で、民生費全体の25.8%を占めています。

保護利用者の状況は、様々な障害を抱える困難なケースが増えており、きめ細かな対応が求められています。ケースワーカーは40人で、1人あたり97世帯を担当しています。事件当時は99世帯でしたから、担当ケース数は減っていることになりますが、厚生労働省の基準である80世帯よりもかなり担当するケース数が多いことになります。こうしたことが、保護利用者へのきめ細かな対応ができない状況をつくりだし、事件の要因の一つになっていると考えられます。市議会でケースワーカーの増員が求められるたびに、市長は「多摩平均より少ない」と増員要求に背を向けています。ただ、職員の研修については、運動団体や市議会などからの要請もあり、研修機会を増やす努力が行われています。

## 第4 東京都及び立川市に対する調査団の活動と成果

### はじめに

調査団では、可能な範囲の事実関係の調査を行なった上で、東京都に対して、事実関係を明らかにすることと、再発防止に向けて就労指導の運用等に関する改善を求めました。同時に、記者会見を開き、本件の概要と都への申し入れを公表しました。

また、東京都への要請等を踏まえて、後日、立川市に対しても、同様に事実関係の解明と再発防止策の実施を求めました。以下に、経過の概要を報告します。

### 1 東京都に対する申し入れ

2017年4月11日、調査団から23名が参加し、東京都知事及び東京都福祉保健局生活福祉部保護課課長に対し、「質問状」及び「要請書」を提出しました。

(1) 「質問状」（資料13）では、第一に、就労指導及び生活保護の停止・廃止の在り方について、東京都及び保護課の見解を明らかにすることを求めました。本件では、他人からは把握されにくい発達障害ないし軽度の知的障害や精神疾患を無視した就労指導が行なわれていたことが疑われました。このため、就労指導の前提となる稼働能力の有無や程度の把握を慎重に行なうべきことや、利用者の能力や希望を無視した指導が行なわれるべきものでないことについて、見解を求めました。

第二に、本件の自殺事件との関係で、Mさんの稼働能力の実態や福祉事務所としての判断、就労指導及び保護の停止廃止の実態等について、立川市から事情聴取をした上で回答を求めました。

(2) 再発防止策を求めた「要請書」（資料14）では、第一に、就労指導による保護廃止目標値の設定の中止を求めるとともに、精神疾患歴やホームレス経験のある利用者の稼働能力の判断は医師等の専門家の意見を踏まえてケース診断会議等で組織的に検討して行なうべきこと、就労は経済的自立だけでなく社会参加や自己実現の機会であることも踏まえて利用者の意思を尊重して行なうべきこと、等を求めました。

第二に、指導違反に対する保護の停止・廃止について、弁明の機会付与について知的能力の障害等により独力で説明困難な利用者に対しては、職員の側から積極的に言い分を聴取すべきこと、就労指導違反のみを理由とする停止・廃止を行なわないこと、停止/廃止後も当該利用者の状況を確認し、要保護状態に陥っている場合には再度の保護申請を促すか職権により保護を再開すること等を求めました。

また第三に、適切な職務遂行のために、職員研修の実施及び人員体制の充実を求めました。

(3) 質問状及び要請書の提出に対して、その場で野村課長より、大要、以下の回答がありました。

- ・ 都は昨年3月の新聞報道、立川市からの事故報告で初めて知った。都としても、ケース記録等の書類の確認と担当ケースワーカー等からの聴取を行なっている。本件の停止・廃止について、実施要領に従い、必要な手続きを踏んで実施していることを確認している。指導助言すべき点はない。
- ・ 本件の具体的な事実関係は、実施機関が管理する個人情報なので、都としては回答できない。開示すべき保有文書として都が保有しているわけでもない。
- ・ 今後も（従前同様）、適正に行なうよう指導していくというのが総体的な回答である。
- ・ 事務事業評価の目標設定は、生活保護法に反するものではない。適否は申し上げられない。都は、各実施機関が目標を定めているかどうか、その内容は把握していない。目標は監査の対象に含まれていないため、実施機関から報告がなければわからない。
- ・ 都においてケースワーカーに対する研修を実施している。
- ・ 調査団の指摘する事実関係について、日付け等について、都の把握と異なる点がある。

## 2 記者発表

同じ2017年4月11日、東京都庁内で記者会見を開き、報道陣に対して、本件について調査団が把握している事実関係と東京都等への要請を行なったことを発表しました。

これを受けて、東京新聞、産経新聞、しんぶん赤旗等にて報道され、ネットニュースでも配信されました。

ツイッターでも報道記事が拡散され、「立川市 生活保護」で検索すると本件の報道記事がトップに出てくるようになりました。

立川市に対し、報道をみた市民から多数の問い合わせや抗議の電話が入りました。

## 3 立川市に対する申し入れ

### (1) 2018年1月16日 立川市への要請・懇談（1回目）

2018年1月16日、立川市との間で、再発防止に向けた要請を目的とする懇談を行いました。調査団からは後藤道夫代表をはじめ計14名が参加しました。立川市は、吉野

生活福祉部長、鈴木生活保護課長及び地域ごとにケースワーカーを束ねる5名の係長が参加しました。現場のケースワーカーを指導する立場にある係長5名を参加させた立川市の対応からは、調査団の要請を真摯に受け止め、現場にも伝えようとする姿勢がみてとれました。

調査団からは、「要請書」（資料15）を提出しました。内容は4月7日付で東京都に対して提出した「要請書」と同様のものでした。

懇談の場では、冒頭、調査団から本件に対する市の認識を改めて問い合わせましたが、従前どおり、「指導は適正だった」との結論を踏まえて、「今後も適切に支援する」というものでした。もっとも、建前上はこのように回答しつつも、当方の意見には真摯に対応したいとの態度表明もなされ、係長クラスを出席させたのもそのためであるとの説明がありました。

その後、要請書に沿って、市の回答を確認しました。主なやりとりは以下のとおりです。

#### ◆就労指導・保護の停止廃止の在り方について

① 就労指導ないし就労による保護廃止数の目標値設定の中止要請に対しては、事務事業評価におけるP D C Aサイクルの関係で目標数値設定が必要であるため廃止できないと明確な回答がありました。この目標設定は重大な問題があるため廃止を強く求めましたが、市の態度は頑なでした。

もっとも、「実績値を踏まえた目安」にすぎず、目標数値をケースワーカーごとに割り振る等はしていないことを確認できたことから、ケースワーカーがとらわれる必要のない数値であることが明らかにできた点は一定の成果といえます。また、新人ケースワーカーが達成すべきノルマのように誤解される恐れがあることも指摘し、適切な対応を求めました。

② 精神疾患歴がある方やホームレス経験のある方など就労指導の前提となる稼働能力の制限ないし喪失が疑われる場合の対応について、慎重に組織的に判断することを求めしたことに対しては、精神疾患等が疑われる場合には精神科受診を勧めているものの、「あなたはおかしいから病院行きなさい」等と言って受診を強制することはできないとの問題提起がありました。

しかし、精神疾患が疑われるものの本人に病識がない場合に病院受診へつなげるスキルをケースワーカーが身につければよいことであって、受診を強制することの可否の問題ではありません。見えにくい障害や疾患への対応に関する専門性やスキルをケースワーカーがどのように身につけるかという課題が浮かび上がりました。この点のスキルを向上させることを研修で実施すべきことを指摘しました。

③ 就労指導は、のあり方については、「ハローワークに〇回行くように」といった指導はしておらず、本人の話をよく聞くようにし、職歴も確認しているとのことでした。なお、係や地区によって利用者の傾向が全く異なり、高齢者が多い地区では就労指導はない、との話も市側からありました。

④ 就労指導違反のみを理由とする保護の停止・廃止は行わないことを求めたことに対しては、立川市だけそのような対応を一般的に認めるることはできないとの回答がまずありました。

ただし、保護の停止・廃止によって生存の危機に瀕する場合もあるのであるから慎重に慎重を重ねて頂きたいとの調査団からの要請に対しては、吉野部長より「重く受け止めます。」との回答がありました。この点が要請の重要なポイントでした。すっきりとした回答はありませんでしたが、吉野部長の真摯な態度には、本件と同様の停止・廃止は今後行わないという決意が滲んでいるように感じられました。

保護の停止・廃止を行った後のフォローについて、丁寧さが必要だとは認識しており、再申請できることを利用者に伝え、廃止の情報は当該地域の民生委員にも伝

えていたことでした。

#### ◆組織・人員体制について

職員研修の実施についても要請しましたが、これについては、研修は都が実施するものが中心であり、今回の事件を共有するような研修はしていないとのことでした。

人員体制について、多摩地域26市の平均がCW1人当たり104世帯のところ、立川市は98世帯（1人増員した）とのことでした。

#### (2) 2018年6月26日、立川市への要請・懇談（2回目）

1回目の要請を踏まえて、2回目の要請と懇談を2018年6月26日に行ないました。「申入書」（資料16）を提出して2点を要請したところ、いずれも立川市側が要請のとおり対応するとの回答が得られました。

##### ① 軽度の障害者の支援のあり方に関する研修会

自殺された方が何らかの軽度の障害を抱えていた可能性があり、1回目の要請時にも、そのような方を医療機関につなげるスキルが重要になってくるという課題が浮かび上りました。そこで、当事者に寄り添った支援をする立場から、軽度の障害をかかえながら貧困状態にある方への支援のあり方について、路上生活者の支援や、日本で初めて路上生活者の精神疾患有病率を調査した森川すいめい医師を講師に招き、生活福祉課のケースワーカーと係長・課長も参加する研修会の開催を求めました。

##### ② 生活保護停止・廃止処分の際の文書交付について

調査団としては、万が一、今後就労指導違反のみを理由とする生活保護停止・廃止処分を行う事態に至った場合、自殺という最悪の自体を避けるためにも、保護利用者が不服申立の制度を理解するとともに、直面する困難に対処するために適切な相談・支援機関につながるよう、最低限の情報提供が必要と考え、不服申立制度の説明や、支援・相談機関について記載した文書を手交することを求めました。

これについては、市が独自に作成する文書と、調査団が作成する文書を交付することが確認されました。

2点について、調査団の要請が受け入れられたことは画期的なことといえます。

### 4 研修会の開催

1月30日に生活福祉課が主催し、森川すいめい医師を講師とする研修会が開催されました。参加者は40名を超え、生活福祉部吉野部長から若手ケースワーカーまで、30名程度の市職員が参加しました。全会派の市議にも呼びかけられ、共産党市議団だけでなく他会派の市議も2名参加しました。調査団からも、12名が参加しました。

研修は、「軽度」の障害をもった方への支援のあり方をテーマにするもので、まさに調査団が市職員に知ってもらいたい専門的な知識や実践をふんだんに盛り込んだ内容でした。

冒頭、「軽度知的障害」の診断基準について丁寧な説明がありました。社会との関係において軽度のズレがあり、それが知的能力に起因する場合に軽度知的障害と診断されるのであり、知能指数や検査結果は判断要素の一つにすぎない、したがって検査結果が同じ人でも、その方の周囲にある社会や人の対応次第で、「障害」と診断されるかどうかが変わってくるそうです。また、「軽度」の障害は、注意深く見ようとしなければ決して気づか

れないそうです。このような説明は、参加者に新鮮な驚きを持って受け止められているようでした。

そして森川医師が研修を通じて訴えたことはシンプルな一つのことだけでした。すなわち、その人の話を聞き、理解することでしか、正しい支援のあり方は見えてこないということです。権力者や専門家が、支援を必要とする方の話を十分に聞かずに一方的に行つた入院措置や治療等は効果に乏しい。他方で、その人の話を理解しようととにかく聞くことから支援を始めると自然に自立や就労に結びつくということを、ご自身の経験されたケースや、スウェーデンの取り組みなどを紹介しながら、科学的なデータや実践例に基づき説明され、非常に説得力がありました。

さらに後半は、参加者を4～5人のグループに分け、いかにして「話を聞く」かのワークを行いました。スウェーデンやノルウェーにおいて、刑務所や、学校、議会等で実践され、多くの回復者を生み出している方法を、参加者全員が実践しました。

最後に、参加者自身がかかえているケースの悩みや質問を一人ずつ紙に書き出し、森川医師はそのような悩みに役立つ話も補足し、研修会は終わりました。

この研修会は、調査団が求めた以上のものであり、再発防止のために大変有意義だと感じられるものでした。

## 5 就労指導違反による保護の停止・廃止時の文書交付の運用

上述のとおり、就労指導違反による保護の停止・廃止に際し、当該保護利用者に対して、市が作成した文書（資料17）と調査団が作成した文書（資料18）が配布されることとなりました。相談機関の紹介、再申請も可能であること、不服申立も可能であることを周知するためのものです。

## 6 調査団の活動を振り返って－成果と残された課題

東京都への要求と記者発表により、問題が可視化され、ネット上でも一定の反響がありました。東京都から立川市への事情聴取はもとより、一般市民から立川市への問い合わせや抗議の電話も多数ありました。

立川市への要請も含む調査団の活動を通じて得られた成果は少なくとも3点ありました。第一に、本件で問題が浮き彫りとなった、外見からは見えにくい軽度の疾患や障害があり、単なる就労指導がかえって自立を阻害することになる方について、稼働能力の判断や必要な医療機関への橋渡しなどの実践的なスキルを身につける研修会が開催されました。これは立川市としても課題を認識し、職員に対してこの点でのスキルアップを求めたものもあり、今回に限らず、新しい職員が入る都度必要となる研修であるとの理解まで到達したものと思われます。同種事件の再発防止に向けて、その意義は非常に大きいといえます。第二に、就労指導違反理由の保護停止・廃止の利用者に対する文書交付も、他の自治体では行なわれていない画期的な取り組みといえます。文書交付自体が、就労指導違反による保護の停止・廃止への一定の抑止力になることが期待されます。第三に、調査や要請活動を通じて、立川市との間で一定の信頼関係が構築されたため、今後の継続的な関わりに向けた足がかりができたといいます。調査団は解散しますが、後継団体として、立川市の生活保護行政を見守る団体を発足させる予定です。この団体において、定期的に立川

市との意見交換や研修会を行ない、同種事件の再発防止やよりよい生活保護行政の実現を目指す取り組みを実効的に行なうことが期待できます。このような団体と市との関係の構築も、重要な成果といえます。

他方で、活動を通じて浮き彫りとなった課題も残されています。第一に、ケースワーカーをはじめとする生活保護行政を担う職員がまだまだ足りていないという問題です。1人の寄り添ったケースワークを行うためには、現状ではケースワーカーが抱える世帯がまだまだ過大です。少なくとも、厚労省の示すケースワーカー1人あたり80件を達成できるだけの人員体制の実現を目指す市民の側からの働きかけが今後も必要です。また、研修会で示された「軽度」の障害をかかる保護利用者への支援のあり方に関するスキルを全てのケースワーカーが実践するためには、今後も繰返し研修会を開催する必要があります。その他にも、過誤支給の問題やホームレス状態から居宅へのスムースな移行の実現など、課題は尽きません。引き続き、市民の立場からよりよい生活保護制度の実現を求めていく必要があります。

## おわりに—— 実情にあわない「就労指導」「自立促進」と生活保護制度の矛盾

Mさんの生存権は保障されませんでした。私たちは、このことを深く心にきざみ続けていきたいと思います。

Mさんの自殺を引き起こしたと推測される、就労指導と生活保護停止・廃止の詳しい記録は、「個人情報非公開」の壁に阻まれ未公開のままであります。しかし、本文にあるように、調査団のさまざまな調査から、Mさんが抱えてきた困難にそぐわない、画一的な就労指導と生活保護停止・廃止措置が行われた可能性がきわめて高いことが浮かび上がり、立川市は、調査団が提言したケースワーカーの研修や就労指導による生活保護停廃止時の文書交付を受け入れるなど、再発防止の姿勢を見せてています。

もともと生活保護法は、生活保護の利用者がケースワーカーの「指導、指示」に従わなかつた場合、生活保護の「変更、停止または廃止」ができるとしています。しかし、この規定は、今回の事件がそうであったように、その「指導、指示」が実情にあわなかつた場合には、たいへん乱暴な権利侵害をひきおこす危険をはらんでいます。他市への照会への回答にも、その危険が杞憂でないことがうかがえます。立川市だけの問題ではありません。

本文にあるように、Mさんの職歴とMさんが職歴を書いた際に述べた言葉からは、Mさんが、発達障害または軽度の知的障害等を抱えていた可能性が推測されており、今回の事件はこうした「実情」の無視に起因する疑いが濃厚でした。調査団が立川市に提言したケースワーカーの研修は、実情に合わない指導、指示をなくすための対策の一つです。また、こうした実情無視をなくすためにケースワーカーの増員は欠かせません。

しかし、これだけでは足りません。今の日本社会では「実情に合わない指導、指示」をひきおこす社会環境が、むしろ拡大しているように思えるからです。

もっとも重視しなければいけないのは、ここ20年余で、社会保障の制度理念が大きく「新自由主義」の方向に修正されたことです。

ひと言で言えば、「自立」に向けた努力をする人間だけを選別して社会保障の主たる対象とし、こうした姿勢が見えないと判断された人を制度から排除するか、あるいは、さまざまな抑制・規制の対象とする、という考え方方が広められ、それが特に福祉の諸制度に押しつけられているのです。その場合の「自立」の内容は、突きつめて言えば、それぞれの福祉制度を利用しないですむようになること、経済的に自前で問題を処理できるようになることが想定されています。

たとえば、東京都大田区の介護予防・日常生活支援総合事業のガイドブックには、通所型サービスについて「単に、サービスを使いたいというだけでは、利用することはできません。一人でできることを増やしていくことを目的とし、そのための手段として利用しましょう」と書かれています。「未来投資会議」で安倍首相が提起したのは、「お世話」型の介護」から「自立支援介護」へという、介護の「パラダイムシフト」でした。

福祉制度の目的に「その制度を利用しないで済むようになる」ことを大きく位置づけるのは常軌を逸した考え方と言ってよいと思います。しかし、こうした「自立」強制志向は、ホームレス支援、若者支援、障害者支援、高齢者支援、失業者支援など多くの領域にわたって強い影響を与えています。1月末の施政方針演説で、安倍首相は稼働年齢層の生活保護世帯が8万世帯減ったことを自慢しました。今の日本社会でこのことを自慢する感覚は

異常です。多くの必要な人々が生活保護を受給できていないことは全く無視されているからです。

生活保護制度も就労指導が強化され、「経済・財政再生計画改革工程表」では、生活保護を利用する「その他の世帯」の就労率を「2018年度までに45%とする」(2015年度35.5%)という数値が出されました。今回の事件も「保護廃止の目標値」として年間20人という数字を立川市が掲げているなかでの出来事です。

もう一つの環境変化は、ここ数十年間で仕事の内容と労働市場に起きている大きな変化です。

大雑把な言い方ですが、職人型の仕事や定型的な肉体労働など、対人要素が少なく、仕事内容の激しい変化も少ない、身体を使うことが多い仕事群が大きく減り、たとえ低賃金の仕事でも、対人要素が多い、変化するマニュアルに対応し、神経を使い続けるような仕事群か、あるいは過酷な繰り返し作業の仕事群が増えました。経済グローバリズムの深化・拡大と一体になった、世界規模で起きている変化です。

加えて、使い回し型、使いつぶし型の雇用がふえ、労働条件と職場環境は総合的に悪化し続け、労働者が助け合う職場の余裕は大幅に減りました。

三〇年前だったら、身体がそれほど丈夫でない人や、軽度の発達障害を持つ人々、軽い知的障害などの人々が働き続けられる余地は、現在よりもずっと大きかったと思われます。しかし、二つの大きな変化にさらされた現在の労働環境では、そうした人々は労働市場でこづき回され、働き続けることが困難になる危険性が大きくなっています。生活保護にかぎらず、現在の労働環境で働くことが容易でない人々にたいする「就労指導」は、ていねいに実情に合ったやり方をしない限り、「こづかれに行け」という強制にひとしくなっている現状があるのではないでしょうか。

ここ20年以上、低賃金がふえ続けています。単身者の普通の暮らしのミニマムとされる時給1500円にとどかない労働者は、短時間労働者とフルタイム労働者合計の56.5%、フルタイム労働者にかぎっても45.1%におよびます(2017年賃金構造基本統計調査)。これでは年金保険料も払えず、老後に生活保護をあてにするしかない人々が増加するのは当然です。

下層あるいは若年の労働者にとっては、失業時の生活保障も崩壊状態です。職業訓練とその際の生活の保障もきわめて小さなものであり、低所得者向けの居住補助も、あるかどうかわからないほどの小さな制度です。義務教育を含む学校教育費も高額であり、窓口負担がはらえずに医療機関での受診を抑制する人は少なくありません。

新自由主義的な思想が強くなり、労働環境が悪化し、生活保障の諸制度がその機能を縮小している現状をなんとかするためには、賃金・労働条件、社会保障諸制度をふくめた総合的な改善政策が求められていると思われます。しかし、いまの日本社会ではそこまでの社会的合意が得られていません。他方、生活保護制度は困窮者を保護する最後のとりでですから、そこには「過重な負担」がかかることになるざるをえないでしょう。こうした環境の下で、生活保護制度がその本来の課題——困窮者の保護——を果たし続けることは簡単なことではないと思われます。

しかし、他方、人々の生活の実情にみあった生活保護制度運用を支える力も決して小さくないことを、今回の調査団の活動をつうじ改めて感じています。何よりも、困窮への支

援が必要な多くの人びとがいて、しかも、中期的、長期的に増え続けています。地域社会がさまざまな角度からこれに対応しようとする動きは拡大するでしょうし、生活保護の誤った制度運用や窓口での不当な申請抑制とたかう運動も持続すると思います。

今回の調査団は2019年3月28日をもって解散しますが、今後、調査団に参加した人々を中心に「立川の生活保護を見守る会」をつくり、困窮者の必要にこたえられる生活保護運用をめざして、問題を提起し、運動を続けたいと考えています。

立川市生活保護廃止自殺事件調査団 共同代表  
都留文科大学名誉教授 後藤道夫

## 就労指導のあり方等に関する調査団の提言

本事件の教訓を踏まえ、不適切な就労指導を根絶し、一人ひとりに寄り添って生活保護制度の運用を実現するために、当調査団は、就労指導のあり方等について次のとおり提言するものです。

### 1. 就労指導、指導違反に対する停止・廃止の在り方について

#### (1) 就労指導のあり方について

- ① 就労指導ないし就労による保護廃止数の目標値設定を直ちに中止すること。
- ② 精神疾患歴がある方やホームレス経験のある方など就労指導の前提となる稼働能力の制限ないし喪失が疑われる場合、稼働能力の有無・程度の判断は、ケースワーカーの独断にまかせることなく、精神疾患や軽度知的障害、発達障害の有無等に関する医師等の専門家の意見を踏まえて、ケース診断会議等の組織的検討の上で行うこと。
- ③ 就労指導は、形式的・画一的に行うことなく、当該保護利用者の稼働能力、家族の状況等の個別の事情を十分に踏まえて行うこと。
- ④ 就職活動が芳しくない人については、その原因の把握に努め、精神疾患、依存症、知的障害、あるいは同居家族の状況等、稼働能力を阻害ないし喪失させる事情の存在が疑われる場合には、上記②と同様に稼働能力の有無・程度を改めて把握すること。
- ⑤ 就労は、経済的な自立のために必要なだけでなく、社会参加や自己実現の機会でもあることを踏まえ、保護利用者の意思を尊重した就労指導を行うこと。また、様々な事情により稼働能力が喪失された場合でも、個人として尊重し、無理のない範囲で社会参加や自己実現を保障すること。

#### (2) 指導・違反に対する停止・廃止について

- ① 弁明の機会を付与する際は、形式的な質問と回答確認に留まることなく、十分な時間を確保し、本人の言い分を聴取し、これを記録に残すこと。とりわけ、知的能力の障害や精神疾患等により本人の言い分を独力で説明することに困難が伴う方については、聴取する職員の側において積極的に発問する等して、本人の言い分を丁寧に聴取するよう努めること。
- ② 保護の停止・廃止は、当該保護利用者の生存を危機的状況に追い込む具体的現実的危険性のあることに鑑み、就労指導違反のみを理由とする保護の停止・廃止は行わないこと。
- ③ 保護の停止・廃止を行った場合には、その後もその者の最低限度の生活が確保されているかを確認し、要保護状態に陥る場合には、再度の生活保護申請を促し、必要に応じて職権で保護を再開すること。

### 2. 保護の実施機関として適切に職務を遂行するための組織・人員体制について

#### (1) 職員研修の実施について

国民の人権、とりわけ憲法及び生活保護法に基づく国民の生存権保障と社会保障制度の意義を職員が充分に理解するための研修・教育に徹底すること。  
また、軽度の知的障害等を抱える方に対しても適切かつ十分な支援を実施するために必要となる知識及びスキルを身につけるための研修を十分に行なうこと。

#### (2) 人員体制の充実について

- ①社会福祉専門資格有資格者を増員すること。
- ②ケースワーカーを増員し、ケースワーカー一人当たり80件を実現すること

以上

### 調査団の主な活動一覧

2016年	4月21日	対策会議①
	8月 2日	対策会議②
	9月15日	対策会議③
	11月 1日	対策会議④
	12月20日	対策会議⑤
2017年	2月27日	対策会議⑥
	4月11日	東京都へ申し入れ（質問状及び要請書を提出（資料12、13） 東京都庁記者クラブにて記者会見
	4月24日	対策会議⑦
	7月10日	対策会議⑧
2018年	1月16日	立川市との懇談（1回目）要請書（資料14）を提出
	2月 8日	対策会議⑨
	6月26日	立川市との懇談（2回目）申入書（資料15）を提出
	7月 6日	対策会議⑩
2019年	1月30日	立川市生活福祉課研修会 講師森川すいめい医師
	2月 4日	対策会議⑪（総括）
	3月28日	本書面を立川市へ提出（副市長に手渡し）

### 添付資料一覧

- 1 匿名のFAX
- 2 Mさんの職歴メモ
- 3 「就労指導指示書」（2015年9月9日付）3通（立福生第2006号～2008号）
- 4 「保護停止決定通知書」（2015年10月22日付）
- 5 「就労指導指示書」（2015年10月23日付）
- 6 「保護廃止決定通知書」（2015年12月9日付）
- 7 立川市「平成27年度 事務事業評価表」
- 8 立川市長に対する文書質問（2016年2月4日付立議第2267号）
- 9 「文書質問回答書」（2016年2月15日付立行総第4886号）
- 10 2016年3月14日立川市 定例市議会一般質問議事録（抜粋）
- 11 「生活保護に関する調査」及び回答一覧（2017年10月26日）
- 12 「平成28年度就労支援促進計画の実績評価及び平成29年度就労支援促進計画の提出について」（2017年4月19日付）
- 13 東京都知事等宛「質問状」（2017年4月11日付）
- 14 東京都知事等宛「要請書」（2017年4月11日付）
- 15 立川市長等宛「要請書」（2018年1月16日付）
- 16 立川市福祉事務所長宛「申入書」（2018年6月14日付）
- 17 就労指導違反による保護停止廃止時に交付する書面（市作成）
- 18 就労指導違反による保護停止廃止時に交付する書面（調査団作成）
- 19 新聞報道等

## 「立川市生活保護廃止自殺事件調査団」参加団体・参加者 一覧

共同代表：宇都宮健児（弁護士）、後藤道夫（都留文科大学名誉教授）  
呼びかけ団体：全国生活と健康を守る会連合会、中央社会保障推進協議会、自由法曹団  
呼びかけ人：雨宮処凜（作家）、稲葉剛（立教大学大学院特任准教授）、井上英夫（金沢大学名誉教授、佛教大学客員教授）、大西連（NPO法人もやい・理事長）、布川日佐史（法政大学教授）、藤田孝典（NPO法人ほっとプラス代表理事）、吉永純（花園大学教授）  
参加団体：東京都生活と健康を守る会連合会、立川生活と健康を守る会  
東京社会保障推進協議会  
参加者：和泉なおみ（東京都議会議員）大沢ゆたか（前立川市議会議員）、上條彰一（立川市議会議員）、吉田和雄（NPO法人さんきゅうハウス理事）、高見俊司（府中緊急派遣村）前田美津恵（全国生活と健康を守る会連合会・副会長）、亀山茂雄（東京都生活と健康を守る会連合会・元副会長）、水上昭三（同・元事務局長）、大木莊吾（同）、早川輝（立川生活と健康を守る会・事務局長）前沢淑子（中央社会保障推進協議会・事務局次長）、寺川慎二（東京社会保障推進協議会・事務局長）、三井亨（立川なんでも相談村・事務局長）、巣内君江（健生会職員）、村田悠輔（東京自治問題研究所研究員）、石島淳（自由法曹団・弁護士）黒岩哲彦（同）、佐藤宙（同）、酒井健雄（同）、田所良平（同）、長尾宜行（同）、林治（同）、藤岡拓郎（同）

以上

## 生活歴 (現在までの学歴、職歴、結婚、出産等について記入して下さい。)

年月日	出来事	その時の住所
・・	父 [REDACTED] 母 [REDACTED] 人同胞の2番目として出生	[REDACTED]
昭和42. 11.	神奈川県 [REDACTED] で生まれる	[REDACTED]
53. 3.	神奈川県 [REDACTED] 小学校卒業	[REDACTED]
58. 3.	神奈川県 [REDACTED] 中学校卒業	[REDACTED]
61. 5.	神奈川県 [REDACTED] 高校卒業	[REDACTED]
・・	職歴	[REDACTED]
昭和41. 4.	運輸株式会社(社員)	[REDACTED]
62. 5.	同社退社	[REDACTED]
62. 6.	株式会社入社(社員)	[REDACTED]
平成元. 4.	同社退社	[REDACTED]
元. 5.	日産自動車工業株式会社入社(社員)	[REDACTED]
元. 12.	同社退社	[REDACTED]
2. 1.	いのくわ自動車工業株式会社入社(期間)	[REDACTED]
3. 1.	同社退社	[REDACTED]
3. 4.	陸上自衛隊 入隊	[REDACTED]
5. 4.	同隊除隊	[REDACTED]
5. 5.	自動車工業株式会社 入社(社員)	[REDACTED]
6. 1.	同社退社	[REDACTED]
7. 2.	日野自動車工業株式会社 入社(期間)	[REDACTED]
・・	以降、派遣会社 7.8 同社退社	[REDACTED]
・・	在職なし、平成19. 4月、路上生活をし、国分寺駅の公園で野宿	[REDACTED]
・・	現在に至る	[REDACTED]

2015/12/31/木 07:53

75015

新聞社・議員へ

立川市職員に生活保護者が殺された！

真相を追及して公開、処分してほしい

知り合いの[REDACTED]が高松町3丁目の

アパートで12月10日に自殺した

担当者の非情なやり方に命を絶ったよ

貧乏人は死ぬしかないのか

生活保護はなんなのか

担当者、上司、課長は何やっているのだ

殺人罪だ

平成27年12月

[REDACTED]の知人

# 資料3

立福生第2006号  
平成27年9月9日

立福生第2007号  
平成27年9月9日

立川市福祉事務所長 諸井 哲也

諸井 哲也

## 生活保護法第27条第1項の規定に基づく指導指示書

生活保護法（昭和25年法律第144号）第27条第1項の規定に基づき、あなたに対して下記のとおり指示します。

なお、正当な理由なく、この指示に従わないときは、同法第62条第3項の規定により、現在受けている保護の変更、停止又は廃止をすることがあります。

### 記

#### 1 指示の理由

あなたに対してはかねてから求職活動に取り組むように指導・指示をしてきましたが、改善・努力のおどが認められません。このような状態では、これまでのように生活保護法の適用を受けることはできません。

つきましては、同法第27条第1項の規定によりあらためて下記のとおり指示しますので、早急に改善・努力し、その結果を報告してください。

#### 2 指示の内容

ハローワークで職業の斡旋を受ける等、熱心かつ誠実に求職活動に取り組んでください。

#### 3 履行期限

平成27年10月2日（金）まで

以上

#### ※ 生活保護法（抜粋）

第27条第1項 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

第60条 被保護者は、常に、能力に応じて労働に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他の生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

第62条第1項 被保護者は、保護の実施機関が、（中略）第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならぬ。

同条第3項 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

#### ※ 生活保護法（抜粋）

第27条第1項 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

第60条 被保護者は、常に、能力に応じて労働に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他の生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

第62条第1項 被保護者は、保護の実施機関が、（中略）第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならぬ。

同条第3項 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

以上

資料4

立平成27年10月22日  
第700296号

第25号様式(第5条関係)

立福生第 2009 号  
平成 27 年 9 月 9 日

文川市福利事業所長

生活保護法第27条第1項の規定に基づく指導指示書

生活保護法（昭和 26 年法律第 144 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき、あなたに対して下記のとおり指示します。

なお、正当な理由なく、この指示に従わないときは、同法第 62 条第 3 項の規定により、停止・差し戻し等の手続がなされ、又は支給の停止がなされます。

四

- 1 指示の理由  
あなたに対するはがねでから求職活動に取り組むように指導・指示をしてきましたが、改善・努力のあとが望めません。このような状態では、これまでのように生活保護法の適用を受けることはできなくなります。

つきましては、同法第27条第1項の規定によりあらためて下記のとおり掲示しますので、早急に改善・努力し、その結果を報告してください。

2 指示の内容  
ハローワークで職業の斡旋を受ける等、熱心かつ誠実に求職活動に取り組んでください。

3 履行期限

※ 生活保護法（抜粋）

第 27 条 第 1 項 保険の実施機関は、被保険者に対して、生活の維持、向上その他保険の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

第 60 条 被保険者は、常に、能力によじて労働に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、收入、支出その他の生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

第 62 条 第 1 項 被保険者は、保険の実施機関が、(中略) 第 27 条の規定により、被保険者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならぬ。

同条第 5 項 保険の実施機関は、被保険者が前 2 項の規定による勧告に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

卷之三

立川市福祉事務所長

書通定決（停止）謹啓

平成~~年~~月~~日~~立福生第~~号~~号により、決定通知した生活保護法による  
保護を、つきのとおり停止したので通知します。

停止した保護の種類	生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・その他
停止する期間	平成27年10月 3日 ~
臨止する時期	
臨止・停止の理由	生活保護法第27条に基づき、平成27年9月9日に文書で行つた稼働能力活用の指示で 行つた稼働能力活用の指示に従つず、弁明がされなかつたため。

5

立福生第2581号  
平成27年10月23日

立川市福祉事務所長 諸井哲也

生活保護法第27条第1項の規定に基づく指導指示書

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき、あなたに対して  
下記のとおり指示します。  
なお、正当な理由なく、この指示に従わないときは、同法第 62 条第 3 項の規定により、  
男児在接受している保護の変更、停止又は差止をすることがあります。

- 1 指示の理由  
あなたに對してはかねてから求職活動に取り組むよう指示をしてきましたが、改善・努力のあとが認められません。このような状態では、これまでのように生活保護法の適用を受けることはできなくなります。また、平成27年10月3日付で生活保護の停止を決定したため、保護停止解除を行うこともできません。  
つきましては、同法第27条第1項の規定によりあらためて下記のとおり指示しますので、**星急に改善・努力**し、**その結果を報告**してください。

ハローワークで職業の斡旋を受ける等、熱心かつ誠実に求職活動に取り組んでください

以上  
平成27年11月20日(金)まで

公 司 生 活 保 障 在 揭 行

成に必要な指導又は指示をすることができる。

第 60 条 被保険者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、貢入、支出その他の生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

第 62 条 第 1 項 被保険者は、保険の実施機関が、(中略) 第 27 条の規定により、被保険者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならぬ。

同条第 3 項 保険の実施機関は、被保険者が前 2 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

畫知通謂之鑒賞

立川市福利事務所長

四

三

4

平成~~二~~年~~四~~月~~三~~日 立福生第~~一~~により、決定通知した生活保護法による  
保護を、つきのとおり廃止します。

廃止した保護の種類	生活扶助・生活扶助・愛育扶助・児童扶助・医療扶助・その他
停止する期間	~
廢止する時期	平成27年11月21日
廃止・停止の理由	生活保護法第27条に基づき、平成27年10月23日に文書で行つた障害能力活用の指示で行った像刷能力活用の指示に従わず、弁明の機会でも正当な弁明がされなかつたため

(備考) 1 この決定に不服あるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができる（(はね、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して60日以内であつて、その訴権が消滅するまで訴訟をすることができないになります。)）。

2 1の審査請求に対する裁決をして訴権を失う（訴権を失うといて、山川市長に対する訴権も消滅となります。）この決定の取消し月以内に、立法院に訴状をして（訴状があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して60日以内であつて、その訴権が消滅するまで訴訟をすることができないになります。）この決定の取消しを請求することができます。

①審査請求をしてした日の翌日から起算して60日以内に争いを提起するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しを請求することができるとき。

②審査請求をしてした日の翌日から起算して1年以内に争いを提起するときは、審査請求により裁決を受けるため緊急の必要があるとき、

③審査請求をしてした日の翌日から起算して50日以内に争いを提起するとき。

④他の請求をしたときにつけた正当な理由があるとき。

## 平成 27 年度 事務事業評価表

平成 27 年 6 月作成

事務事業名	生活保護費	所属部	福祉保健部	課長名	五十嵐 智樹
政策名	福祉・保健の増進	所属課	生活福祉課	担当者名	平川 裕子
施策名	生活保障の充実	係名	庶務係	連絡先	1550
基本事業名	低所得者の生活安定の保障と自立への支援	予算科目	会計 1 款 3 項 3 目 2	事業番号	2

## 1 現状把握の部

## (1) 事業概要

①事業期間	②事業の目的・内容	③開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で)
<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 ( 昭和25 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 ( 年度～ 年度)	生活保護法等で定められた基準に基づき、生活困窮世帯への扶助費等の支給及び自立支援等を図る。	昭和25年より 生活に困窮する世帯への支援のため。
④事業区分	⑤実施形態	
<input checked="" type="checkbox"/> 義務実施事業 <input checked="" type="checkbox"/> 市単費上乗せ <input type="checkbox"/> 任意実施事業 根拠法令等	生活保護法・生活保護法施行規則 根拠法令等 任意実施事業 根拠法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※複数選択可</span>

### (2) 事業のコスト

(2)事業のコスト		事業の収益								
①平成26年度決算額の内訳		千円単位 四捨五入	国庫支出金	千円	6,122,154	6,912,459	7,047,016	7,057,433	6,782,281	6,734,721
項目	事業費	財源内訳	都支出金	千円	246,061	231,273	249,934	264,822	249,700	252,357
扶助費	9,205,944	事業費	地方債	千円						
			その他	千円				123,826	98,761	
			一般財源	千円	2,288,084	1,927,048	2,045,576	1,799,173	2,075,202	2,172,550
			事業費計(A)	千円	8,656,299	9,070,780	9,342,526	9,245,254	9,205,944	9,159,628
			職員数(正規・嘱託)	人	23.40	12.00	24.60	12.10	27.60	12.10
		人件費	正規職員分	千円	210,600	221,400	248,400	251,550	258,300	257,400
			再任用・嘱託等	千円	42,000	42,350	42,350	34,300	34,300	44,100
			人件費計(B)	千円	252,600	263,750	290,750	285,850	292,600	301,500
		④総事業費(A)+(B)	千円	8,908,899	9,334,530	9,633,276	9,531,104	9,498,544	9,461,128	

### (3) 事務事業の対象・活動・成果

①対象(誰、何を対象にしているのか)	⑤対象数の推移		単位	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度見込み
	ア 保護世帯数	イ 保護人員	ウ 保護率	世帯	人	%			
被保護世帯	ア 保護世帯数	イ 保護人員	ウ 保護率	世帯	人	%			
	3573	4894	27.4	3690	5055	28.1	3,820	5,235	29.2
							3,787	5,128	28.6
								28.1	28.1

## ②26年度の事業活動

⑤活動指標	一 実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績
ア 生活扶助	千円	3,120,799	3,253,941	3,311,095	3,213,253	3,157,852	3,151,780
イ 医療扶助	千円	3,534,347	3,702,482	3,857,673	3,833,072	3,833,089	3,774,000
ウ 住宅扶助	千円	1,672,774	1,773,756	1,834,193	1,859,663	1,857,155	1,856,110
エ その他	千円	312,680	340,602	336,565	339,266	357,848	377,738

自立支援促進

④意図(対象をどのような状態にしたいのか)	⑦成果指標	単位	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標値
生活に困窮する世帯に対し、必要な保護支援を行い、健康で文化的な生活水準を維持するとともに、必要に応じて就労指導等を行い、自立助長を図る	ア 就労支援による保護廃止	人	14	32	15	19	16	20
	イ							
	ウ							

(4)事務事業の環境変化、市民、議会の意見等

市財政における扶助費の占める割合が高く、市政への影響を心配する声がある。  
【注】平成26年度施行の生活保護法等の改正案は平成25年から27年の3か年をかけて保護費の減額改定を実施している。

国は、平成26年度施行の生活保護法等の改正や平成25年から

②この事務事業に関するこれまでの改革改善の取り組み経緯  
様々な課題を抱える被保護者に対し、ケースワーカー個人の努力や経験に依存した取り組みにも限界があるため、ケースワーカーと査察指導員及び専門支援員(嘱託)を配置し、組織で対応する体制の整備を図っている。

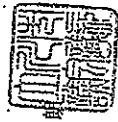
指指導員及び専門又販賣員(営利)を自らし、組織して対応する仲間の正確を図つてある。

③この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか:

生活保護制度について関心が高い状況にあり、適正な執行が望まれている。現在実施されている保護費基準の減額改定等については、妥当であるという意見と改悪であるという意見が出ている。

立議第2267号  
平成28年2月4日

立川市長 清水 庄平 殿



立川市議会議長 須崎 八重

文書質問書の送付について

平成28年2月2日付で、日本共産党的上條一議員より、立川市議会基本条例第1・1条の規定に基づく文書質問書が提出されましたので、下記のとおり送付します。  
なお、本件については平成28年2月18日までに文書にて、議長あて回答をされたい。

### 記

#### 1 質問項目及び内容

- ①「立川市職員に生活保護者が殺された！真相を追及して公開、処分してほしい」と、亡くなつた人の名前を記述し、「██████████」のアパートで████月████日に自殺した」と書かれた告発文書が会派に届きました。事実を明らかにし、事実であれば、再発防止を図つていただきたいと考えます。よつて、以下の点について、明らかにしてください。
- ②この方への「就労指導」はいつ（何年何月何日）、どのような内容で行われたのか。文書による指導だったのか、口頭による指導だったのか。
- ③この方が、「指導に従わなかつた」と判断したのは、どのような根拠か。
- ④この方の保護をいつ廃止にしたのか。停止ではなく、廃止としたのはなぜか。
- ⑤保護を廃止するにあたつて、この方に弁明の機会を与えたのか。
- ⑥この方が亡くなつているのを発見したのは、いつで、だれが、どこで発見したのか。

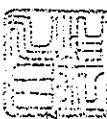
- ⑦この方の死を「自殺」と判断した根拠は何か。遺書があつたのか。あつたとすれば、内容はどのような内容だったのか。
- ⑧この方の「自殺」の原因について、どのように見ているのか。うつ病などの精神的な病気はなかったのか。調査はしたのか。
- ⑨生活保護を受けていた方が、保護を廃止された直後に「自殺」したという事が事実とすれば、どのような見解を持つているのか。再発防止はどうに行う考えか。

#### 2 質問の趣旨及び理由

生活保護受給者が、保護を廃止された直後に「自殺」したという事が事実なのか確認したいと考えます。事実であれば、なぜ「自殺」したのが原因を究明し、二度とこのようなことが起こらないように、再発防止策を実施すべきと考えます。

3 回答を求める者  
福祉保健部長、生活福祉課長

立行総第 4886 号  
平成28年2月15日



文書質問回答書  
立川市長 清水 庄一

立川市議会議長  
須崎八朗 殿

平成28年2月4日付け立議第2267号で送付のあつた文書質問書につきまして  
て、次のとおり回答いたします。

## 記

## 1 質問項目及び内容

- ①「立川市職員に生活保護者が殺された！真相を追及して公開、処分してほしい」と、亡くなつた人の名前を記述し、「[REDACTED]のアパートで[REDACTED]月[REDACTED]日に自殺した」と書かれた告発文書が会派に届きました。事実を明らかにし、事実であれば、再発防止を図つていただきたいと考えます。よつて、以下の点について、明らかにしてください。
- ②亡くなられた方は、いつから生活保護を受けていたのか。
- ③この方への「就労指導」はいつ（何年何月何日）、どのような内容で行われたのか。文書による指導だったのか、口頭による指導だったのか。
- ④この方が、「指導に従わなかつた」と判断したのは、どのような根拠か。
- ⑤この方の保護をいつ廃止にしたのか。停止ではなく、廃止としたのはなぜか。
- ⑥保護を廃止するにあたつて、この方に弁明の機会を与えたのか。
- ⑦この方が亡くなつていいのを強見したのは、いつで、だれが、どこで強見したのか。
- ⑧この方の死を「自殺」と判断した根拠は何か。遺書があつたのか。あつたとすれば内容はどうな内容だったのか。
- ⑨この方の「自殺」の原因について、どのように見ているのか。うつ病などの精神的な病気はなかつたのか。調査はしたのか。

# 2016年予1回定期例会一般質問 2016.3.11F 上條 開(かい)郎

## 資料10

説明に頼れがないように、丁寧な対応に努めてござりますして、それでも御理解が難い方などにつきましては文書でのお知らせ、また手紙に同行する等の対応を図つておられます。

以上です。

○議長（須崎ハ朗君） 上級議員。

○20番（上條彰一君） この方のケースでは、そういう今、部長が答弁されたような丁寧な対応といふのはされません。それは、私もやりとりの中で確認しました。結局、本人に会えなかつたら書面だけでの対応にとどまつたということを担当の方

は言っておられました。

ですから、本当にきちんと、そういう部長が答弁されたようが対応をしつかりやつていただきたいと考えます。

さらに、次の質問です。

市役所の中の、他の課との連携です。まあ私が入つて交渉しなければ対応されない。大変心もといな話だと、私は感じました。せっかく市のいろいろな制度があつても、それが利用できない。そういうことになるのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。私は早急に改善していただきたいと考えます

が、見解をお聞かせください。

○議長（須崎ハ朗君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（諸井哲也君） 庁内他課との連携ということでござりますけれども、現在もケースワーカーにおいては必要な支援につきまして、関連部署、障害福祉課であるとか高齢福祉課、あるいは保険年金課、そういうところと連絡を密にとつて、それで対応を図つておられます。

ただ、まあ今、議員御指摘のとおり、何か不足があるということを申し恥すれば、より後密接な連携体制を実現していくかと思います。

以上です。

○20番（上條彰一君） せひ、不足があつたわけ

でこういう事態になつていいわけですから、しっかりと対応していただきたいということを要望しております。

次に、「文書質問」への回答について伺います。生活保護者が殺された。非情なやり方に命を断つたよ。貧乏人は死ぬしかないのか。こういう文面の告発文書が大さみに飛んだち日本共産党の会派室のFAXに届きました。この告発文書には、実在のMさんという男が12月10日に住んでいた市内のアパートで自殺したこと、真相を追及して公開してほしいということを書かれておりました。

私たちの調査では、亡くなった男性は当時48歳、生活保護を受け、2014年7月から12月まで市内の無料宿泊所に5ヵ月間いて、アパートへ移つたこと。人とかかわるのが苦手なのか、自分から話しかけるようなことはなかつたこと。リサイクル品の改修の仕事を宿泊所からアパートへ移るときもしていること。ホームレスの経験があり、何らかの精神疾患があつたのではないかと、主にそういうことでも証言をして出されております。

また、市への情報公開請求で公開された文書には、男性死のものとの推測されるものがあり、10月23日付の指導指示書という文書では、実験活動に取り組むように指導・指示してきましたが、改善努力の跡が見られませんとして、10月3日付で生活保護の廃止を決定したとして、ハローワークで仕事のあつせんを受ける等、熱心かつ誠実に求職活動に取り組んでくださいと指示しております。

また、男性が亡くなる1日前の昨年12月9日の保険廃止決定通知書という文書では、10月23日に文書で行つた経験能力活用の指示で行った経験能力活用の指示に従はず、弁明の機会でも正当な弁明がなされなかつたためとして、11月21日に保護を廃止するという記述となっています。

私は、人の命は何よりも重いものと考えます。まして幅が人を殺すなどといふことがあります。一人の命が失われているわけであります。

そして3月に障害児と母親が相次いで孤立死すると

いう痛ましい事件が起り、全時の検証を行つて、再発防止の取り組みを具体化して進めていくということが行われました。

わかれでありますして、こうしたことを繰り返さないためにも、事實を明らかにし、問題点を検証する必要があると考へます。

議会が閉会中ということでありましたので、文書質問を行いました。ところが、市の回答は公に対することにより個人の権利利益を害する恐れがあるものに該当するため、質問に関する情報を提供し、回答することはできませんといふものでありました。

まず、どのような検討をされてこのような回答となつたのがお答えください。

○議長（須崎ハ朗君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（諸井哲也君） 文書質問に対する回答の御質問でござりますけれども、受理いたしました「文書質問書」には、個人名こそ示されておりませんでしたけれども、質問内容でございましたので、私どもとしては、就労指導に關するケースをチェックいたしました。その結果、不適切な対応はございませんでした。その結果、不適切な対応はございませんでした。以上です。

○議長（須崎ハ朗君） 上級議員。

○20番（上條彰一君） そうしますと、就労指導においては、就労指導がございましたので、私どもとしては、就労指導に關するケースをチェックいたしました。その結果、不適切な対応はございませんでした。以上です。

○議長（須崎ハ朗君） 上級議員。

私は、まあわざと個人情報を盾にとつて、結局、情報報を明らかにしないということは、まさに事実そのものを、見方を変えれば隠してしまうという、それをできないと、個人が特定されると、そういう答弁だと思いますけれども、私は、この回答にはやはり一人が亡くなつたという、起こつてしまつたというふうな事実を本当に受けとめて、事実を検証して教訓を引き出して、再発防止に努めるという、そういう姿勢は見られないのではないかと思います。

かつて立川市では、2012年2月に高齢の母子が、

なおか→2012年の孤立死の対応の問題と比べれば、

そういう事実そのものも明らかにしないというのが、今の時点での市の対応ではないかと思います。

- 39 -

どおり、個人情報の関係から、私どもとしては明らかにすることとはございません。

また、因縁關係云々というふうなお話をございませんけれども、私どもは、行政側が原因となるような、そういうふうな事実はなかったものと、そのように考えております。

以上です。

○議長（須崎八朗君） 上條議員。

○20番（上條彰一君） まあ、答弁は個人情報でありますけれども、答弁であります。そういう角度から、そういうふうにせつつく、そういうワーカーさんもいるんだということを聞いております。

それと、先ほど私が指摘したもの——一つの事例の中では、医療が必要だと考えられる人に対する見込みが不十分であったと、こういう実態も明らかになつりますが、質問の角度を変えます。

○予算委員会で、私は生活保護者への就労指導について質問いたしました。私が、何らかの病気があるても対象者となるのかという質問に、担当課長は病状などに合わせて就労が可能であれば、就労支援の対象となっていましたと答弁し、私の就労指導に従わなくて、保護措止された人の人数というのは別の人數があるということですかと、こういう設問には、今現在、手元にはございませんが、調べれば出ると思いますと答弁され、資料が提出され、廃止されただという事実が明らかになりました。

○福社保健部長（諸井哲也君） 就労指導に関する質問を廃止したケースがあつたということが明らかになります。さらに、私が、被保護者の保護の停止または指示を強制するこではないし、意に反して指導または指示をせずに就労につくという、このように質問したこと、これらははっきりとした事例がないかといふことではございませんと明確な答弁がされて、続けて、本人のやらないければいけない義務を何らかの理由もなく履行されない場合には、厳しい対応をとるというこどもござりますと答弁されております。

○20番（上條彰一君） 問題は、この方に病気があって、そういう就労そのものが難しかったんじゃございませんと答弁されております。

1月現在の生活保護の受給世帯数は3,772世帯、人數は4,985人で、まあケースワーカーの方の人数は39人でありますから、1人のケースワーカーの方が96.7世帯、127.8人を担当していると。どうしても業務そのものは多忙にならざるを得ないと、そ

いう実態があると考えております。

まあ、こうした中でも本当に親身になって話を聞いてくれて、相談に乗ってくれるケースワーカーもいると、本当にがたたいという声を聞く一方で、とにかく仕事をしろと、そういうふうにせつつく、そういうワーカーさんもいるんだということを聞いております。

○議長（須崎八朗君） 上條議員。

○20番（上條彰一君） まあ、答弁は個人情報であり、明らかにできないという、そういう答弁であります。そういう角度から、そういうふうにせつつく、そういうワーカーさんもいるんだといふことでもございませんと答弁されております。それは、この問題でございませんと答弁されております。

○福社保健部長（諸井哲也君） 就労指導に関する一般論として答弁させていただきます。

就労指導に関する問題は、つまり保護停止というふうな状況でござりますれば、委員会のときの課長の答弁のように厳しい判断、つまり保護停止となる場合もございます。

○議長（須崎八朗君） 上條議員。

問題は、この方に病気が重ねての答弁にならないか。ホームレスなどを経験された方というのには、一定やっぱり精神的な、そういう御病気を持つ方がかなり多いです。これは私が実際に路上生活の方たちは39人でありますから、1人のケースワーカーの方が96.7世帯、127.8人を担当していると。どうしても業務そのものは多忙にならざるを得ないと、そ

を持つての感想であります、そういうことはその就労指導の段階できちんと検討されて、対応されていましたのかどうか。こういう検証はなされたのでしょうか。お答えください。

○議長（須崎八朗君） 福祉保健部長。

一般的論として答弁させていただきたいのですが、先ほど私が稼働能力があるにせよかわらずというふうに申し上げたその意というのは、例えば御病気等々と就労活動ができるないと、そういうふうに申しますが、やっぱり調査が不十分だと考えます。しかもとして就労活動を繼續的に行えという、そういう指導は行うことにはありません。

以上です。

○議長（須崎八朗君） 上條議員。

○20番（上條彰一君） 問題は、そこでの病気があるというでの見極めの問題だと私は思っています。見た目では病気があるかどうかわからぬといふ方も本当に多数られます。そういうしつかりとした見極めをされているのかどうか。

私は、少なくともいろいろ日々のケースワークの中で、その方をいろいろ見たり、いろいろ話を聞いていれば、そういうことは気づくわけだと思います。

専門医の受診を勧めるということ私が私は必要だと思ひます。結局、稼働能力がある、病気があつても、その個人を追い詰めていくといふことは、やり方としては非常にどうなかなと。やつてはならないことじやないかがなと、議員のほうは過酷な云々というような話がございましたけれども、私が報告を受けた中ではそういうことはなくて、私どもは適正に指導も行っていると。

ただ、議員がおっしゃるように私どものその就労指導を含めまして、私も報告を受けましたけれども、ケースワーカーを含めまして、そういうことについて過酷といいいます、議員のほうは過酷な

以上です。

○議長（須崎八朗君） 上條議員。

問題は、この方に病気が重ねての答弁にならないか。ホームレスなどを経験された方というのには、一定やっぱり精神的な、そういう御病気を持つ方がかなり多いです。これは私が実際に路上生活の方たちは39人でありますから、1人のケースワーカーの方が96.7世帯、127.8人を担当していると。どうして

も業務そのものは多忙にならざるを得ないと、そ

以上です。

○議長（須崎八朗君） 上條議員。

○20番（上條彰一君） それは、担当課長の答弁と食い違うじゃないですか。予算委員会では、病気があつても稼働能力があると判断すればいいでもらうか。お答えください。

いう答弁を課長はされていたんですよ。

○議長（須崎八朗君） 上條議員。

ほんと私が稼働能力があるにせよかわらずというふうに申し上げたその意というのは、例えば御病気等々と就労活動ができるないと、そういうふうに申しますが、やっぱり調査が不十分だと考えます。しっかり検証していただいて、二度とこういうことを繰り返さないということが、本当に今、市としてやるべきことなのではないかとを考えますが、理事者はどちらが、私は、市のやつぱり対応については、まあ一般的なケースではというふうに仰答弁されたわけであります。

以上です。

○議長（須崎八朗君） 上條議員。

○20番（上條彰一君） 問題は、その病気があるというでの見極めの問題だと私は思っています。見た目では病気があるかどうかわからぬといふ方も本当に多數おられます。そういうしつかりとした見極めをされているのかどうか。

私は、少なくともいろいろ日々のケースワーク

のなかで、その方をいろいろ見たり、いろいろ話を聞いていれば、そういうことは気づくわけだと思います。それから必要がある場合には、しっかりと専門医の受診を勧めるということ私が私は必要だと思っています。

結局、稼働能力がある、病気があつても、らうんだという中で、その個人を追い詰めていくといふことは、やり方としては非常にどうなかなと。やつてはならないことじやないかがなと、議員のほうは過酷な云々というような話がございましたけれども、私が報告を受けた中ではそういうことはなくて、私どもは適正に指導も行っていると。

ただ、議員がおっしゃるように私どものその就労指導を含めまして、私も報告を受けましたけれども、ケースワーカーを含めまして、そういうことについて過酷といいいます、議員のほうは過酷な云々というような話はございませんでしたけれども、私が

報告を受けた中ではそういうことはなくて、私どもは適正に指導も行っていると。

○議長（須崎八朗君） 福祉保健部長。

○福社保健部長（諸井哲也君） 重ねての答弁になりますけれども、稼働能力といふような部分についても、私は多く実際にはありますけれども、詳細云々ということについては、私は、私どもは例えば御病気等々を受給者の方がお持ちだと、そういう場で具体的、個人が特定されるようなことにいうことはしてございません。

のが立場上でござりますけれども、私どもが、私をらくこうであろうというようなことを、人の死に対する理者として報告を受けた中では、クースワーカーを含めて、きちんととした生活保護のケース、対応を行つて行つたと、そのように考えてございます。

ですので、議員がおっしゃるような、議員が言つてのこととはすべからく事実だということであれば、私どももそれを含めた再発防止云々について、原因究明含めまして対応等、考え方ばならないわけですかけれども、私が報告を受け、なおかつ書類を見せてもらった中では、議員がおっしゃるようなことの中で、その方が自殺云々ということの道を選択されたというふうな議員の結論というような形とは考えてございません。

(C)

○議長（須崎八郎君） 上條議員。

○20番（上條彰一君） 市の調査がどの程度やられたかわかりませんが、市の当事者だけの証言ではなくて、やはりこの方をめぐる周囲の方の証言も含めて、しっかりと私は検証すべきなんじやないかと考えます。

ですから、ぜひ、人一人の命が失われているという、そういう問題として、私も、私が質問した内容、聞き取った内容がまあ全て事実であるなどと申し上げるつもりはありませんが、しかし、市として生活保護行政を預かっているわけですので、しっかりと検証、事実を認定して、問題があれは問題を改善するという対応を図つていただきたいと考えます

が、いかがでしょうか。

○議長（須崎八郎君） 大齋副市長。

○副市長（大齋勝夫君） 先ほど来、部長のほうで一般論というような形での答弁させていただいたるということで、その方云々ということでお議員のほうの会派室に通知というんでしょうか、意見が来たということで、話というのはこういう場ですることとはなかなか難しい。というのは、人が亡くなるということについては、御家族のこともあるし、故人の、命に対する尊厳というのも当然ある話なので、それをこちら側が因果関係だけを推測して、恐

らくこうであろうというようなことを、人の死に対する考え方には遺書があるとか云々といふようなことがあって、市このうとこで云々といふようなことですね。私どももそういうものについて事実關係含めてやらなければならないということについてはやぶさかでございませんけれども、先ほどおっしゃられたように肯定の、先ほどおっしゃられました実在の皆さんアパートで自殺して4歳の方云々というふうに議員がお話しになりましたけれども、そういうような観点では、先ほど御答弁申し上げたどおりでございます。

ただ、一般論这样一个語でさせていただければ、私どもも生活保護行政を預かっている主体でござりますので、そういうふうな、私どもの好みの仕方云々について、現地含めである这样一个ことであれば、それは十分留意しなければならないし、また反省もし、今後の将来の再犯防止ということに取り組んでいかなければならぬというふうに考えてございます。

それは一般論としての話として、御答弁申し上げたいと思ってございます。

○議長（須崎八郎君） 上條議員。

○20番（上條彰一君） まあ、副市長の答弁は慎重な答弁をされているわけでありまして、ならばぜひ今後の問題ということで、再度理事者も含めてこの問題についての検証していただくよう、要望しておきます。

次に、大型店の出店とまちづくりについて聞いています。

市長から、まあ広域からの来街者の問題ですか、雇用の創出の問題ですか、いろいろある一方で、既存の商店への影響があるという、そういう御答弁もあつたわけですが、具体的にお聞かせいただきたいと思います。

まず、交通渋滞対策についてでは、公共交通機関の利この交通渋滞対策については、公共交通機関の利

東京都議会議会局議事部  
議案法制課 本間、前澤、中沢、吉田 行  
(E-mail S0000587@section.metro.tokyo.jp)  
(FAX 03-5388-1774)

所属: \_\_\_\_\_ 担当者名: \_\_\_\_\_  
電話: \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_  
E-Mail: \_\_\_\_\_

## 区・市

- ※ 本調査につきましては、回答が可能な範囲で御協力をお願いします。  
※ 調査の内容につきましては、依頼者において公表する場合があります。

## 生活保護に関する調査

貴自治体の生活保護の状況について、以下の問い合わせにお答えください。

- 1 貴自治体における、平成26年から平成28年までの生活保護の廃止世帯数と理由別の内訳を教えてください。

(単位:世帯)

理由		年	平成26年度	平成27年度	平成28年度
傷病治癒					
死亡					
失踪					
働きによる収入の増加・取得					
働き手の転入					
年金仕送り等の増加					
親類・縁者等の引取り					
施設入所					
医療費の他法負担					
その他	指導・指示違反	主な具体的指導・指示の内容			
その他	その他	主な具体的な内容			
合計	世帯数				

- 2 貴自治体では、「働きによる収入の増加・取得」による保護の廃止に、世帯数の目標を設けていますか。

設けている場合は、その内容を教えてください。

・設けている (内容: )

・設けていない

ありがとうございました。

右名古屋市(平成27年)、新城市(平成28年)、日野市(平成29年)、東大和市(平成29年)は、監査役の監査を足したものと合計が合いません。

自治体	傷病者数		死亡		失踪		巻きこぶる犯人の 増加・取扱い		巻き手の転入		年金仕送り手の 親類・養育等の 引取り		施設入所		医療費の地方負担			
	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28
足立区	2	1	0	658	693	762	170	180	153	209	302	300	3	7	5	29	39	41
千代田区	31	40	36	40	26	38	110	121	95	17	17	1	0	0	5	4	1	8
中央区	33	22	39	48	49	45	60	47	43	12	9	11	0	0	0	3	3	5
港区	0	0	0	94	86	84	59	63	49	43	36	32	0	5	3	4	9	5
新宿区	1	1	3	391	397	385	251	244	203	84	100	104	2	0	2	17	15	19
文京区	0	0	2	131	114	97	46	38	40	65	55	47	0	0	0	4	11	8
台東区	1	0	0	450	447	432	466	554	525	79	101	114	0	0	2	11	13	20
墨田区	0	0	0	327	286	330	93	122	97	63	96	104	1	1	2	14	11	17
江東区	2	0	0	349	348	342	87	74	60	125	113	98	9	4	2	14	22	23
品川区	0	0	0	238	216	237	86	107	77	61	66	62	1	0	0	13	19	18
目黒区	1	6	0	105	106	114	31	37	39	19	31	50	1	2	0	15	12	7
大田区	22	16	14	629	588	600	170	194	163	246	235	224	17	5	6	41	39	32
世田谷区	2	0	0	301	355	337	83	55	60	164	147	157	2	1	1	68	53	57
渋谷区	330	292	188	133	142	145	153	144	130	31	44	31	2	2	0	5	4	3
中野区	37	19	15	261	243	276	72	66	62	97	88	100	3	1	0	14	15	16
杉並区	1	1	2	213	317	266	73	58	43	128	138	107	0	0	2	32	17	19
豊島区	14	15	4	219	309	305	229	245	203	105	124	109	0	1	0	18	9	10
北区	0	0	2	363	349	355	107	94	69	83	101	111	0	0	0	20	26	14
荒川区	37	46	61	274	266	233	66	57	53	64	62	76	0	0	1	16	28	17
板橋区	3	5	1	495	528	532	171	189	178	245	328	325	16	6	9	36	37	29
練馬区	9	8	4	379	403	456	86	105	76	216	238	257	5	7	4	117	128	118
葛飾区	2	2	0	418	450	437	99	113	65	115	141	154	3	2	4	22	21	18

自治体	指示・指導違反(主な具体的指導・指示の内容)	その他(主な具体的内容)						合計(世帯数)	目標の内容
		H.26	H.27	H.28	H.26	H.27	H.28		
足立区	未申告収入の内 容を説明するこ と。収入申告書 と、収入申請状況の報 告、収入申告指 示	0	0	465	その他は内訳データな し(指導・指示違反含む)	440	その他は内訳データな し(指導・指示違反含む)	639	内春・療養・移動収入増 加等により自立支援等の生 活保護廃止世帯全体に占め る割合(死亡・夫婦離婚を除 き)
千代田区	未申告収入の内 容を説明するこ と。収入申請状況の報 告、収入申告指 示	1	0	49	区外への転出、自立支 援センター退所、起訴	48	区外への転出、自 立支援センター退所、起訴	47	○
中央区	未申告収入の内 容を説明するこ と。収入申請状況の報 告、収入申告指 示	0	1	72	転出、停止の解除	83	転出、停止の解除	81	内春・療養・移動収入増 加等により自立支援等の生 活保護廃止世帯(死亡・夫婦離 婚を除く)
港区	未申告収入の内 容を説明するこ と。収入申請状況の報 告、収入申告指 示	0	9	179	内訳は算定していない	137	内訳は算定していない	127	内訳は算定していない
新宿区	未申告収入の内 容を説明するこ と。収入申請状況の報 告、収入申告指 示	0	916	管外への転出のため等	836	管外への転出のため等	783	管外転出、保護の辞退、 拘置・拘留・拘置、不就労 退所、拘置、拘置、被保 護世帯の転出により保 護者停止	内春・療養・移動収入増 加等により自立支援等の生 活保護廃止
文京区	未申告申告指 示違反	3	1	104	収入申告指 示違反	104	収入申告指 示違反	92	拘置・拘置、医療単給の施 留、医療単給の施 留
台東区	収入申告を行なうこ と、アルコール治療を行な うこと、薬物治療を行な うこと、東正施設を行な ふることを守ること	17	12	12	収入申告を行うこと、 アルコール治療を行な うこと、施設入所するこ と	386	収入申告を行うこと、 アルコール治療を行な うこと、施設入所するこ と	358	他管内に転出したため移 管廃止、起訴による拘留 により施設停止、被保 護世帯の転出により保 護者停止
墨田区	収入申告を行なうこ と、アルコール治療を行な うこと、薬物治療を行な うこと、東正施設を行な ふることを守ること	10	10	315	起訴・保護の辞退、転 出	251	起訴・保護の辞退、転 出	223	他管内に転出したため移 管廃止、起訴による拘留 により施設停止、その他の收 入の増加により保護者停止
江東区	収入申告を行なうこ と、薬物治療を行な うこと、東正施設を行な ふることを守ること	29	20	184	管外転出、保護辞退、 起訴など	165	管外転出、保護辞退、起 訴など	169	管外転出、保護辞退、起 訴など
品川区	収入申告書の提出業 者登録手続等	1	1	91	移管、逮捕起訴等	153	移管、逮捕起訴等	534	起訴・逮捕起訴等
目黒区	収入申告及び来所の 指導等を行なった が、差し押さえをかつけた 保護施設管理規定違 反、収入申告、医所の設 定設定	0	0	66	運送相談、他世帯への 転入合併等	77	保険金・賃給金、手 持ち金・預貯金、留 置・拘置、日用品費	84	保険金・賃給金、手 持ち金・預貯金、留 置・拘置、日用品費
大田区	収入申告等提出 報告、医所の認定 設定	21	21	433	辞退、管外転出	423	辞退、管外転出	483	辞退、管外転出
世田谷区	収入申告等提出 報告、医所の認定 設定	19	21	407	転出移管、運送・拘置	406	転出移管、運送・拘置	326	転出移管、運送・拘置
渋谷区	未達	145	管外転出、保護辞退等	150	管外転出、保護辞退等	146	管外転出、保護辞退等	809	管外転出、保護辞退等
中野区	求職活動指 示、収入 申告指 示	31	27	157	他自地帯への転出、公 訴提起、手持ち金の累 積	210	訴提起、手持ち金の累 積	202	他自地帯への転 出、公訴提起、急迫 保護の廃止
杉並区	収入申告指 示、収入申告 接觸・連絡に応じない	21	12	270	転出、辞退、起诉	214	転出、辞退、起诉	220	転出、辞退、起诉
豊島区	収入申告指 示、収入申告 接觸・連絡に応じない	15	9	236	辞退、転出、起诉	287	辞退、転出、起诉	274	辞退、転出、起诉
北区	回答は下記「その他」 に含む	21	13	223	他管内へ転出、辞退、 起诉、拘留	184	他管内へ転出、辞退、 起诉、拘留	171	他管内へ転出、辞 退、起诉、拘留
荒川区	日常生活についての 指導指示、就労(求 職活動・収入申告) についての指導指 示	30	13	163	区外転出75、辞退31、 その他の57(指導違反含 む)	136	区外転出77、辞退27、 その他の32(指導違反含 む)	107	区外転出51、辞退 21、その他35(指導 違反含む)
板橋区	日常生活についての 指導指示、就労(求 職活動・収入申告) についての指導指 示	15	9	163	仕送り等の増加による 廃止、転出(移管)によ る廃止、転出(移管)によ る廃止、転出(移管)によ る廃止、転出(移管)によ る廃止、転出(移管)によ る廃止、上記事由以外での 廃止	716	仕送り等の増加による 廃止、転出(移管)によ る廃止、転出(移管)によ る廃止、転出(移管)によ る廃止、転出(移管)によ る廃止、上記事由以外での 廃止	634	21、その他35(指導 違反含む)
練馬区	日常生活についての 指導指示、就労(求 職活動・収入申告) についての指導指 示	14	13	633	世帯員の減少により、 収入申込みによる保 護基準額を上回ったため の廃止	501	世帯員の減少により、 収入申込みによる保 護基準額を上回ったため の廃止	459	起訴されたため
板橋区	日常生活についての 指導指示、就労(求 職活動・収入申告) についての指導指 示	16	12	151	収入申告指導、生活 状況監視、施設規 定期等遵守	185	逮捕・拘留等、保険金等 受領、保険費の累積	192	就労自立支援事業の参加數 は、目標値を設定している が、提出がなかったた め
練馬区	収入申告をするによる 生活保護法第27条によ り指導・指示を示した が、提出がなかつたた め廃止	14	13	456	収入申告指導、生活 状況監視、施設規 定期等遵守	1383	### ×	976	921 ×
葛飾区	収入申告指導、施設規 定期等遵守	16	12	874	逮捕・拘留等、保険 金等受領、保険費の累積	192	葛飾区		

自治体	療養施設	死亡	失踪	働きに介護入の 増加・取扱	働き手の転入	年金は送り等の 増加	親類・優者等の 取り扱い	施設入所	医療費の施法負担
	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28
江戸川区	2 6 9 601 556 607 300 229 203 297 280 279 7 4 9 54 41 32 91 100 87 14 8 11								
立川市	12 6 5 146 130 118 45 38 47 57 70 59 2 3 1 19 16 9 14 11 29 6 2 11 1 1 0								
三鷹市	0 1 0 98 104 92 25 23 28 49 41 49 0 0 1 9 9 10 7 7 7 3 4 6 7 3 4								
青梅市	1 0 3 79 82 79 13 13 6 46 41 49 1 0 1 4 2 12 12 10 11 2 1 3 0 0 0								
府中市	0 0 0 123 137 153 35 29 25 46 64 79 1 0 4 13 12 10 6 9 4 4 1 2 0 0 0								
昭島市	1 1 1 101 73 80			23 22			32 8	8 3 10 5	
調布市	0 2 2 114 101 109 15 6 17 44 42 38 1 2 0 4 5 5 13 9 14 4 0 3 1 0 0								
町田市	1 0 0 138 151 165 38 64 43 104 114 107 5 3 2 15 16 9 30 31 28 5 5 6 0 0 0								
小平市	0 0 0 99 80 97 17 18 16 66 49 49 1 0 5 11 5 7 10 2 4 4 2 1 0 0 0								
日野市	0 0 0 60 59 52 9 9 46 29 42 2 0 0 13 13 11 7 8 7 5 5 6 0 0 0								
国分寺市	0 0 0 25 36 46 5 9 9 18 13 16 0 0 0 4 3 3 5 5 4 4 1 1 0 0 0								
国立市	0 0 0 27 25 30 6 10 9 6 17 14 0 0 0 2 1 2 1 4 1 0 1 2 0 0 0								
福生市	平成28年実績中	0 0 35 37				12 7		1 0 5 2	4 1



自治体	療養治療			死亡			失踪			働きによる命への 働きによる命への 増加・取扱			働き手の転入			年金仕送り率の 増加			親類・葬券等の 引取り			施設入所			医療費の他法負担		
	H.26	H.27	H.28	H.26	H.27	H.28	H.26	H.27	H.28	H.26	H.27	H.28	H.26	H.27	H.28	H.26	H.27	H.28	H.26	H.27	H.28	H.26	H.27	H.28	H.26	H.27	H.28
東大和市	0	0	0	38	47	49	2	2	5	23	26	18	0	0	0	3	2	2	4	4	4	2	2	5	0	0	0
清瀬市	0	0	0	52	55	78	6	7	9	23	16	20	1	0	0	4	5	1	10	4	1	4	3	1	0	0	0
東久留米市	0	0	0	44	52	63	2	6	11	11	22	35	1	0	0	8	11	9	10	7	6	1	4	1	0	0	0
武蔵村山市	0	1	1	39	50	45	2	12	19	25	14	15	3	3	1	0	3	1	10	6	3	0	2	3	0	0	0
多摩市				36	55	48	9	10	9	36	33	44				3	5	7	5	8	6	3	1	5	0	1	0
福城市	0	0	0	26	23	32	2	5	1	21	33	19	0	0	0	0	5	5	5	6	3	1	0	0	3	0	0
羽村市	0	0	0	26	22	20	6	5	11	15	19	16	0	0	0	3	2	1	5	6	4	2	1	0	0	0	0
あきる野市	0	0	0	28	27	26	3	2	5	11	23	21	0	0	2	3	3	2	1	0	1	0	1	0	0	0	0
西東京市	1	1	0	92	79	109	27	33	35	55	46	64	0	2	0	7	5	7	14	10	14	2	5	4	0	0	0
八王子市	2	5	1	251	305	300	64	71	42	127	177	149	1	4	2	32	42	19	52	61	47	11	6	13	0	1	1
小金井市	1	1	2	59	59	57	135	110	95	25	28	19	0	0	0	6	5	6	1	0	1	1	4	1	1	0	
船橋市	0	0	0	32	33	41	3	2	9	20	18	21	0	0	0	4	1	1	2	2	3	1	0	0	0		
武藏野市	0	1	0	64	72	72	40	45	46	41	45	37	0	0	1	19	18	19	8	5	6	4	2	3	1	0	1

自治体	指示・指導違反(主な具体的指導・指示の内容)	その地(主な具体的な内容)					合計(世帯数)	目標の内容
		H.26	H.27	H.28	H.26	H.27		
東大和市	未所指示	担当員の居宅訪問に応じること、収入申告すること、扶養範囲に応じること、収入申告することについて報告することなど	30 来所指明(居宅訪問に応じること、収入申告することについて報告することなど)	31 保護辞退、他管内転出など	23 保護辞退、他管内転出など	23 保護辞退、他管内転出など	H.26 103	H.27 120
清瀬市	未所指示(未所までの弁明居住において生生活費が確認できなかったもの)	0 1	44 来所指明(居宅訪問に応じること、収入申告することについて報告することなど)	49 新規による、他の生明(居住において生生活費が確認できなかったもの)	49 新規による、他の生明(居住において生生活費が確認できなかったもの)	43 新規による、他の生明(居住において生生活費が確認できなかったもの)	H.26 145	H.27 139
東久留米市		0 1	44 施設管理規定違反、反、居住実態未認入申告未認入(不正受給)、車両処分未履行	42 未提出(不正受給)、施設管理規定違反、反、居住実態未認入申告未認入(不正受給)、車両処分未履行	42 市が転出、累積金の増加、都管住金への転居等	48 市が転出、累積金の増加、都管住金への転居等	H.26 121	H.27 144
武蔵村山市	居住実態未提出(不正受給)、車両処分未履行	40 収入申告書の提出を示す	24 収入申告書の提出を示す	5 許認届提出	8 許認届提出	10 許認届提出	H.26 102	H.27 139
多摩市	収入申告書の提出を示す	16 収入申告のための来所を指示	14 収入申告書の提出を示す	5 許認届提出	8 許認届提出	10 許認届提出	H.26 189	H.27 186
福岡市	収入申告のための来所を指示	1 収入申告のための来所を指示	2 収入申告のための来所を指示	38 収入申告のための来所を指示	38 他管内転出ほか	57 他管内転出ほか	H.26 97	H.27 102
羽村市	求職活動報告書の提出、収入の申告	1 3	1 収入の申告	33 との合併、不動産税、起訴	32 転出、居住実態未認入(不正受給)、車両処分未履行等	32 転出、居住実態未認入(不正受給)、車両処分未履行等	H.26 90	H.27 84
あきる野市	差し入申告をしないため、口頭及び文書で申し出たが、提出が無かった。	1 0	0 0	32 訴訟、他管社事務所へ	36 訴訟、公訴の提起、訴訟の提出、公訴の提起、訴訟の提出、公訴の提起、訴訟の提出	33 訴訟、公訴の提起、訴訟の提出、公訴の提起、訴訟の提出、公訴の提起、訴訟の提出	H.26 79	H.27 93
西東京市	報告・届出の義務違反	1 1	0 0	105 誤認合意	103 経過、公訴の提起、訴出	91 経過、公訴の提起、訴出	H.26 304	H.27 285
八王子市	企業年金支拂い未収入があるが、収入申告をせず、収入申告及び文書で申し出たが、提出が無かった。	41 16	誤認合意にによる、未申告の収入が判明。また既終了の口頭・文書での収入申告指明にござります。不正のため停止。	234 誤認合意により未申告の収入が判明。また既終了の口頭・文書での収入申告指明により未申告の停止。	228 転出(移管含む)による、他の(例:累積金未支拂い)未申告の収入が判明。また既終了の口頭・文書での収入申告指明により未申告の停止。	228 転出(移管含む)による、他の(例:累積金未支拂い)未申告の収入が判明。また既終了の口頭・文書での収入申告指明により未申告の停止。	H.26 864	H.27 941
小金井市	収入申告書提出1件	1 0	95 未申告の収入が判明。また既終了の口頭・文書での収入申告指明により未申告の停止。	61 11件、起訴5件、訴訟5件、訴訟7件、訴訟8件、訴訟10件	58 起訴6件、起訴5件、訴訟4件	325 起訴6件、起訴5件、訴訟4件	H.26 325	H.27 270
柏江市	求職活動届出の義務	3 0	36 未提出	31 転出、預貯金帳、辞退	31 転出、預貯金帳、辞退	101 転出	H.26 101	H.27 90
武藏野市	生活実態把握のための来所指示	1 1	59 転出(移管含む)31、辞退10、その他37	72 転出(移管含む)31、辞退10、その他37	68 転出(移管含む)41、辞退33、その他24	237 260	H.26 253	H.27 260

その他の箇所は算していない。

# 資料 1-2

事務連絡  
平成 29 年 4 月 19 日

都道府県 各指定都市 中核市  
生活保護自立支援担当係長 様

厚生労働省社会・援護局  
保護課自立支援係長

では、都道府県においてとりまとめた上で、ご提出ください。

- 4 提出期限  
平成 29 年 6 月 30 日（金）
- 計画の策定及び実績報告を通じて補助事業の効果等を把握することとしており、提出がない場合は事業効果が不明なため、個々の補助事業の効果等の判断に支障が生じかねないことから、必ず期限までにご提出ください。

平成 28 年度就労支援促進計画の実績評価及び平成 29 年度  
就労支援促進計画の提出について（依頼）

平素は、生活保護行政の推進について格段のご配意を賜り厚くお礼申上げます。さて、被保護者に対する就労支援事業等については、平成 27 年度から各自治体において就労支援促進計画（以下「計画」という。）を策定し、就労支援事業等の効果の検証を実施いただいているところです。

今年度につきましても、下記により平成 28 年度計画の実績評価及び平成 29 年度計画を策定いただき、ご提出いただきますようお願いします。

記

- 1 平成 28 年度計画の実績評価及び平成 29 年度計画の様式  
別紙のとおり

- 2 計画策定主体  
福祉事務所設置自治体  
※都道府県（都部）福祉事務所分については、都道府県として 1 つにまとめ

て策定してください。

- 3 提出方法

「就労支援促進計画の策定について」（平成 27 年 3 月 31 日付け社援保発 0331 第 22 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び別紙様式の記載要領に留意した上で、平成 28 年度計画の実績評価及び平成 29 年度計画を策定し、メールによりご提出ください。  
なお、政令指定都市、中核市を除く福祉事務所を設置する自治体の計画について

社援保第0331第22号  
 平成27年3月31日  
 改正 社援保第0331第17号  
 平成28年3月31日  
 改正 社援保第0322第1号  
 平成29年3月22日

都道府県  
 指定都市 民生主管部(局)長 殿  
 各 中核市

厚生労働省社会・援護局保護課課長  
 (公印省略)

#### 就労支援促進計画の策定について

稼働能力を有する被保護者については、その能力に応じて就労することが必要であり、これまでも自立支援プログラム等を活用して積極的に支援いただいているところである。

また、就労による自立助長に向けて就労支援に関する事業（就労支援プログラムとして実施するもの）を以下「事業」という。を効果的・効率的に実施していくためには、各自治体において定期的に就労支援プログラムの実施状況や目標の達成状況を評価、検証し、事業を的確に見直していくことが重要である。

また、平成26年8月、総務省が実施した「生活保護に関する実態調査」の結果に基づく総務大臣の勅告（以下「勅告」という。）において、事業の実施効果を検証する上で重要な事業の対象者等の指標の把握や設定の水準が福祉事務所によって日々とくなっていることから、事業の効果検証及びその結果に基づく見直しを的確に行なうことが困難な状況となっているとの指摘を受けたところである。

このため、今般、事業の適切な効果検証及び的確な見直しを図る観点から、政策構造の仕組みを導入することとし、各自治体において就労支援促進計画（以下「計画」という。）を策定することとした。自治体における計画策定を推進するため、計画の達成状況など事業効果を検証するための指標の内容、事業効果

の検証、検証結果に基づく見直しの手順、方法等について下記のとおり目安を定めたので、御了知の上、管内の福祉事務所に於し周知を図られたい。  
なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

#### 記

#### 1 計画に盛り込む事業

- 計画は、以下の事業を対象として策定を行なうものとする。
- (1) 生活保護受給者等就労自立促進事業
  - (2) 被保護者就労支援事業（就労支援員を活用した就労支援）
  - (3) 被保護者就労準備支援事業
  - (4) その他、上記以外の就労支援
- (1)～(3)以外の就労支援を受ける者を計上すること。また、ケースワーカーのみによる就労支援を受ける者は含まれないものとすること。

なお、別途実施する実績評価においては、以下の項目毎に分類して実績を計上すること。

- ① 求職者支援制度
- ② ①以外でハローワーク等が実施している労働施策
- ③ 障害者に対する就労支援事業
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労移行支援、就労継続支援など。
- ④ 母子家庭向けの就労支援事業
- ⑤ 母子及び父子並びに寡婦福祉に基づく母子家庭就業支援事業など。
- ⑥ 各自治体が就労支援プログラムに位置づけて独自に実施している就労支援事業。

上記①から⑥のいずれの項目にも該当しない就労支援事業。

#### 2 計画策定主体及び時期

福祉事務所設置自治体において毎年度策定する。

#### 3 計画内容

計画の記載内容は以下のとおりとする。  
なお、策定に当たっては、厚生労働省が別途通知する様式を活用すること。

## (1) 現状

管内の被保護者数、被保護世帯数、稼働能力を有するとみられる「その他の世帯」数や有効求人倍率、これまでの就労支援プログラム参加者の実績などの現状を前年度の目標・取組を踏まえて記載すること。  
その際、ハローワーク、社会福祉法人、NPO法人、企業等の被保護者の就労支援に協力する関係機関（以下「関係機関」という。）との連携状況などについても記載すること。

### ② 課題

①で把握した現状に基づき、関係機関との連携や社会資源の活用状況も踏まえ、被保護者に対する就労支援に係る課題を記載すること。

#### (2) 取組事項等

① (1)により把握した現状及び課題を踏まえ、当該年度において実施する事業について取り組むべき事項、改善の方策について記載すること。  
また、取り組む内容が明らかになるよう、具体的な手順や方法を盛り込むこと。  
② 被保護者は職歴や学歴等において求人と求職におけるミスマッチがあり、加えて、高齢者になる手前の者については年齢が阻害要因となって、就労に結びつきにくいという課題があることから、地域において行政機関や関係団体等が協働しながら、就労体験の場を含め、本人の特性に合う就労の場を開拓し、求人と求職を丁寧にマッチングしていくことが必要である。

そのため、「被保護者就労支援事業の実施について」（平成27年3月31日付け社援保第0331第20号本職通知）4の就労支援連携体制の構築に関すること（関係機関との協議の場の設置状況や検討内容など）についても記載すること。  
【参考：協議の場における検討内容】

- ・地域の雇用情勢、生活保護動向、社会資源等についての情報の共有
- ・地域の被保護者に対する就労の場の開拓を検討
- ・中間的就労等、新たな就労の場の開拓を検討
- ・就労の場の振り起こしについて協力要請 等

#### (3) 指標及び目標の設定

取組事項等について、事後に定量的な評価が実施できるよう、以下の指標ごとに、数値目標を設定する。  
①事業対象者数、②事業参加者数、③事業参加率、④達成者数（就労・增收した者及び就労による収入が増加した者の数）、⑤達成率（就労・增收率）、⑥事業の実施により就労又は增收したことにより削減された生活保護費の額とする。

## (1) 現状・課題の把握

### 止率、⑨その他の世帯数

#### 4 指標の定義について

3 (3) の数値目標を設定するに当たり、事業対象者数、事業参加者数、達成者数（就労した者及び就労による収入が増加した者の数）及び生活保護費廃止者数については、いずれも実人数で計上すること。  
また、被保護者によつては、複数の事業に参加することもあり得るが、その場合は、主たる事業で計上することとし、重複してカウントしないこと。  
(1) 事業対象者数

保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難と保護の実施機関が判断する者以外の被保護者をいう。なお、現に就労している被保護者も含む。）の数とする。  
なお、これは、「就労可能な被保護者の就労及び就労状況の把握について」（平成14年3月29日付け社援第0339024号厚生労働省社会保険局長通知。以下「就労及び就労状況把握通知」という。）に基づく「就労・求職状況管理台帳」の掲載者（計画年度に掲載が見込まれる者）及び就労及び就労状況把握通知では自立支援プログラムその他の実施機関による就労支援対策が実施されている場合に当該台帳の対象者としていない就労支援プログラム参加者）（計画年度の参加目標実入数）の合計数とする。  
(2) 事業参加者数

1の(1)から(4)までのいずれかの事業に参加した者を合計した数とする。

#### (3) 事業参加率

① 参加率ア  
(2) の事業参加者数を(1)の事業対象者数で除したものとする。  
② 参加率イ  
(2) の事業参加者数を管内の被保護者数で除したものとする。  
④ 達成者数  
(2) の事業参加者数のうち、就労した者及び暫収となつた者（就労又は增收したことにより生活保護を廃止した者を含む。）の数とする。  
(5) 達成率  
(4) の達成者数を(2)の事業参加者数で除したものとする。  
(6) 就労・增收による生活保護費削減額  
事業の実施により就労又は增收したことにより削減された生活保護費の額とする。

(7) 生活保護廃止者数

(2) の事業参加者数のうち、就労又は増収したことにより生活保護廃止となった者の数とする。

(8) 生活保護廃止率

(7) の生活保護廃止者数を(2)の事業参加者数で除したものとする。  
計画期間終了時(毎年度末)におけるその他の世帯数とする。

5. 対象者のうち、就労支援事業等に参加していない者及び就労中の者の  
割合の状況の把握

(1) 就労支援事業等に参加していない者の状況

1の(1)から(4)までのいずれの事業にも参加しなかつた者について、  
以下の状況別に実績を計上すること。  
なお、被保護者によっては、複数の状況に該当することもあり得るが、そ  
の場合は、主たる状況で計上することとし、重複してカウントしないこと。  
ただし、「④稼働能力を失った(傷病・障害が発生した等)」及び「⑤生活保  
護廃止となった」については、他の状況を問わず当該欄に計上すること。

① 就労中

就労していた期間がある者の数とする。

(a) 十分に稼働能力を活用していない者

①就労中の者たち、「生活保護法による保護の実施要領について」  
(昭和38年4月1日付け社第26号厚生省社会局長通知。以下「局長  
通知」という。)第4で示した稼働能力の活用についての判断基準に基づき、稼働能力を活用していないと判断された者で、援助方針において就労・増収に向けた支援が必要とされた者、又は局長通知第4で示した稼働能力の判断基準では稼働能力を活用しているものの、その活用状況が十分でなく、援助方針において就労・増収に向けた支援が必要と判断された者の数とする。

なお、稼働能力の活用状況が十分でない者は、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に評価したその者の稼働能カ力から見て、稼働能力の活用状況が妥当な水準にあると認められない者であり、具体的には、

①稼働能力を活用するために就労活動していない者  
②本人の希望する職種や条件での就労は難しいものの、職種・就労場所の範囲等を広げる等すれば就労可能であると認められる者  
等が挙げられる。

(b) 稼働能力を活用するためには、稼働能力を活用するためには、

①就労・増収に向けた援助方針において、稼働能力・適正職種について検討中

5

- 仕事の不安定(日雇い等)を理由に稼働が不十分な者
- 現在の仕事で、労働時間・日数の増加や職種の転換等により収入増が期待できる者
- 現在の仕事からの転職により収入増が期待できる者等が挙げられる。

(b) 稼働に係る援助方針について検討中

- ①就労中の者たち、本人の病状把握に時間要している等、援助方針において、稼働能力・適正職種について検討中の者の数とする。
- (c) 十分に稼働能力を活用している

  - ①就労中の者たち、局長通知第4で示した稼働能力の活用についての判断基準に基づき、稼働(就労又は求職活動)しており、その活用状況も十分であると判断した者((a)及び(b)いずれにも該当しない者)の数とする。

② ハローワーク等で求職活動中

- 就労していた期間がない者であって、ハローワーク等で求職活動を行っている者の数とする。
- (d) 十分に求職活動していない

  - ②ハローワーク等で求職活動中の者たち、局長通知第4で示した稼働能力の活用についての判断基準に基づき、稼働能力を活用していないと判断された者で、援助方針において、就労に向けた支援が必要と判断された者又は局長通知第4に基づく判断基準では稼働能力を活用しているものの、援助方針において、活用状況が十分でなく就労に向けた支援が必要と判断された者の数とする。

- なお、稼働能力の活用が十分でない者は、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に評価したその者の稼働能力から見て、稼働能力の活用状況が妥当な水準にあると認められない者等が挙げられる。
- (e) 稼働に係る援助方針について検討中

  - ②ハローワーク等で求職活動中の者たち、本人の病状把握に時間要している等、援助方針において、稼働能力・適正職種について検討中の者の数とする。

6

(f) 十分に求職活動している

②ハローワーク等で求職活動中の者のうち、局長通知第4で示した移動能力の活用についての判断基準に基づき、求職活動しており、その活用状況も十分であると判断した者 ((d) 及び (e) いずれにも該当しない者) の数とする。

③ 事業を実施していない又は事業に空きがないために参加できない、就労していた期間がない者であって、希望する就労支援事業等を福祉事務所が実施しない、又は希望する就労支援事業等の定員等の関係により参加できない者の数とする。

④ 移動能力を失った (傷病・障害が発生した等)

就労していた期間の有無を問わず、年度途中において、傷病・障害の発生等を理由に就労が困難になつたと保護の実施機関が判断した者の数とする。

⑤ 生活保護廃止となつた

就労していた期間の有無を問わず、年度途中において、生活保護廃止となつた者の数とする。(廃止となった理由は問わない。)

⑥ その他

①～⑤いずれの項目にも該当しない者の数とする。なお、当該項目に計上する場合は、具体的な状況を必ず記載すること。

なお、上記①から⑥までに計上した人数と4の(2)事業参加者数の合計は、4の(1)事業対象者数に一致すること。また、(a)、(b)、(c)、(e)に計上した人數の合計数と①に計上した人數、及び、(d)、(e)、(f)に計上した人數の合計数と②に計上した人數は一致すること。  
なお、(a)、(b)、(d)、(e)において、評価年度内に複数援助方針を作成している場合は、評価年度内の最後に作成した援助方針を参考に人數を計上すること。

(2) 就労中の者の割合

(1) の①就労中の者の数を(1)の就労支援事業等に参加していない者の数で除したものとする。

6 計画策定に当たつての留意点

3 (2) の取組事項等を踏まえ、必要があると認める時は、ハローワークをはじめ関係機関と連絡調整を行うこと。

7 評価及び見直しについて

(1) 計画の実施状況について、毎年度、厚生労働省が実施する「就労支援等の状況調査」(注)を活用するなどにより、設定した数値目標に対する達成状況を把握し、とりまとめ、評価を実施すること。

(2) 設定した数値目標に対する達成状況等を踏まえて以下の評価の視点を参考に、評価を実施すること。なお、評価については、事業担当課のみならず、必要と認める時は関係部署や外部有識者を参画させて行うこと。

【評価の視点】

・ 数値目標を達成できているか  
・ 事業の成果が見られるか

・ 事業は効果的(費用対効果等)に実施されているか 等  
・ (3) 設定した目標値に対する達成状況が不十分な場合、その原因を分析したこと

上で、必要に応じて次年度以降に事業内容等の見直しを行うこと。

(注) 就労支援等の状況調査

各自治体が前年度において実施した就労支援施策の効果等を把握するため、毎年度厚生労働省が実施している調査

8 提出時期

(1) 計画の提出時期  
毎年度各自治体において、計画を策定し、厚生労働省が別途通知する提出期限までに提出すること。

(2) 評価結果の提出時期について  
計画期間終了後、計画の達成状況の評価を行い、厚生労働省が毎年度実施する「就労支援等の状況調査」の回答とあわせて当該調査実施時に示す様式により評価結果を提出すること。

9 留意事項

報告において、福祉事務所によつては、就労・求職状況管理台帳により就労可能な被保護者の把握はあるものの、把握している就労可能な被保護者が適切なものとは認められないとの指摘があったことから、本計画の策定にあわせて就労・求職状況管理台帳についても「就労及び就職状況把握通知」に基づいて適切に整備すること。

平成28年度就労支援促進計画の実績評価(様式)

**【別紙】**その他の就労支援事業に関する項目の内訳票

シナリオの構成要素とその項目の内訳について

平成29年度就労支援促進計画(様式)

# 資料13

2017年4月11日

## 質問状

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長 殿

立川市生活保護廃止自殺事件調査団  
共同代表 宇都宮健児 殿  
後藤道夫 殿

去る2015年12月、立川市内で生活保護を受けていた方が、就労指導違反（以下「本件自殺事件」といいます）とされ、処分の翌日に自殺しました。我々は、この事件を受け、就労指導や保護の停止・廃止の在るべき運用を今一度確認すると共に、二度とこのような痛ましい事件が起ることのないよう、構造的な問題も含めた原因の究明とこれを踏まえた再発防止策を講ずることが喫緊の課題であると考えております。

つきましては、下記のとおり、就労指導や保護の停止・廃止処分の運用の在り方（第1）並びに、立川市福祉事務所の人権体制と本件（第2）に関する質問いたしますので、後日文書にてご回答いただきますようお願い致します。

### 第1 就労指導及び保護の停止・廃止の在り方について

- 1 就労指導の前提となる稼働能力の有無・程度及びその把握について
- ① 就労指導の前提となる稼働能力の有無・程度は、年齢や医学的な面のみならず、職歴や、ホームレス経験の有無・期間などの生活歴なども考慮して、客観的かつ具体的に判断されるべきであると考えます。いかがでしょうか。
- ② 精神疾患、依存症、軽度知的障害や発達障害の疑い、既往症など（以下、「精神疾患等」といいます。）、稼働能力の有無・程度を判断するには、当該保護利用者に医療機関等の診断を促し、その結果を参考しつつ慎重に行われるべきであると考えます。いかがでしょうか。

- ③ 上記の稼働能力の存在・程度を慎重に検討すべき生活保護利用者については、ケース診断会議等の組織的検討を経て判断すべきと考えますが、いかがでしょうか。

### 2 就労指導の内容について

- ① 就労指導は、稼働能力が存在することを前提に、具体的な稼働能力の程度に応じた内容でなくてはならず、同人の稼働能力を超える労働条件や職種への求職活動を指導してはならないと考えますが、いかがでしょうか。
- ② 就労指導は、当該保護利用者の職歴やその有する知識、技能、経験等のみならず、当該保護利用者の職業選択の自由を尊重するものでなければなりません。

同人の希望についても考慮した上でなされねばならないのかがどうか。

### (3) 指導指示違反を理由とする保護の停止・廃止について

- ① 保護の停止・廃止により当該保護利用者の衣食住が維持できなくなり、あるいは、必要とする治療や支援を打ち切られる等、その生存が脅かされるおそれがある場合には、指導指示違反（就労指導に限らない）を理由とする保護の停止・廃止をするべきではないと考えますが、いかがでしょうか。
- ③ 指導指示違反を理由とする保護の停止・廃止が行われた場合、要保護状態が解消されるわけではないため、放置すれば心身の健康を害し、ひいては命の危機に陥する蓋然性があることから、福祉事務所は引き続き同人の生活状況を把握し、必要に応じ職場で保護を再開すべきであると考えますが、いかがでしょうか。
- ④ 就労指導による保護の停止・廃止の目標値の設定は、個々の事情を無視した、不適切な就労指導を誘発する危険があるため、妥当ではないと考えますが、いかがでしょうか。

第2 本件自殺事件の原因究明について  
構造的問題も含めた本件の原因究明のため、下記事項について立川市から事情聴取等を行ない、後日書面ご回答下さい。

### 1 前提事情

- (1) 指導員の人員体制等について
- ① 配置職員の人数（生活保護担当全体、各係の人数、役職、正規職員と非正規職員の各人数、元警察、職安職員等の人数）  
② 各職員の経験年数、各職員の担当件数、研修体制と研修内容  
③ 生活福祉課の人事配置の方針、研修体制と研修内容  
④ 上記①～③について改善が必要と考える点

### (2) 国の生活保護行政、社会保険行政の姿勢に対する意見

- 2 本件事件について
- (1) 稼働能力の有無・程度について  
書面・口頭を問わず、就労指導を行う前の時点における次の各項目の事情をご説明下さい。  
① A氏の健康状態、とりわけ精神疾患の有無、既往症、その他疾病の有無をどのようにとして把握していたのでしょうか。
- ② A氏を支援した経験のある者によれば、A氏は対人関係を築くことが苦手で、「死にたい」等の発言もみられ、うつ症状と思われる言動が認められたとのことです。担当ケースワーカーはAのこのようないかがわしいなったのでしょうか。
- ③ A氏の稼働能力の判断について、医療機関受診の促しや、医師の意見聽取等は行なわれていたのでしょうか。

# 資料 14

2017年4月11日

## 要請書

東京都知事 殿  
東京都福祉保健局生活福祉部保護課長 殿

立川市生活保護廃止自殺事件調査団  
共同代表 宇都宮 健児  
同 後藤 道夫

2015年12月、立川市内で生活保護を受けた方が、就労指導違反を理由とする生活保護廃止処分を受け、その翌日に自殺する事件が発生しました。二度と同様の事件が繰り返されないように、立川市福祉事務所を含む都内各福祉事務所を指導監督すべき立場にある貴方において、全都の福祉事務所で下記事項を実現することを強く求めます。

### 記

1. 就労指導、指導違反に対する停止・廃止の在り方について  
(1) 就労指導のあり方について  
① 就労指導なしし就労による保護廃止数の目標値設定を直ちに中止すること。

② 精神疾患歴がある方やホームレス経験のある方など就労指導の前提となる稼働能力の制限なし喪失が疑われる場合、稼働能力の有無・程度の判断は、ケースワーカーの独断にまかせることなく、精神疾患や軽度知的障害、児童障害の有無等に関する医師等の専門家の意見を踏まえて、ケース診断会議等の組織的検討の上で行うこと。

③ 就労指導は、形式的・画一的に行うことなく、当該保護利用者の稼働能力、家庭の状況等の個別の事情を十分に踏まえて行うこと。

④ 就職活動が芳しくない人については、その原因の把握に努め、精神疾患、依存症、知的障害、あるいは同居家族の状況等、稼働能力を阻害しない喪失させる事情の存在が疑われる場合には、上記②と同様に稼働能力の有無程度を改めて把握すること。

⑤ 就労は、経済的な自立のために必要なだけではなく、社会参加や自己実現の機会でもあることを踏まえ、保護利用者の意を尊重した就労指導を行うこと。また、様々な事情により稼働能力が喪失された場合でも、個人として尊重し、無理のない範囲で社会参加や自己実現を保障すること。

(2) 指導・違反に対する停止・廃止について

① 弁明の機会を付与する際は、形式的な質問と回答確認に留まることなく、十分な時間を確保し、本人の言い分を聽取し、これを記録に残すこと。とりわけ、知的能力の障害や精神疾患等により本人の言い分を強制的に発する等して、本人の言い分を丁寧に聽取するよう努めること。

② 保護の停止・廃止は、当該保護利用者の生存を危機的状況に追い込む具体的現実的危険性のあることに鑑み、就労指導違反のみを理由とする保護の停止・廃止は行わないこと。

③ 保護の停止・廃止を行つた場合には、その後もその者の最低限度の生活が確保されているかを確認し、要保護状態に陥る場合には、再度の生活保護申請を促し、必要に応じて職権で保護を再開すること。  
2 保護の実施機関として適切に職務を遂行するための組織・人体制について  
(1) 職員研修の実施について  
国民の人権、とりわけ憲法及び生活保護法に基づく国民の生存権保障と社会保障制度の意義を職員が充分に理解するための研修・教育に徹底すること。  
(2) 人体制制の充実について  
① 社会福祉専門資格有資格者を増員すること。  
② ケースワーカーを増員し、ケースワーカー一人当たり80件を実現すること  
以上

### ＜立川市生活保護廃止自殺事件調査団＞

【共同代表】

宇都宮健児（弁護士）、後藤道夫（都留文科大学名誉教授）

【呼びかけ団体】

全国生活と健康を守る会連合会、中央社会保障推進協議会、自由法曹団

【呼びかけ人】

雨宮処潔（作家）、福澤剛（立教大学院特任准教授）、井上英夫（金沢大

学名誉教授、佛教大学客員教授）、大西連（NPO法人もやい・理事長）、吉

川由史（法政大学教授）、藤田孝典（NPO法人ほつとプラス代表理事）、吉

永純（花園大学教授）

【参加団体】

東京都生活と健康を守る会連合会、立川生活と健康を守る会

【参加者】

東京社会保障推進協議会

【参加者】

大沼ゆたか（立川市議）、上條琴一（立川市議）、吉田和雄（NPO法人さ

んきゅううハウスマネジメント）

、亀山茂雄（東京都都民生活と健康を守る会連合会・副会長）、水上昭三（同・事務局長）、大木注平（同）、早川輝（立川生涯と健康を守る会・事務局長）

前沢淑子（中央社会保障推進協議会・事務局次長）、寺川恒二（東京社会保障

推進協議会・事務局長）、三井亨（立川なんでも相談・事務局長）、奥内君

江（鍵生会職員）、石島淳（自由法曹団・弁護士）黒岩哲彦（同）、佐藤苗

（同）酒井健雄（同）、石井良平（同）、田所良平（同）、林治（同）、藤岡拓

郎（同）

【連絡先】

東京都立川市緑町4-4 立川北口薬局ビル4階  
三多摩法律事務所  
電話 042-524-4321  
FAX 042-524-4093  
(窓口) 弁護士 田所 良平



2018年1月16日

## 要請書

立川市長 殿  
立川市福祉保健部長 殿

立川市生活保護廃止自殺事件調査団  
共同代表 宇都宮 健児  
藤 道 夫  
同

2015年12月、立川市内で生活保護を受けた方が、就労指導違反を理由とする生活保護廃止処分を受けていたが、その翌日に自殺されました。就労指導や保護の廃止によって自殺に至ったものと考えざるを得ません。二度と同様のことが繰り返されることがないよう、下記の施策を実施することを強く求めます。

## 記

## 1. 就労指導、指導違反に対する停止・廃止の在り方について

(1) 就労指導のあり方について  
① 就労指導なしで就労による保護廃止数の目標値設定を直ちに中止するなど。

② 精神疾患歴がある方やホームレス経験のある方など就労指導の前提となる稼働能力の制限なしで喪失が疑われる場合、稼働能力の有無・程度の判断は、ケースワーカーの独断にまかせることなく、精神疾患や軽度の障害、発達障害の有無等に関する医師等の専門家の意見を踏まえて、ケース診断会議等の組織的検討の上で行うこと。

③ 就労指導は、形式的・画一的に行うことなく、当該保護利用者の稼働能力、家族の状況等の個別の事情を十分に踏まえて行うこと。

④ 就職活動が芳しくない人については、その原因の把握に努め、精神疾患、依存症、知的障害、あるいは同居家族の状況等、稼働能力を阻害ないし喪失させる事情の存在が疑われる場合には、上記②と同様に稼働能力の有無・程度を改めて把握すること。

⑤ 就労は、経済的な自立のために必要なだけではなく、社会参加や自己実現を行うこと。また、様々な事情により稼働能力が喪失された場合でも、個人として尊重し、無理のない範囲で社会参加や自己実現を行なうことを実現すること。

## (2) 指導・違反に対する停止・廃止について

① 弁明の機会を付与する際は、形式的な質問と回答確認に留まることなく、十分な時間を確保し、本人の言い分を聽取し、これを記録に残すこと。とりわけ、知的能力の障害や精神疾患等により本人の言い分を独力で説明する困難が伴う方に於いては、職員の側において積極的に發問する等して、本人の言い分を丁寧に聴取するよう努めること。

② 保護の停止・廃止は、当該保護利用者の生存を危機的状況に追い込む工具的停止・廃止は行わないこと。

③ 保護の停止・廃止を行なった場合には、その後もその者の最低限度の生活保護申請を促し、必要に応じて簡便で保護を再開すること。

2. 保護の実施機関として適切に職務を遂行するための組織・人体制について  
(1) 職員研修の実施について  
① 国民の人権とりわけ憲法及び生活保護法に基づく国民の生存権保障と社会保障制度の意義を職員が充分に理解するための研修・教育に徹底すること。

(2) 人体制の充実について  
① 社会福祉専門資格を有資格者を増員すること。  
② ケースワーカーを増員し、ケースワーカー一人当たり80件を実現すること

以上

<立川市生活保護廃止自殺事件調査団>

【共同代表】

宇都宮健児（弁護士）、後藤道夫（都留文科大学名誉教授）

【呼びかけ団体】

全国生活と健康を守る会連合会、中央社会保障推進協議会、自由法曹団

【呼びかけ人】

雨宮處輝（作家）、稻葉剛（立教大学大学院特任准教授）、井上英夫（金沢大学名誉教授、佛教大学客員教授）、大西進（NPO法人もやい・理事長）、布川日佐史（法政大学教授）、藤田孝典（NPO法人ほっとプラス代表理事）、吉永純（花園大学教授）

【参加団体】

東京都生活と健康を守る会連合会、立川生活と健康を守る会

東京社会保障推進協議会

【参加者】

大沢ゆたか（立川市議）、上條彰一（立川市議）、吉田和雄（NPO法人さんきゅうハウスマッチング）、高見俊司（府中緊急派遣村）、前田美津恵（全国生活と健康を守る会連合会・副会長）、亀山茂雄（東京都生活と健康を守る会連合会・副会長）、大木莊吾（同）、早川輝（立川生活と健康を守る会連合会・副会長）、水上昭三（同・事務局長）、中澤淑子（中央社会保障推進協議会・事務局長）、三井亨（立川なんどん相談村・事務局長）、東内君江（健生会職員）、石島淳（自由法曹団・弁護士）黒岩哲彦（同）、佐藤苗（同）、酒井健雄（同）、田所良平（同）、長尾宜行（同）、林治（同）、藤岡拓郎（同）

【連絡先】

東京都立川市緑町4-4 立川北口薬局ビル4階  
三多摩法律事務所  
電話 042-524-4321  
FAX 042-524-4093  
(窓口) 弁護士 田所 良平

申入書

2018年6月14日

立川市福祉事務所長 吉野 晴彦 様

立川市生活保護廃止自殺事件調査団  
共同代表 宇都宮 健児  
藤道夫  
同 前

前略

2015年12月に立川市内で生活保護を受けていた方が、就労指導違反を理由とした保護停止・廃止処分を受け、直後に自殺される事件がおきた件で、本年1月16日には私たち調査団と担当部署職員の方々との丁寧な意見交換の機会を持つていただきたいことはありがたく思っております。

この度は、下記2点を要請したく、本書面を差し上げます。

また最後に記載したとおり、この要請に関する懇談の機会を設けていただきたく、お願い申し上げます。

記

1 軽度障がい者の支援のあり方にに関する研修会

その節、要請書を提出しましたが要請書の項目の中に、1) 機員研修の実施と、2) 人員体制の充実について、をお願いしました。

懇談の場でも指摘させていただきましたが、自殺された方が何らかの軽度の障がいを抱えていた可能性があるのではないかと認識しております。他者から見えにく障がいを抱えた方への支援のあり方が問われているように思いました。私たち調査団の中でも生活保護利用者の相談を受ける中で、大変厳しい課題の中で生活せざるを得ない人々に出会っています。そのため新たな知見を得、解決に向けての新たな方法を得ることができることがあります。こうした体験や知見を私たちの共有物としていくことが大切なのではないかと感じています。とりわけ、外見からは障害がみえにくい軽度の障がい(知的障害、発達障害、精神障害)をかかる方の困難を理解することは、特に重要なことです。

そこで、当事者に寄り添った支援をする立場から、軽度の障がいをかかえながら貧困状態にある方への支援のあり方について、路上生活者の支援や、日本で初めて路上生活者の精神疾患・有病率を調査した森川すいめい医師を講師に招き、生活福祉課のケースワーカーと係長・課長の皆様にご参加いただき、また可能であれば私たちも参加させていただける研修会を開催することを要請いたします。森川医師には講師となることを既にご快諾いただいたおり、同医師も直面してきた困難事例の紹介などを通じた講義をご準備いただけます(所要2時間程度です。)。

このような課題への対応の方をお、立川市の生活福祉課の皆様と、私たち民間の支援団体とで共有し、相互の研修としていくことで、双方がよりき

め細やかな支援と福祉行政が行えるのではないかと考えます。  
二度と同様の事件が繰り返されることのないようにするためにも、研修開催を実現していただけるよう要請いたします。

## 2 生活保護停止・廃止処分の際の文書について

就労指導に対する違反を福祉事務所が認めただとしても、生活保護利用者にとって要保護状態にあることに変わりはありません。就労指導違反を理由とする生活保護の停止・廃止処分が、保護利用者にとってそのまま危ぶまれる危機的状況に直面させる結果になることは、否定できません。このため、私たちとしては、先般の懇談でも申し上げたとおり、就労指導違反のみを理由とする生活保護費停止・廃止処分を行わないことを要請するものです(要請書1(2)②)。

しかしながら、本年1月に実施した貴所との懇談会において、貴所は、就労指導違反を理由とする生活保護停止・廃止処分を一律に行わない運用を確立することは困難である旨返答されました。このような回答は誠に遺憾なものと言わざるを得ません。

私たち調査団は、貴所が万が一、今後就労指導違反のみを理由とする生活保護停止・廃止処分を行う事態に至った場合、自殺という最悪の自体を避けたためにも、保護利用者が不服申立の制度を理解するとともに、直面する困難に対処するために適切な相談・支援機関につながるよう、最低限の情報提供が必要だと考えます。

そのような考え方から、当調査団において、不服申立制度の説明や、支援・相談機関について記載した文書を作成致しました(別添文書)。

貴所におかれでは、万が一就労指導違反を理由とする生活保護停止・廃止処分を行う場合には、せめて、決定書に併せて、本書別紙添付の文書を交付していただく述べを要請します。

以上の要請2点につき、改めて懇談の機会をつくっていただき要請いたします。

すでに日程のご連絡(6月26日14時から16時まで)を上條市議よりしていただいております。

お忙しいなか恐れ入りますが、ご対応いただけますようお願いいたします。

草々

## 資料17

指示違反により生活保護を停止または廃止となった方へ

立川市福祉事務所

今回あなたは就労指導等の指導指示に従わず、かつ従うことができない合理的な理由がないと判断されたため、生活保護の停止または廃止となりました。

ただし、この場合でも、下記のような救済措置がありますのでご案内いたします。

○生活保護の停止または廃止の決定処分に不服があるときは

生活保護の決定に不服があるときは、生活保護の停止または廃止の決定があつた事を知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、東京都知事に対して審査請求をする事ができます。審査請求の裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつた事を知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、この決定の取消訴訟を提起することができます。

○生活保護の再申請について

生活保護を廃止になったとしても、就労先が見つからない等生活の目途が立たず困窮している時は、早めに生活福祉課への生活保護の再申請の相談を検討してください。

相談窓口 立川市役所生活福祉課面接係

TEL 042-523-2111 内線1574

※生活保護制度以外の相談窓口は裏面に記載しています。

## ○その他の相談窓口

□就労について→くらし仕事サポートセンター（立川市社会福祉協議会内）

TEL 042-503-4308

□家賃給付について→くらし仕事サポートセンター（立川市社会福祉協議会内）

TEL 042-503-4308

□高齢者の相談→立川市高齢福祉課、地域包括支援センター

（お住まいの住所を担当している地域包括支援センターが  
わからない時は、立川市高齢福祉課 TEL 042-523  
-2111 内線1478または1479へおたずね  
ください）

□障害のある方→立川市障害福祉課 TEL 042-523-2111

内線1522または1523

□地域での相談→民生委員

（お住まいの住所を担当している民生委員がわからない時  
は、立川市福祉総務課 TEL 042-523-2111  
内線1491または1492へおたずねください）

## 生活保護を停止・廃止された皆様へ

立川の生活保護を見守る会

就労指導に従わないことを理由に、生活保護の支給を止められた（停止処分）、あるいは打ち切られた（廃止処分）場合であっても、再申請や不服申立てをするなど再び生活保護の制度につながる手段があります。また、支援・相談機関を利用することも可能です。

決して絶望して自ら命を絶ったりすることのないように、必ず支援・相談機関や福祉事務所に相談をして下さい。

### 1 生活保護の再申請について

生活保護を廃止された場合であっても、改めて生活保護を申請することが可能です。就労が実現しないなど、生活が成り立つ目途が立たない場合は、福祉事務所への再申請を検討して下さい。

### 2 不服申立ての手段

生活保護を停止・廃止された場合は、そのことを知った日の翌日から3か月以内であれば東京都知事宛に審査請求をすることができます。また、同じく停止・廃止処分を知った日から6か月以内に東京地方裁判所に取消訴訟を起こすことができます。

不服がある場合は、速やかに専門機関に相談しましょう。

### 3 支援・相談機関

- ① NPO法人さんきゅうハウス（おもに生活相談や生活保護の申請）  
【連絡先】042-512-7541
- ② 東京三弁護士会多摩支部生活保護専門相談（おもに不服申立てを検討の場合）  
【連絡先】042-645-4540

以上

生活保護廃止通知  
翌日男性は自殺…

「生活保護費者が殺された……非情なやうに方で、命を絶ったよ。黄乏人は死ぬしかないのか」一。日本共産党の東京・立川市議団控室に昨年末、告発文が届きました。自殺した男性の名前とともに、「真相を追究して」との訴えも。事件を追いました。

東京・立川

党市議団に告発文

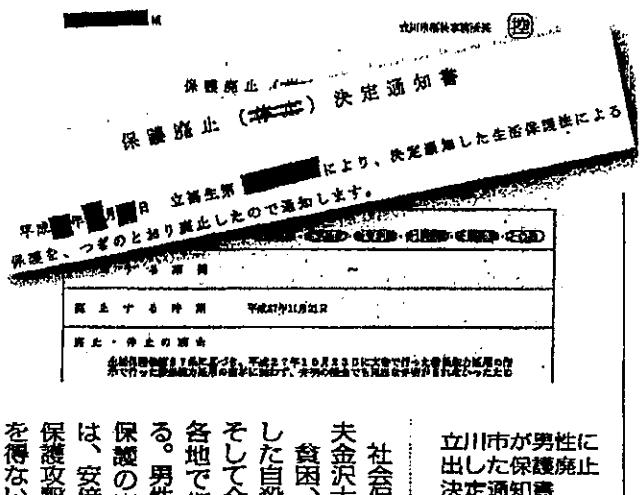
男性が昨年12月10日、立川市内のアパートの自室で自殺したと書かれた告発文は同年12月31日付で、同市議会控室をファクスで届けました。

たことが明らかになります。 「以前はホームレスだったと本人が言っていた」と知人(47)は話します。 アパートに移ったところは「ロサイクル品回収の仕事

保険を利用し、NO-14年  
7月17日～12月21日まで、  
市内の無料低額宿泊所にて  
保険割減が図られた結果、  
保険割減を目的に強引な  
就労指導をした疑いがあり  
等。

更新する「生活保護制度」下で13年から、「集中的な就労支援」が始まりました。

背景に強引な就労指導か



## 立川市が男性に 出した保護廃止 決定通知書

立川市が男性に  
出した保護廃止  
決定通知書

## 生活保護攻撃の犠牲

によつて人権として保障され、今回のような生命する尊うよつた事態を防止する最後のセーフティーネットである。

市は「個人の権利、利益を害するおそれがある」として、「回避措置」しました。上原市議は、「一人の命が失われてはいる。再発防止のためにも事実を明らかにして、問題点を検証する」必要だと語っています。

同市の「事業事業評価表」(15年6月)によると、14年度は27件を「就労支援」し、16人が保護廃止となり、15年度は、就労支援の対象を32人の見込みどし保護廃止

末現在)。ケースワーカーは39人で、一人当たり96.7世帯を受け持ちます。保護世帯への訪問回数は、施設入所者などに対しては毎回、働く年齢層に対しては頻繁にするなど「訪問の格付けがある」と市側は話します。

「一つは、「米穀運動」に  
り組むように指導・奨励す  
しておおしたが、改善・  
力のあとが認められあ  
ん」として昨年10月30日  
保護停止を決定したといふ

駿がある」とから横須賀市長があつたのではと推測される。市は男性で、獨り一人労指導をしたのではなく「上條彰一党市議会議員」だと念じます。

なる。一町の同年12月の付の保護廃止決定通知書が付す。指導指示會で行った精神能力活用の指導は從わざく、正當な弁明がなされなかつたし、四年1月21日ただ保険を廃止するとのつて、上様市議は今度2月、文た。

## 特報部

FAX 03(3595)6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

東京都立川市で生活保護を受け給していた四十代の男性が、保護を打ち切られた直後の二〇一五年十一月に自殺していたことが分かった。男性は期間工や派遣の仕事をしていたが、職を失い、路上生活も経験している。自殺を調査している市議らは「保護の打ち切りは適切ではなかった」と訴えている。(田名正和)

## 市は適切主張

亡くなつたのは、一九六七年に神奈川県で生まれた独身男性。「もの静かで、積極的に話すのが苦手な様子。終始つむき加減で、人の目を見て話すことがあまりなかつた」。男性の生活保護受給を支援したことのある府中緊急派遣村の高見俊司さんは振り返る。

男性は高校を卒業後、六年に地元の運送会社に勤務した。一年ほどで退職し、以後は自動車工場などで正社員や期間工として働

男性の自殺を告発した匿名のファックス(一部画像処理)

新聞社・議員へ  
立川市職員に生活保護者が殺された!  
真相を追及して公開、処分してほしい  
知り合いの議員が高松町3丁目のアパートで12月10日に自殺した  
担当者の非情なやり方に命を絶ったよ  
貧乏人は死ぬしかないのか  
生活保護はなんなのか

担当者、上司、課長は何やっているのだ  
殺人罪だ

平成27年12月

の知人

いた。九一年から二年間は陸上自衛隊に在籍。その後、再び自動車工場で働いたが、九五年以降は派遣会社に登録したり、客引きなどの仕事もしたりしていたようだ。二〇〇七年春から路上生活をしていた。  
一〇年夏、高見さんは支援を受けて東京都国分寺市で生活保護を受け、アパートで一人暮らしを始める。

当時、職を転々とした理由を「人間関係」と説明していた。両親もすでに亡くなつていていたといふ。

一四年春にアパートを出て路上に戻り、数ヶ月後に立川市で再び生活保護を受ける。家電製品を集めてリサイクルショップに売るなどして、市は一年夏から求職活動をするよう指示する。結局、従わなかつたとして、十一月に保護の打ち切りを決定。翌

## 支援団体「寄り添って後押しを」

同市議は弁護士らとともに調査団を結成し、今月十日に市を指導する立場である東京都に原因究明を求める要請書を提出した。

一方、立川市生活福祉課の鈴木真理課長は「保護の打ち切り決定は適切だった」と説明する。男性とのやりとりなどについては「個人情報にかかる」と語る。

十一月に男性はアパートの自殺で自殺したといつ。遺書などはなかつた。  
〇七年七月、北九州市の男性(三〇)が「おにぎりが食べたい」「動けないのに動けられていた」と書き残し、孤独死しているのが見つかっていた。同年四月に市職員に議会でこの問題を取り上げた上條彰一市議は「市側は自殺の事実は認めたものの、個人情報を盾に詳細を明かそうとせず、『保護の打ち切りは適切』と繰り返すだけだ」と憤る。

各自治体は生活保護費の圧縮のため、就労支援により、保護件数の削減を目指している。立川市も例外ではなく、同市議は「無理な就労指導が行われた恐れも否定できない」と語る。

府中緊急派遣村とともに男性を支援したNPO法人男性を支援したNPO法人の「自立生活サポートセンター」・大西連理事長は「男性は職場を転々としたようだが、働く意思はある。一つの職場が長く続かなかつた背景には、精神的な疾患や障害などの可能性もあったはずだが、市が把握していたか否かは疑わしい。就労指導をしてダメなら、すぐ生活保護打ち切りではなく、寄り添つてステップアップできる支援が望まれる」と話した。

## 生活保護なぜ打ち切り

十一月に男性はアパートの自殺で自殺したといつ。遺書などはなかつた。  
〇七年七月、北九州市の男

性(三〇)が「おにぎりが食べたい」「動けないのに動けられていた」と書き残し、孤独死しているのが見つかっていた。同年四月に市職員に議会でこの問題を取り上げた上條彰一市議は「市側は自殺の事実は認めたものの、個人情報を盾に詳細を明かそうとせず、『保護の打ち切りは適切』と繰り返すだけだ」と憤る。

各自治体は生活保護費の圧縮のため、就労支援により、保護件数の削減を目指している。立川市も例外ではなく、同市議は「無理な就労指導が行われた恐れも否定できない」と語る。

府中緊急派遣村とともに男性を支援したNPO法人の「自立生活サポートセンター」・大西連理事長は「男性は職場を転々としたようだが、働く意思はある。一つの職場が長く続かなかつた背景には、精神的な疾患や障害などの可能性もあったはずだが、市が把握していたか否かは疑わしい。就労指導をしてダメなら、すぐ生活保護打ち切りではなく、寄り添つてステップアップできる支援が望まれる」と話した。

卷之三

# 「生活保護廃止で自殺」 立川市決定翌日に40代男性

立川市決定翌日に4代男性 東京都立川市で二〇一五  
十二月、生活保護を受給 に出した。  
していた四十代男性が保護 講書は真つかつてこない  
者が、都庁で会見した宇都宮  
市決定の翌日に自殺した。 健太郎講士は「保護の廃止  
をしてから講士は「保護の廃止  
が男性を追い詰め、将来の をする」と指摘したが  
わなかつたとして同年 展望をなくして自殺に至る  
かどの事業運営を開始 月九日、生活保護の廃  
止を主張する議員らが、議場で抗議活動を行った。宇都宮弁護士らによると、市福祉事務所は二〇一五  
年四月以降、男性に扶養費を支払うことを拒んでいた。月九日には男性一人暮らしの男性が、立川市役所で自殺した。立川市は、この事件について「深刻な反省」を示す一方で、市長は「保護の廃止は必ずやむを得ない」と述べた。

の自殺アパートで自殺した。男性は生前死にたい旨を遺言するなど、うつ病やが見られたという。画面で弁護士は、就労支援が適切に行われたか、自殺の恐れがあるとして毎日検査が十分だったかなどをうなづかせるなどの確認を求めていた。男性の死後、市議会議員に匿名の情報提供があり、経緯を調査してきた。

立川市は「保護の廃止決定は適切に行っている」としている。

金富は都に着騒。金富は自由法國、大本共覺の如某をね都が同席しました。

問題ニュース

- 【「つば」の再構築・消費者をいかせ】（1）「バチンコ」しか行き場がない。  
生活に制約がない人だと 増え続ける生活保護費…バチンコで課税
- 【「つば」の再構築・消費者に向く】（2） NPO法人「ほっとプラス」代表理事・藤田利氏 「消費者」で生活保護費の取扱いについて  
「不正受給はクソ」…生活保護担当が自貢でシャンバーアドバイス。受給者宅にも 神奈川 小田原
- 【自民原1 9.1開設】橋松啓葉議員、生活保護を受給 知人、「數百万円を請求」  
金、過剰費に】
- 【国際情勢分析】米国が「対日…  
【衝撃事件の核心】あれたかの街…  
【野口裕之の軍事情勢】今、朝…  
【高野洋典連載】平実の清華夢…  
【フローリアン】性的暴行疑惑…

もっと見る

フレミアム

テレビ報道の「顔面」を奪う  
く 作家の白田尚樹(左)と序文  
小代作に就いた。放送は  
遵守を求める視聴者の会  
とはどのような団体か

【就活アイドル・動画付き】リ…

プレミアム

10

【就活ア...】  
【国際情...】  
【街撃事...】  
【野口裕...】  
【高校野...】  
【スロー...】

ちつと見る

## 稻葉剛公式サイト

いのち・すまい・けんりー貧困の現場から社会を変える



### ブログ

日々のできごと

提言・オピニオン

対談・インタビュー

アーカイブ

講演・イベント告知

メディア掲載

立川市生活保護廃止自殺事件調査団が結成され、東京都に申し入れを行ないました。

提言・オピニオン

2015年12月10日、東京都立川市で生活保護を利用していた一人暮らしの40代男性（Aさん）が自宅のアパートの部屋で自殺しました。

立川市福祉事務所は、同年11月21日付けでAさんを就労指導に従わないという理由で保護廃止にしており、その通知書を同年12月9日にAさんへ届けました。この結果から、Aさんは保護廃止の通知書を受け取った直後、絶望して自殺に至つたのではないかと考えられます。

この事件は、同年12月31日、立川市日本共産党中央委員会にAさんの知人と名乗る人により匿名のFAXが送られたことにより発覚しました。

新聞社・議員へ	立川市職員に生活保護者が殺された！
真相を追及して公開、処分してほしい	知り合いの2人が高幡町3丁目のアパートで12月10日に自殺した
アパートの非情なやり方に命を絶つたよ	担当者は死ねしかねないのか
殺人罪だ	担当者、上司、議長は何やっているのか
…平成27年12月	…の知人

共産党中央委員会に送られたFAX

その後、立川市議会の上條彰一議員（日本共産党）が立川市に対して事実関係を明らかにするよう求めましたが、市側は個人情報の保護を理由に応じませんでした。

以下は上條市議による市への質問とその回答です。

お問い合わせ

対談・インタビュー

アーカイブ

講演・イベント告知

メディア掲載

立川市生活保護廃止自殺事件調査団

東京・八王子

大曾根 聰司 博士

原田 勝也

伊藤 雄二郎

立川市生活保護廃止自殺事件調査団につましまし

て、お問い合わせください。

立川市生活保護廃止自殺事件調査団

〒191-0016 東京都八王子市大字大字立川市立川町1-1-1

TEL:042-321-2810

FAX:042-321-2811

E-mail: tachikawashinsai@outlook.jp

HP: http://finabatauyoshi.net/2017/04/11/2793

お問い合わせ

立川市生活保護廃止自殺事件調査団

〒191-0016 東京都八王子市大字大字立川市立川町1-1-1

TEL:042-321-2810

FAX:042-321-2811

E-mail: tachikawashinsai@outlook.jp

HP: http://finabatauyoshi.net/2017/04/11/2793

お問い合わせ

立川市生活保護廃止自殺事件調査団

〒191-0016 東京都八王子市大字大字立川市立川町1-1-1

TEL:042-321-2810

FAX:042-321-2811

E-mail: tachikawashinsai@outlook.jp

HP: http://finabatauyoshi.net/2017/04/11/2793

お問い合わせ

立川市生活保護廃止自殺事件調査団

〒191-0016 東京都八王子市大字大字立川市立川町1-1-1

TEL:042-321-2810

FAX:042-321-2811

E-mail: tachikawashinsai@outlook.jp

HP: http://finabatauyoshi.net/2017/04/11/2793

お問い合わせ

立川市生活保護廃止自殺事件調査団

〒191-0016 東京都八王子市大字大字立川市立川町1-1-1

TEL:042-321-2810

FAX:042-321-2811

E-mail: tachikawashinsai@outlook.jp

HP: http://finabatauyoshi.net/2017/04/11/2793

お問い合わせ

立川市生活保護廃止自殺事件調査団

〒191-0016 東京都八王子市大字大字立川市立川町1-1-1

TEL:042-321-2810

FAX:042-321-2811

にに対する申し入れと記載を見を行なないました。

同後膝過夫過

さて2015年12月、立川市内で生活保護を受けている方が、就労指導違反を理由とする生活保護廃止処分を受け、処分の翌日に自殺するという事件（以下「本件自殺事件」といいます）が発生しました。我々は、この事件を受け、就労指導や保護の停止・廃止のべき運用を今一度検証すると共に、2度目のような痛ましい事件が起ることのないよう、特定の職員に責任を負わせることなく、構造的な原因も含めた原因究明とこれを踏まえた再発防止策を講ずることが喫緊の課題であると考えております。

つきましては、下記のとおり、就労指導や保護の停止・廃止処分の在り方（第1）並びに、立川市福祉事務所の人材体制・本件（第2）に関して質問いたしますので、後日文書にて

第1 病理指導及び保護の停止・停止の在り方にについて

第1章 労働指標の前提となる精神能力の有無、程度及びその把握について

(1) 労働指標の前提となる精神能力の有無・程度は、年齢や医学的な面のみならず、職業や、家庭などの生活状況なども考慮して、客観的かつ具体的に判断されるべき

きであると考えますが、いかがでしょうか。

② 精神疾患、依存症、軽度知的障害や発達障害の疑い、既往症など（以下、「精神疾患等」といいます。）、課題能力の有無、程度を慎重に吟味すべき生活保護利用者について鑑飭能力の有無、程度を判断するにあたっては、対象者に医療機関等の診断を促し、その診断結果を参考し、つまづきや誤解に陥る恐れがあること、ますますが、いかがでしょうか。

③ 上記の精神疾患等の診断結果を踏まえ、生活保護利用者については、ケース診断会議等の組織的協議力を経て判断すべきと審査します。いかがでしょうか。

(2) 緊急救護の内容について

① 緊急救護は、筋機能能力が存在することを前提に、具体的な筋機能能力の程度に応じた内容でなくしてはならず、同人の筋機能能力を超える労働条件や職種への求職活動を指導してはならないと考えますが、いかがでしょうか。

② 緊急救護は、対象者の職業選択の自由を尊重するものでなければならず、対象者の希望について考慮した上でなされるべきとの考え方がある。扶養、扶助金、給付金等の手当もまた、その通りですが、いかがでしょうか。

(3) 指導指示違反を理由とする保護の停止・廃止について

- ① 保護の停止・廃止により対象者の衣食生活が維持できなくなり、あるいは、必要とする治療や支援を打ち切られる等、その生存が脅かされるおそれがある場合には、指導指示違反（労働指揮に限らない）を理由とする保護の停止・廃止をするべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

② 指摘する違法性を理由とする保険の停止・廃止の目安値の設定は、個々の事情を無視した、不適切な結果を招くおそれがある。したがって、補助機関所は引き続き対象者の生活状況を把握し、必要に応じ難⺠を再発するおそれがあると判断する場合は、いつまでも保険の停止・廃止を継続するべきである。

③ 労災保険による保険の停止・廃止の目安値の設定は、個々の事情を無視した、不適切な結果を招くおそれがある。したがって、補助機関所は引き続き対象者の生活状況を把握し、必要に応じ難⺠を再発するおそれがあると判断する場合は、いつまでも保険の停止・廃止を継続するべきである。

第2 本件自殺事件の原因究明について

構成的要因も含めた本件の原因究明のため、下記事項について立川市から事情聴取等を行なう。  
い、後日書面で一回答下さい。

1 前提事情

(1) 担当職員の人員体制等について

①所轄課職員の人数、生活保護担当全体、各系の人数、役職、正規職員と非正規職員の各々人、数、

(2) 国の生活保護行政、社会保険行政の姿勢に対する意見

- ②各職員の経験年数、各職員の担当件数、
- ③生活保護申請の、事務面の方針、研修体制と研修内容
- ④上記①～③について改善が必要と考える点



申し入れ後の記者会見の場で、調査団の事務局を務める田所は平井護士（三多法律事務所）は、「行方不明になり、連絡が取れないというような場合は何をするのがいいかわからないが、そこにはいる人の保護を廃止するには、命綱を断ち切る行為であり、するべきでない」と指摘しました。

これまで、過去にAさんの相談についた民間団体の支援者が「Aさんから、死にたい」という発言を聞いたことがあります。うつ症状と思われる言動が認められた」と記述していることに隠して、Aさんは「生き延命医療の中で、Aさんのような人は『その他の世帯』と分類されるが、『その他の世帯』がみんな健かる状態にあるというわけではなく、中には隠れた障害や弱気の人たちが見受けられていませんが、たまたまAさんは弱気の人たちを見つけるために「精神事務所職員の専門性を高める必要性がわざわざいる」と指摘しました。

調査は東京都に「質問状」への文書回答を求めています。ぜひ多くの方のご注目をお願いし

質問狀

立川市生活保護廃止自殺事件調査団

(1) 緊急能力の有無・程度について  
書面・口頭を問わず、就労指導を行う前の時点における次の各項目の事情をご説明下さい。  
 ① A氏の健康状態、とりわけ精神疾患の有無、既往歴、その他疾病の有無をどのようにおもつとして把握しているのでしょうか。

② A氏を支援した経験のある者によれば、A氏は他人関係を築くことが苦手で、「死にたい」等の発言もみられ、うつ症状と思われる言動が認められたとのことです。担当ケースワーカーはA氏のこのような言動を承認していかつたのでしょうか。

③ A氏の運動能力の判断に際して、医療機関受診の足りや、医師の意見聴取等は行なわれていたのでしょうか。

④ A氏の運動能力の有無・程度の判断に際して、ケース診断会議等の組織的検討が行われていたのでしょうか。

⑤ A氏の運動能力の有無・程度に関する立川市福祉事務所の認識はいかなるものだったのでしょうか。

(2) 就労指導について  
 ① A氏に対する就労指導（口頭、書面問わす）の時期と具体的な内容はいかなるものだったのでしょうか。  
 i 口頭の就労指導は該当部分のケース記録も開示してください。  
 ii 書面による就労指導は指導指揮書も開示してください。

② A氏に対する書面による就労指導の内容に關して、ケース診断会議等の組織的検討が行われたのでしょうか。

\*ケース診断会議記録も開示して下さい。

(3) 保護停止・廃止処分について  
 ア 保護停止処分について  
 ① 保護停止処分を行なう前提として、告知期間の機会は、いつ、どのようににして付与され、A氏はいかなる弁明を行つたのでしょうか。  
 \*この点に関するケース記録も開示して下さい。

② 保護停止処分を行う前提として、ケース診断会議等の組織的検討は、いつ、誰が参加して行われ、どのような理由で停止の决策に至つたのでしょうか。

\*ケース診断会議結果に基づいてご説明下さい。同記録も開示して下さい。

イ 保護停止処分について  
 ① 保護停止処分を行なう前提として、告知期間の機会は、いつ、どのようにして付与され、A氏はいかなる弁明を行つたのでしょうか。  
 \*ケース記録も開示して下さい。

② 保護停止処分を行なう前提として、ケース診断会議等の組織的検討は、いつ、誰が参加して行われ、どのような理由で停止の决策に至つたのでしょうか。

\*ケース診断会議結果に基づいてご説明下さい。同記録も開示して下さい。

③ 保護停止処分から保護停止処分までの間に、自己訪問は実施されましたか。

④ 立川市福祉事務所は、保護停止処分にあたり、廃止後の生活がどのようにして維持されいくものと認識していたのでしょうか。

⑤ 立川市福祉事務所は、保護停止後、A氏の生活状況を把握するための何らかの措置を講じていたのでしょうか。

以上

\* \* \* \* \*

[調査回による要請書の文面]

要請書  
東京都福祉保健局生活福祉部保護課長 殿

(1) 生活保護廃止自殺事件調査団  
立川市生活保護廃止自殺事件調査団  
代表 宇都宮 健児  
同 後藤 道夫

2015年12月、立川市内で生活保護を受けた方が、就労指導違反を理由とする生活保護廃止処分を受け、その翌日に自殺する事が発生しました。二度と同じ状況が繰り返されないように、立川市福祉事務所を含む都内各福利事務所を指導監督すべき立場にある肩においでの、全般的な指導を実現することを強く求めます。

記

1. 就労指導、指導違反に対する停止・廃止の在り方にについて

(1) 就労指導のあり方について

- ① 就労指導ないし就労による保護廃止の目標個別設定を直ちに中止すること。
- ② 精神疾患問題があるアセホ一派の統計のある方など、就労指導の前提となる就労能力の判断がない方が頻りにいる場合、精神機能の弱さ、程度の判断は、ケースワーカーの拙所にまかせることなく、精神疾患悪化や経度的の障害、発達障害の有無に関する医師等の専門家の意見を見踏まえて、ケース診断会議等の組織的検討の上で行うこと。
- ③ 就労指導は、形式的・画一的に行なうことなく、当該保護利用者の就労能力、家族の状況等の個別の判断を十分に踏まえて行うこと。
- ④ 就労活動が芳しくない人については、その原因の把握に努め、精神疾患、依存症、知的障害、あるいは同居家族の状況等、移動能力を用意しない裏切させることの存在が疑われる場合には、上記②と同じく就労能力の有無・程度を改めて把握すること。
- ⑤ 就労は、経済的な自立のために必要なだけなく、社会参加や自己実現の機会でもあることを踏まえ、保護利用者の意向を尊重した者が指導を行すこと。また、様々な事情により就労能力が喪失された場合でも、個人として尊重し、無理のない範囲で社会参加や自己実現を保障すること。

(2) 指導・違反に対する停止・廃止について

- ① 明確な機会を付与する際は、形式的な質問と回答確認に留まることなく、十分な時間を確保し、本人の言い分を聞き取り、それを記録に残すこと。とりわけ、知的機能の障害や精神疾患等により本人の言い分を出力で説明することに限られますが、理解する施設の側には、おいて積極的に発言するよう努めること。
- ② 保護の停止・廃止は、当該保護利用者の生存を危惧的状況に追い込む場合が現実的危険性のあることに鑑み、就労指導違反のみを理由とする保護の停止・廃止は行わないこと。
- ③ 保護の停止・廃止を行つた場合には、その後との者の最短期間の生活が確保されている力を確認し、要保護状態に陥る場合には、再度の生活保護申請を促し、必要に応じて職種で保護を再開すること。

2. 保護の実施期間として適切に職務を遂行するための組織・人間体制について

- (1) 職員研修の実施について  
 国民の人権、とりわけ憲法及び生活保護法に基づく国民の生存権保護と社会保障制度の意義を職員が充分に理解するための研修・教育に徹底すること。  
 ① 社会福祉専門資格有資格者を講員すること。  
 ② ケースワーカーを増員し、ケースワーカー一人当たり80件を実現すること
- (2) 以上  
 ※開設記事：「生活保護利用者の人権は制限してもよい」の先には、どのような社会があるのか？



ら、家賃も払えず、生活費、食費もない。また路上に戻るか、それとも死ぬしかないのかという究極の選択を迫られる。

立憲政治の道しるべ  
被災地とつながる  
鎌木邦男の愛国問答  
集団的自衛権を考え  
雨宮處廉がゆく！

この所見は分について、立川市議の上條氏は、市の担当課長に聞き取りした際のことを見た記者会見で話した。担当課長は「就労指導等の経験があると感じて話した」と述べ、Aさんには「路上で生きていけるんじゃないかな」と話したという。

上條議員は、その担当課長に聞いたといふ。「指導に従わぬといふということです。彼らの意味で保護を切つたのが」

すると答えは「そうだ」というもの。また、「困つたら相談に来るだろう」とも述べていたという。が、彼は相談に来れない。彼の中で、立川市はとくに「相談できる相手」ではなくなっていたのだろう。

「でも、ちゃんと仕事探しでいれば保護を切られることがないかたんじゃないの？」そんな意見もあるだろう。が、果たして彼は「働ける」状態だったのだろうか。

彼と接した支援団体の人などによると、「死にたい」と口にすることが多い、うつ状態が進むたといふ。また、高校卒業後、短期で職を失々とするという経験や、路上にまで落ちてしまつた事実から危機感を抱くのは、軽度の知的障害や癡呆症などがあつた可能性だ。

しかし、立川市が、後の病気や障害の疑いについて、なんらかの対応をしていたかは明確ではない。というか、そのような疑いをもついたら、それほど厳しい労働指導はしないだろう。うつや脊髄腫瘍、知的障害があつたかもしれないに「とにかく働き」と言われる繰り返し。この日、申し入れに参加した稻葉氏によると、このような厳しい労働指導は、稻葉氏がこれまで支援したケースでもあつたといふ。

を打ち切る手で、どうも彼の行動を似た「指導」。

眞面目な人であればあるほど自分自身を責めるだろう。連日のようにそんなことを言われいたら、生きていで申し訳ない、なんて気持ちになってしまかもしない。その上、仕事を探しても探し方も悪い。その上、更に生きていく自信を失ってしまう。自分なんか生きていても……、なんて気持ちになってしまう。そんな時、いつにもまして厳しい勤務指導に晒されたら、心が折れてしまうことがある。

さて、それではなぜ、立川市ではAさんに文書で何度も就労指導が行なわれ、「従わないから廃止」というや方が横行するのか。

私の手元にある資料に、その「回答」と言えるものがある。立川市の「平成27年 事務事業評価表」だ。事務事業名は「生活保護費」。

ここに平成27年の「目標値」が書かれている。「就労支援による保護施設」の目標値として、「2」という数字が書かれているのだ。27年度は20人、就労支援によって働いてもらいたい、生活保護から卒業してもらいましょう、という目標である。

これまで思い出したのは、10年ほど前に北九州で、生活保護を「辞退」させたり、水際で申請できなくしたりし、無理や自殺が相次いたことだ。そんな北九州市では、やはり厳しい面倒見があつた。「ノリマ」があるからこそ、申請を受け付けたり、打ち切りや「辞退」の強制が緊き、それが多くの死体を生み出してしまつたのだ。

その時の反省がなんら生かされず、15年来、失われたAさ

が、このような状況の背景にあるのもまた、福祉事務所の人員不足だ。生活保護のケースワーカーの一人当たりの担当は8ロケーター基準でされている。しかし、立川市では、ケースワーカー一人当たりの担当が9.6、7世帯、人數にして12.7、8人

この日の記者会見で、福澤氏は、このような厳しい就労指導の背景にあるのは「国的生活保護費抑制の方針」と指摘した。とにかく利用者を減らしたい、予算を減らしたいといった。それが現場を苦しませ、結局は、もっとも弱い立場の人の命を奪っている。犠牲者は、いつも弱者にだけ押し寄せる。そんな光景を、どれくらい見てきただろう。

彼の死から、1年と4ヶ月。  
とにかくこうして調査団が結成され、真相究明が始まつた。彼の無念に突き動かされるようにならう人が集まり、今、ハスケル監修官としている



東京局による記者会見。左からK. 須藤剛志、一般論文科大学名誉教授の後藤道夫氏、宇都宮龍介氏、立川市議の上原彰一氏、弁護士の田所良平氏



開催による記者会見。左からK. 須藤剛志、一般論文科大学名誉教授の後藤道夫氏、宇都宮龍介氏、立川市議の上原彰一氏、弁護士の田所良平氏

Next ←前の記事へ

- 名無しさんより:**

悲しく悔しい事件です。弁護団の方々が動いてくださったことが救いです。この記事にもありますが、私もこの件は訴訟回数の多さから人間関係で孤立し易い程度的障がいかれがいの可能性が高いと思います。昔は人間関係や複雑な労働には不器用でも、一つのことに打ち込むような専門的な職業がありました。現在は効率化と高度な分業化が進み、かなり能力の高い方でちつて行くことに必ずです。ましてや平凡な能力の人や平凡に置かない能力の人が排除されることは火を見るより明らかです。この平凡な能力とは健啖能力のある男性で学歴も必ずです。もう何をするにもハードルが高いです。

報道でコンビニの商品に電子タグを付けることになりました。レジに立って労働する方は運用がなくなります。座る椅子の数は減って行くのです。医療関係もこれからロボットや人工知能が代替していくことでしょう。どんどん人件費は嵩ります。労働してもしなくて、生きることができる世の中にしなければ、病人、老人、障がい、女性で生まれたこと、失業…人命を数字というコストに置き換え排除していく世界の行き先は生き残れる人はどれほどいるのでしょうか？どうやらましよう。人間の命を数字に置き換えるのは…食べ物は捨てるほどあります。住む場所もあるのです。この衣食住をコストとしてお金に置き換えた途端に人間は創造力を失います。恐ろしいことです。

今後の弁護団の追及と再発防止の取り組みに大きな期待をしています。
- 谷村雅代 より:**

2017年4月19日 11:37 PM

立川に住んで35年、全く愛着の湧かない市です。食中毒問題でちんこー方式で撤退のPFIです。センターを通じた敷地は他の土壌汚染物だし、半数の小学校は校舎の機会不公平等。小学校も経済効率のため住民の声を全く無視して今回結婚されます。市議員のレベルも恐ろしく低くなっています。
- あん より:**

2017年4月23日 12:19 AM

陸過ぎる現実ですね。わたしも生活保護を受けさせておりますが、家族や身内からの拒絕に耐えられません。何よりも辛いです。役所よりも身内が、頻繁も許さず笑むことも許さずに、働くことはかり強いてきます。奴隸のように気働きしている感覚です。

お正月までひとりっきりで何をもひきこもりがちです。生きてる感覚がなく、目覚めたら息がでできません。毎日死を考えます。保護のお金はほんと手をつけることができずに、自虐的な生活を送っています。毎日死を考える場所はあります、完全にホームレスです。
- magazine9 より:**

2017年4月18日 12:06 PM

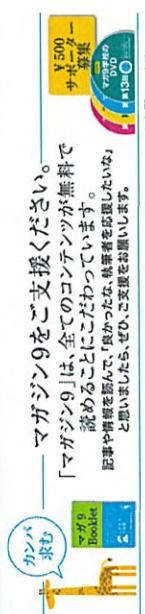
路生活や生活保護に至るまでに、その人はお金だけではない多くのものも失ってしまいます。それは旅だったり、信頼だったり、尊厳だったりするのかもしれません。その人の背景や恵みと無関係に、効率や経済性で人の価値が判断されてしまう。これは社会全体が抱えている問題ではないか。この市議員の対応に感じるようなことが自分の中にもないだろうか、と考えてします。
- 雨宮さんごんにちは**

以前神戸のシンボルスクエアにて一緒にさせていただいた元北九州ースワーカーの藤新貴治です。改めて無沙汰してしまいます。

国は1980年に北九州で申請開始と就労禁止の数値目標を導入させ、全国の福祉事務所に北九州に拠点に行くよう勧めています。

コメントを残す  
メールアドレスが公開されることはありません。 \* が付いている欄は必須項目です

コメント  
名前 \*  
メールアドレス \*  
ウェブサイト  
コメントを送信



マガジン9をご支援ください。  
「マガジン9」は、金でのコンテンツが無料で  
読めることにこだわっています。  
記事や情報を探したり、興味のある執筆者をお読みにな  
るなら、ぜひ、ご支援をお願いします。



※上記を引用する場合は出典明記「マガジン9 : http://www.magazine9.jp/」をお願いします

← 「マガジン9」トップページへ  
このページのアドマップへ  
Copyright 2005-2013 magazine9 All rights reserved

立川市だけじゃない 生活保護に追い詰められる人々の悲鳴(みわよし) - 個人 - Yahoo!ニュース

2017/4/24

「ボランティアをしてライブに行こう」 ロックコープス

Yahoo! JAPAN ヘルプ

新着記事一覧

国内 国際 経済 エンタメ スポーツ

IT・科学 ライフ オーナー観

ニュース

写真

映像

個人

女性

ビジネス

特集

ランキン

グ

意見調査

ビジネス

オーナー観

開拓一覧

ユーチューバージ

最新動画

オーナー観

開拓一覧

「ボランティアをしてライブに行こう」 ロックコープス

YAHOO! ニュース ロヴィン

IDでもっと便利に情報検索

会員登録

「ボランティアをしてライブに行こう」 ロックコープス

YAHOO! ニュース ロヴィン

IDでもっと便利に情報検索

会員登録

「ボランティアをしてライブに行こう」 ロックコープス

YAHOO! ニュース ロヴィン

IDでもっと便利に情報検索

会員登録

「ボランティアをしてライブに行こう」 ロックコープス

YAHOO! ニュース ロヴィン

IDでもっと便利に情報検索

会員登録

「ボランティアをしてライブに行こう」 ロックコープス

YAHOO! ニュース ロヴィン

IDでもっと便利に情報検索

会員登録

会員登録

会員登録

子どもがいる学校でのイジメ被害からPTSDになり、医療機関等で治療を受けた。治療プロセスの中で、娘子とも別居障害、母親は精神障害との重複である可能性が判明した。

しかし母親は大手、DVシェーラーを経て生活保護で暮らしながら就労している。周囲からは、日常生活など支障なく送られているが、生活は疲弊している。周囲には、そのことか全く理解されない。生活保護カースワーカー、支援窓口の職員、支援団体に助けを求めるが、関係が维続しなかった。

ご本人は  
「わたしはこれまで何度も、どうにかして生活保護を脱却しようと、繰り返し努力をしてきましたが、その度毎に疲れ、身体は疲弊し、精神も追い詰められています。そして助けてくれる人は誰いません」という。

コメント：

このような経験を経て、孤立と困難が深まつていくことは、非常に多いです。誰に何ができるのか。無力感しかありません。

・生活保護に立ちどりつけていない (40代・女性・父おぶひ下のきょうだい)  
同居・居住地不明)

コメント：

精神障害者（双極性障害）・障害年金を受給しつづ障害者雇用で就労しているが、症状のコントロールが困難で、安定した通勤ができない。会社は、精神障害を考慮して自動車通勤を認めているが、カソリン代は自負。家賃・光熱費の滞納もしばしば（他の家族は生活費を充分に分担していない娘子）。手元にある現金は、いつも僅かな金額。

現在も父親に虐待されている。生活保護で一人暮らしをしたいが、出来るかどうかがわかららない。

コメント：

精神障害者（双極性障害）・障害年金を受給しつづ障害者雇用で就労しているが、娘子を育ててきたが、 raspberries生活保護を利用しつづトート就労。現在は中学生・高校生になる2人の子どもを育ててきた。子ども一人は精神病があり、学校でも家庭でも觀察・看護が必要。

・ケースワーカーの暴力に抗議したら生活保護打ち切り (40代・女性・母子世帯)  
蒂・子供2人（中学生・高校生）・四国地方）

コメント：

シングルマザーとして子どもを育ててきたが、過労で持病が悪化して倒れた。その後は生活保護を利用しつづトート就労。現在は中学生・高校生になる2人の子どもを育ててきた。子ども一人は精神病があり、学校でも家庭でも觀察・看護が必要。

・制度の谷間に落ちて生活が困難 (40代・男性・単身・東京都)  
同居・居住地不明)

コメント：

制度的かつシングルマザーへの偏見が強い地域で、時々聞く事例です。目先の対応としては、生活保護の再申請→経済状況は変わらないので保証開始せざるを得ない→…となります。

・施設入所か保護打ち切りか (40代・女性・母子世帯だった（子どもは別居し自立）・東京都)  
同居・居住地不明)

コメント：

ご本人に直接お返事をできました。  
單身での生活保護利用は可能ですが、親子ようだいと同居のままでは不可能です。具体的な方法については、地元の支援団体が頼ります。

傷病のため生活保護受給中。一ヶ月あたり10回以上の通院が必至。日常生活にも支障が必要だが、障害者手帳の対象になるが故ではない。担当ケースワーカーが社説があれは受けられる支障もあるが、対応してもらえない。支援団体や団員にも相談してみたが、「生活保護を離に受けている」という理由で、支障が受けられないだった。

・施設入所か保護打ち切りか (40代・女性・母子世帯だった（子どもは別居し自立）・東京都)  
同居・居住地不明)

コメント：

事故で負傷して労働困難になり（内容から見て 身体障害2～3級+障害年金の可能性があるが、障害者手帳も障害年金も取得していない様子）、役所の母子相談員の助めて、生活保護を利用し始めた。

屋代の担当ケースワーカーの不誠実さ、福祉事務所に出向くと数名の職員が聞い込みのように奥の部屋に連れて行こうとする、威圧的であったり怒鳴りつけてきていた。

貧困母子世帯で育ち、学校にほとんど行けないまま、貧困、雇用。貧困の中で就労しつづけ。「生活保護世帯の子供こそ学び、社会に出る時に確実な生計の手段を持たせないと、貧困が連鎖する」と考えている。子どもはよく勉強し、高校進学時に給付型奨学金を得られることに成功したが、福祉事務所に認入認定(召し上げ)された。子どもに高校進学を断念させて動かせると、いかがわしい仕事・身体を雇用する仕事・低賃金の仕事しかない。子どもは、大人になつても安定した就労ができます、また生活保護に戻るしかなくなるかもしれません。

**コメント：**  
「給付型奨学金を認入認定してほしい」 といふ厚勞省通知が発行された後の話です。生活保護で暮らす人々が福祉事務所に対する不平不満・異議申し立てすると、ネットワーク一色で「扶養料金を支払うべきではない」という批判が飛び出しますが、ケース知通達は誰が入んでるかで判断される自治体も、いつまでも必ず正しいわけではありません。最初の通り扶養料金が入っているベテランがなければ、簡単に誤ります。

ト西論は生活保護の人々への(断じて福祉事務所ではなく)批判へと動きますが、ケース知通達は誰が入んでるかで判断される自治体も、いつまでも必ず正しいわけではありません。最初の通り扶養料金が入るのは、子どもさん(人)生を信じ曲げ、貧困から脱却する機会を奪つているかもしれません。しかし、もしれないということです。謝罪されて取り返しはつかないかもしれません。しかし、私が取扱して世の中に伝えられるのは、ほんの氷山の一角でしかありません。

#### ・医療での差別がひどい (50代女性)

医療機関や医師による生活保護受給者差別がひどい。受診さえ受け付けない医療機関が多い。愛診出来ても、きちんと診察されなかったり、不親切な対応をされたことがあります。医療機関や医師によると、精神疾患じゃなく、精神科に行け」と言われたこともあります。無意味な处方箇を出され、抗議すると警察を呼ぶと言われた。さらに「もう生活保護受給者の受診が出来ないよう断る」と言われた。

**コメント：**  
障害者同様です。何も要求していないのに「要らない治療や薬を飲がつしている」という偏見をぶつけられることは、自分自身、結構な頻度で経験します。公費負担率が通常より高いだけで、そういう見方をされるものです。生活保護なら「なおさら」でしよう。

ご自分で可能な対応は、精神障害の可能性がいるなら、障害者手帳を取得し、介護サービスの利用を申請し、通院受診を利用することです。  
医療機関に可能な対応もあります。というのは、その方の言動に何らかの問題があつた可能性は否定できません。まずは医療機関の側で「相手は生活保護ゆえに悪つきやしくなっている」という前提の下で、言動に注意していただきたいと思うところです。どうしても「来てほしくないけど、拒めない」というのであれば、担当ケースワーカーに行をお願いすることが可能な場合もあります。福祉事務所に相談。

・相続争いから生活困難、「争族」は福祉事務所幹部 (40代・男性・居住地不明)  
元ICT企業勤務。業務からうつ状態になり失眠。

#### 必要なのは「食える支援活動」

貧困問題の狭い世界の中では、右と左とか、実はあるまり関係ないんです。福祉事務所幹部である義理のきょうだいは、左派にも良く知られている人かもしません。生活保護の申請と利用については、義理のきょうだいが福祉事務所に居ようがなくだらうが関係ないのでですが、どうしても気になるのなら、弁護士を中心になっている支援団体を運営していると思います。「しがらみ」が気になるので受けられないということはあります。ですが、その場合は他の弁護士さんを紹介してもらえばいいと思います。

**コメント：**  
このようなメッセージを用意したとき、私は特に内心出来ますが、出来ないことの方が圧倒的に多いです。

差し迫った状況なら、自分が対応できないとしてもお役に立てるうな支援者をご紹介しようと思うのですが、しばしば、メールアドレスが保っているなどしてメールが届きません。

動脈としてメールアドレスを間違えたのか、「最後に言ってみた」で充分なのでメールアドレスをわざと間違えたのか、『どういうことかは分かりません』。

電話番号が書いてあることが多いですが、コールバックすると当方の電話番号も知らせることになります。番号非通知にすることはできますが、電話するだけで、先方は「今後も電話で話せるもの」と期待してしまう。その叶わない期待は、最初から持つていたかない方がよいだろうと思います。

しかし今回、配車のためには読み返して改めて気づいたのは、深刻かつ差し迫った状況にある方が本当に多いことです。生活保護は、保護費と人的支援がセットであるところが最大のメリットなのですが、それがかえって災しい、あるいは機能せず、こうなってしまいます。

最終のセーフティネットであるは生活保護から落ちとされてしまう方が多數いると、いう現実に対しては、まず「生活保護、ちゃんとしてよ！」と言うの加班ですし、私自身、それを言い続けてきましたが、今、生活保護から落ちとされそうな方に 대해서は、困に立ちません。

一定の責任のもと、相談を受け、実際の支援を行えるような人々や団體が、もっともっと必要なんだろうと思います。ボランティアでは最短的には繋がれませんが、その人々の入会費があれば、責任を求める屬付けが出来ます。

まず、目すべきところは、「食える支援活動」でしょう。そのためにどうすればよいのか、具体的な方法は思い浮かびませんが。

なお、上記の事例のいくつかは実は立川市であることを、最後に補足しておきます。

 ツイート  シエア  ブックマーク



みわよしこ  
フリーランス・ライター（科学・技術・社会保険・高等教育）

1963年福岡市生まれ。大学院修士課程修了後、企業内研究者を経て、2000年よりフリーランスに入。当初は科学・技術を中心とした活動。2005年に運動障害が発生したことから、社会保険に関する興味を向けてはじめた。（2007年には著書『手帳アソブ』。著書は書籍『生活保険』（日本評論社、2013年）など。2014年より立命館大学先端総合学術研究科一貫制博士課程に進入し、生活保護制度の研究を行っている。なお現在も、仕事の40%程度は科学・技術関連。

 miwachan\_info  
 Miyawachaninfo

#### みわよしこの最近の記事

  
千葉女児検査事件から考える、「前の見える関係」だからこそ危うさ (改題)  
4/14(金) 14:11

  
大学に、性的暴力の加害者・被害者を生み出さないことができるのか？ — 千葉有紀さんのご記事から考えた 4/4(火) 17:28

  
那須スキー場雪崩事故から考える、「安全」の意味と聞き取りにくさの大切さ  
3/29(水) 18:23

  
備えあれば憂いなし、ポケットに方針法規を～#新社会へのアドバイス  
3/28(火) 21:06

#### みわよしこの記事一覧(186)

##### おすすめのテーマ

  みわよしこ  
172 フォロワー  
4.814 フォロー

 生活保護制度  
4.814 フォロー

 立川市  
1,392 フォロワー

##### テーマとは？

## 第436回：「立川市生活保護廃止自殺事件調査団」、市と話し合いの場を持つ。の巻（雨宮処凜）

第436回：「立川市生活保護廃止自殺事件調査団」、市と話し合いの場を持つ。の巻（雨宮処凜）（マガジン9  
人は死ぬしかないのか 生活保護はなんなのか 担当者、上司、課長は何やっているのだ 犯人  
罪だ 平成27年12月〇〇の知人」

BY雨宮処凜 2018年1月24日



f 76 ● 37 ● 6

この自殺事件を受けて、「立川市生活保護廃止自殺事件調査団」が結成されたのは昨年4月。私も呼びかけ人となり、4月には東京都に質問状と要請書を提出。その後も調査団によって真相究明が続けられたのだが、この日、立川市の福祉事務所と話し合いの場が持たれたのだ。

調査団側から参加したのは14名、福祉事務所からは部長、課長をはじめ7名が参加。この日問われたのは、まず彼に出了された生活保護の「廃止」が妥当だったのが、という点だ。

Aさんが生活保護を廃止された理由は「就労指導違反」。

生活保護＝働くといふという誤解はいまだ根強くあるが、働く能力がある人は当然働かなければならぬ。役所からも「仕事を見つけてください」と指導される。これが「就労指導」。が、どのような背景があつたのか定かではないが、Aさんは仕事を見つけることができず、亡くなる3ヶ月前の9月には、「とにかく仕事を見つけるように。じゃないと生活保護を打ち切るぞ」という内容の指導指示書が同日に3通も出されている。そうして10月には「保護停止決定書」が出され、12月、廃止通知書が出されるのだ。この翌日、Aさんは自ら命を絶つてしまふ。

ここでひつかかるのは、「Aさんは果たして働くことができる状態だったのか?」ということだ。

彼の経歴を見ていくと、派遣の仕事を転々とし、派遣切りによって路上生活になるなどその人生は様々な困難に満ちていた（詳しくは、コラム第413回）。そこで疑われるのは、軽度の知的障害や精神疾患、発達障害などを抱えていた可能性だ。実際、生前の彼と接したことのある支援者は、彼から「死にたい」という言葉を耳にしている。

私自身も、ホームレス状態になつた人と接する過程で、生活保護を受けて初めて知的障害や精神疾患、発達障害であることがわかつたというケースに何度か遭遇している。いずれのケースもそれがわかつたのは20代、30代になってから。学校ではじめられ、職場でも「トロイ」などといじめられ、なかなか仕事が覚えられずに長続きしなかったなどの背景には、本人や家族も気づいていなかつた病気や障害が隠れていたのだ。だからこそ、Aさんのケースを知った時、まず頭に浮かんだのは「必要なのは『働き』という指揮だけではなく、専門家の意見を踏まえた支援だったのではないか」という疑問だ。

「新聞社・議員へ」で始まるFAXには、衝撃的なことが書かれていた。

「立川市職員に生活保護者が殺された!真相を追及して公開、処分してほしい知り合いの〇〇が高松町3丁目のアパートで12月10日に自殺した担当者の非情なやり方に命を絶つたよ」という主旨の言葉。話し合いの場で、そのことを口にした時に出てきたのが冒頭の言葉なのである。「おかしいから病院に行けなんて、失礼にあたるから」という主旨の言葉。

が、話し合いが進むうち、立川市には精神保健福祉士が3名おり、必要な場合にはそちらに回されるという態勢 자체は整っていたことが明らかになった。しかし、彼は「就労阻害要因なし」と判断され、最後まで専門家に回されることはないといふことだ。そうして再三「仕事が見つかなければ切る」という指導指示書を出され続け、結局、自ら命を絶ってしまったのだ。

福祉事務所の人たちの話を聞きながら、どんどん大きくなっていたのは「納得できない」という気持ちだった。これで確認したのだが、現場のケースワーカーは、精神疾患や発達障害、知的障害についての専門知識は持っていないということだった。だからこそ精神保健福祉士がいるのだが、そちらに回すかどうかを判断するのは「素人」であるケースワーカー。様々な病気や障害は「一見どうはわからない」ケースも多いわけだが、そんな事情にまったく対応していないとか言いようがない。

しかも、その言い訳として「おかしいから病院行け、なんて言えない」という言い方が成り立っていることに愕然とした。そんな失礼な言い方で言わなくたって、本人を傷つけず、信頼関係を崩さずに伝える方法なんていいくらでもある。少し想像力を働かせれば一発で解決する話である。相手を傷つけないよう、精神疾患や様々な障害に関する専門家の研修を受けければ、それでもか、そういう研修を受けなければいいのである。ただそれだけの話なのである。

そのことを指摘すると、同席した調査団の弁護士さんが言った。

「ここまで仕事が決まらないなら、そのこと自体が本人が困難を抱えているということですね。停止・廃止レベルということだけで、それは明らかですよね」

そうして弁護士さんは、「相手を傷つけないような具体的な言い方・聞き方」について、その場で実演してみせた。

「具体的に言いますよ。『これだけお仕事決まらないと大変ですよね？ 夜、ちゃんと眠れますか？ 眠れるお楽出すこともできますよ？ いろいろ言われると大変ですよね？』」

弁護士さんの優しい口調に、思わず涙が出そうになつた。

生活保護の怒口にやつてくる人は、たいてい弱り切っている。それまでの人生の中で、おそらく最大に傷つき、自信をなくし、途方に暮れている。そして自分のことを責めてもいる。それは生活保護を受けるようになつてからも基本的には変わらないように思う。仕事がなかなか見つかなければ、そのことに対する申し訳なさ、「食べさせてもらっている」という引け目。生活保護受給者の自殺率はそれ以外の人の2倍だ。

もし、自分が生活保護を受けていたとして、弁護士さんが実演していたような言葉をかけてもしたら、どれほど救われるだろう。そしてAさんがもししそんな言葉をかけられていたら、少しづつ自分の悩みを話していくかもしれない。そうしたら、自ら命を絶つことなんてなかつたのかかもしれない。

役所の人は、本人から「眠れない」「医者に行きたい」という言葉がなければこちから決めつけて医者を勧めることなどできない、という主旨のことを何度か口にした。しかし、とてもじやないけれど、そんな弱音を口にできるような空気ではない現場を私自身、何度も目にしてきた。

「生活保護は人をダメにするものだから一刻も早く仕事についてください」とだけ冷たい口調で繰り返す人もいたし、取りつく島もないほどに「就労自立」のみを強調する人もいた。もちろん、受給者に寄り添い、丁寧な対応をするワーカーの人もたくさん見てきたが、その態度や目つきに身体がすくむような圧を感じさせた人もいた。「眠れない」「辛い」。そんな言葉がなかなかからと言って、本人が元気だった保証はどこにもない。逆に、そんな言葉を封じるような空気があつたかもしれないのだ。

さて、そんな生活保護を巡っては、立川市で話し合いをしたまさに1月16日、嬉しいニュースが飛び込んできた。

それはある裁判の判決。福島地裁で生活保護をめぐる裁判の判決が下されたのだ。原告は、福島県で生活保護を受ける母子。生活保護世帯の高校生の子どもに支給された奨学金を、福島市が「取入」とみなしてブン取ったことに対して起こした裁判である。この日、福島地裁は福島市の処分を違法とする判決を出し、母子は勝訴した。

「奨学金取り上げ」という、子どもの夢を奪い、努力を踏みにじるような福島市のやり方が、明確に「違法」と判断されたことは喜ばしい。が、この連載でも触れているように、生活保護については引き下げ方針が出され、厳しい状況が続いている。

1月28日には、もやいやエキタスの呼びかけで、新宿アルタ前で午後3時半から「#みんなで貧しくなりたいですか？～生活保護引き下げに反対する街頭宣伝」が開催される。私も出演予定だ。

ぜひ、多くの人に關注を持ってほしい。

# マガ9存続のためにには、 皆様からのご支援が必要です。

□

マガジン9



ホームページ 雨宮処凜がゆく！ 第473回：立川生活保護廃止自殺事件、その後。（雨宮処凜）

雨宮処凜がゆく！

## 第473回：立川生活保護廃止自殺事件、その後。の巻（雨宮処凜）

By 雨宮処凜 2019年2月6日



2015年12月、東京都立川市で、一人の男性が自ら命を絶った。

その死から1年4ヶ月後、弁護士などによって「立川市生活保護廃止自殺事件調査団」が結成された。私もそのメンバーの一人である。

この発端は、15年の大晦日、立川市の共産党市議団控え室に以下のようなFAXが届いたこと。

新聞社・議員へ

立川市職員に生活保護者が殺された!真相を追及して公開、処分してほしい  
知り合いの〇〇(個人名なので伏せます)が高松町3丁目のアパートで12月10日に自殺した 担当者の  
非情なやり方に命を絶ったよ  
貧乏人は死ぬしかないのか 生活保護はなんなのか 担当者、上司、課長は何やっているのだ 犯人罪  
だ 平成27年12月 ○○の知人

雨宮処凜がゆく！

亡くなったのは、立川市で生活保護を受けた48歳のAさん。15年12月10日に自殺した。  
自殺前日、Aさんには、生活保護の廃止通知書が送られていた。このことから、生活保護廃止という通知を受け、絶望して命を絶ったことが推測される。

この事件については、連載の第413回で詳しく書いたのでそちらもぜひ読んでほしいが、生活保護を受けるまでのAさんの暮らしづらさは、まさに90年代から始まった「雇用破壊の犠牲者」と呼びたくなるものだ。高校後は正社員として働くものの、その後期間工となり、自衛隊を経たあと、派遣の仕事を転々とする。が、リーマンショックの前年、30代にして路上に追いやられてしまう。その後、絶余曲折ありつつも立川市で生活保護を利用していくようになるのだが、アパート生活を始めて約1年後、生活保護廃止通知書が送られ、その翌日、彼は自ら命を絶ってしまう。

生活保護の廃止理由は「就労指導違反」。要是「動けと指導したのに動かなかった」ということだが、大きな疑問として浮かぶのは、「そもそも彼は動ける状態だったのか？」ということだ。

生前の彼と接した支援団体の人などによると、Aさんは「死にたい」と口にすることもあり、うつ状態が疑われたという。また、高校卒業後、短期で職を転々とするという経歴や、路上にまで追いやられてしまったという事実からは、軽度の知的障害や発達障害などがあった可能性も浮かび上がる。しかし、そのようなことが顧みられることはなく、福祉的な支援に繋ぐという対応もなく、生活保護の廃止は決定されてしまった。

過酷な路上生活も経験し、生活保護を受けてやっと取り戻した「住まいのある生活」。そんな中、保護を廃止すると言わされたら。家賃も払えず、生活費、食費もない。また路上に戻るのか、それとも死ぬしかしないのかという究極の選択を迫られる。

この廃止処分について、市の担当課長は「路上生活の経験があるので、保護を廃止してもなんらかの形で生きていけるんじゃないかな」と話したという。これは、人間に対して使われる言葉では決してない。この言葉を知った時、Aさんの絶望の片鱗に触れた気がした。そして廃止処分を受け、Aさんは路上に戻ることを選び、死を選択しているのだ。

Aさん亡き今、彼に障害があったのかどうか、あつたとすればどのようなものなのか、確かめるすべはない。しかし、どこかの段階で誰かが彼の抱える「生きづらさ」に気づいていたら、場合によってはうまく支援に繋がれたかもしない。少なくとも、「とにかくすぐに仕事を見つけろ。見つけないんだったら保護を打ち切るぞ」という展開にはならなかつたのではないか。

このようなことが二度と起きないよう、彼の死から一年以上経って、「立川市生活保護廃止自殺事件調査団」が結成され、私も入ったというわけだ。

立川市との話し合いを重ねる中で、調査団が要請したのは、再発防止のために職員研修を充実させること。軽度の知的障害など、一見「支援の必要がない」とように見える人々に対する支援のあり方などについて、職員に知識・スキルをつけてもらうことだ。現場で一人ひとりと顔をあわせる職員だからこそ、気づけることがある。教える人がたくさんいる。そんな職員が増えなければ、Aさんのような悲しい事件はもう起きないはずだ。

そうして今年の1月30日、とうとうその研修の日がやってきた。立川市の生活福祉課が、「軽度障害者の支援のあり方について」という課内研修を開催したのだ。講師は、調査団が推薦した精神科医・森川すいめい氏。世界の医療団の理事であり、年末の吹ききさぶ中、吹ききさらしのテントでいつもニコニコしながらホームレス状態の人たちの相談に乗っている人だ。一言で言うと、私がもっとも尊敬する精神科医であり、「現場の人」である。

そんな森川氏は、立川市の職員たちを前に、誰も置き去りにならないよう、ゆっくりゆっくり、優しい声で話した。時々立ち止まって、「ここまで、大丈夫ですか？」と室内を見渡す。参加した職員は生活福祉課の30人ほど。日々ケースワーカーなどとして働く人たちだ。それ以外に立川市議会議員の面々や調査団メンバーなど。

森川氏による研修は2時間にわたって続いたのだが、軽度知的障害について、本当に発見の連続だった。

例えば、森川氏はある人のケースを紹介した。

話がうまくて、一見とても障害があるようには見えない。しかし、働けない。働いても続かない。森川氏がその人の話をじっくり聞いてわかったのは、その人には限定的な学習障害があったということ。脳の障害によって、かけ算や割り算ができない。よって、飲食店などで働いても計算ができずミスをしてしまう。だから仕事が続かない。本人は「自分が勉強しなかったからだ」と思い込んでいる。しかし、そうではなくて、障害があつたのだ。

また、「施設に入ると失踪してしまう人」のケースについても紹介された。中卒で建設現場などで勤

きつつ、20年ほど路上生活をしてきて生活保護を利用したある男性。個室シェルターから施設に移ると、失踪してしまう。これまで、実に4回の失踪を繰り返してきたという。そんな人の話をよく聞く聞いてみると、「漢字が読めない」ことが発覚した。ひらがなは読めるものの、多くの漢字を読むことができない。

路上生活をしている間は、「漢字が読めない」ことは彼の障害ではなかつた。なぜなら、手配師に仕事をもらい、単純作業をする生活中では漢字は必要なかつたからだ。しかし、施設に入るとそれは障害になる。まず、施設のルールが書いてある貼り紙の字が読めない。読めないからルールを破る。怒られる。怒られると、失踪する。それを繰り返して生きてきたのだ。中等度の知的障害がある彼は、「誰かに相談する」「困っていることを伝える」ということができなかつたという。また、誰かに説明を受ける際も、理解していくくとも「うんうん」と頷いてしまっていたのだという。そうやって、従順に振る舞うことで生き延びてきたのだろう。

「納豆が食べられない」という理由で施設から逃げてしまふ人の話も紹介された。施設の食事で出る納豆が、食べられない。しかし彼は、「食べられないと言つていい」ことを知らなかつた。そんなことを言つたら殴られてしまうでは、という恐怖。納豆が食べるたびに失踪してしまうのだ。そうして路上生活に戻る。

路上生活の理由が「納豆が食べられない」。まさかそんな理由でホームレス状態になっている人がいることに、一体誰が気づけるだろう。その彼はおそらく、「原因」など想像もつかない人たちから「一体なんなんだよ!」などと責められ続けてきたはずだ。そうしてどんどん「支援」というものから遠ざかっていく。「責められる場所!」「怒られるところ!」からはとにかく逃げる。そうやって、なんとか自分の身を守ってきた人たちがいる。路上にいる人の中には、今もそんな人たちが多くいる。10年以上、貧困の現場を見ついても、それはわかる。

「ホームレス状態でも生活保護を利用できる」「若くても利用できる」などの知識が知られてきたことによって、知的な障害のない人は比較的の早めに福祉の網にひつかかることができるという印象がある。一方で、今も路上にいたり、路上と施設を行き来したりしている人の中には「支援の難しい人が多い」というのが現在の印象であり、多くの支援者から聞く言葉だ。この日の研修の前に接觸した立川市の職員も、生活保護を利用する人の中には、専門的な課題を抱える人が増えているということを話していた。

森川氏が強調したのは、いかに「本人の話を聞く」ことが重要か、ということだ。プロの支援者であればあるほど、経験から思い込みによって支援を進めようとすることがある。しかし、本人の困難の理由は、プロの支援者の斜め上を行っていることが多いのだ。

「思い込みによる支援をやめる」。それよりも、まずは本人の話を聞くこと。丁寧に丁寧に、聞くこと。そうすれば、いかに専門家の主観が間違っているかよくわかる。

話はそこから、「オープンダイアローグ」（フィンランド発の精神療法。本人を交えた開かれた対話に繋がつていった。オープンダイアローグ。この数年、注目されている方法で、私も関心があり本などを読んでいるものの、改めて森川氏から聞くとまたまた多くの発見があった。オープンダイアローグは対話の手法として、ホームレス支援とか障害がある人への支援とかまったく関係なく、すべての人が知るべきノウハウが満載だ。

研修の中盤、4人一組になって、「相手の話を聞く」「自分の話をする」ことを実践。自己紹介、ここに来たいきさつ、期待などをそれぞれ語る。私は職員の方々と同じグループになった。日々、生活保護の現場で働く人たちの声に触れられたことは大きな収穫だった。同時に、私自身がなぜこのような問題で活動、取材しているかなども話した。行政の人々と対立するのではなく、生活保護行政を充実させたい、という点ではおそらくみんな同じ思いを持っている。そんな話をもつともつとしたかたけれど、時間切れ。そうしてあつとい間の2時間の研修は終わった。

「やっと、実現しましたねえ…」

研修のあと、調査団のメンバーとしみじみ言葉を交わした。

Aさんが自ら命を絶ってから、3年以上。調査団を結成し、記者意見をし、立川市と話し合いの場を持つなど様々なことをしてきた中で、やっと「職員研修」までたどり着いた。本当に少しだけど、一区切り、ついた気がした。

何をしたって、失われた命は戻ってこない。だけど、まるで亡くなつたAさんに導かれるようにして、ここまで物事は動いてきた。調査団結成の前、Aさんについてみんなで調べていた時には、本当に偶然、Aさんの痕跡を見ついたこともあった。生前、Aさんはある支援団体を訪れており、相談記録が残っていたのだ。それによつて、Aさんがどんな人生を歩んで路上生活となり、生活保護に至つたかが次々と明らかになった。その記録を発見した時には、その場にいた全員、鳥肌が立つような思いだつた。「自分の無念を晴らしてくれ」。Aさんに、そう言われている気がした。そうしてこのたび、この研修にまで辿り着いた。みんな会つたこともないAさんが、弁護士や市議会議員、支援者などいろんな人を動かして、立川市での研修が実現したのだ。

小さな小さな一步だとは思う。だけど、私たちがずーっとやつてきたのは、この小さな小さな一步を積み重ねることだ。そのことによって、ほんの少しずつだけど、社会は変わっていくしかわってきたことを知っている。

この日講師をされた森川すいめいさんと



一方で、思う。Aさんが生きているうちに、森川さんのような精神科医に会えていたら…と。が、森川さんが言うように「丁寧に」話を聞くには時間と人手が必要だ。それは生活保護のみならず、多くの支援の現場でもっとも不足しているものではないだろうか。

立川市は、話し合いの中で、今後、就労指導違反を理由とする生活保護の廃止・停止をする際には相談機関などを記載した文書を交付することを約束した。これもひとつの大好きな前進だろう。もう二度と、Aさんのような死者が出ませんように。のために、できることをやっていく。

# 生活保護削減目標やめよ 田村氏 機械的就労指導ただす

参院委  
田村氏

日本共産党的田村智子議員は26日の参院予算委員会で、生活保護受給者に対する自治体の就労支援促進計画で、国が2015年から生活保護の削減・廃止の数値目標や達成度の報告を毎年求めていることを批判し、中止を強く求めました。

15年度に20件の保護廃止目標を定めていた東京都立川市では、同年10月に就労指導された男性受給者が12月に保護を停止され自殺。



質問する田村智子議員=26日、参院予算委

田村氏は、命に直結する生活保護が就労指導に従わなかったことを理由に、この数年間で不適切な保護停

止が相次いでいると指摘しました。

大田区では、椎間板ヘルニアで働けなくなった40代男性に仕事を探していないと達成状況の報告により機械的に忠実に従った記述が強調されました。

文部科学省は26日、2018年度に行つた小学校教科書の検定結果を公表しました。

した。領土問題では政府見解に忠実に従つた記述が強調されました。

社会科では4年の災害対策・救援のところで、3社すべてが、警察、消防などに加え自衛隊をとりあげま

査を要求しました。  
厚労省の谷内繁社会・援護局長は、自治体に問い合わせると答弁。根本匠厚生労働相は「機械的な就労指導や保護の廃止は意図して

いない」と開き直りました。証をへて目標を廃止した教訓を生かすべきだと指摘。受給者の状況把握や細やかな支援ができるケースワーカーの抜本増こそが必要だと強調しました。

## 教科書に自衛隊記述増 小学校「領土」は政府見解通り

検定結果公表

文部科学省は26日、20

18年度に小学校教科書の検定結果を公表しました。4年の社会科では申請した3社すべての教科書

は来年4月から使われます。

▼関連⑯面

社会科では4年の災害対策・救援のところで、3社すべてが、警察、消防などに加え自衛隊をとりあげま